

第三次 筑紫野市地域福祉計画。 地域福祉活動計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月

筑紫野市・社会福祉法人 筑紫野市社会福祉協議会

はじめに

近年、少子高齢化、核家族化の急速な進行や生活様式の多様化などにより、地域のつながりの希薄化や社会的孤立といった課題が顕在化しています。

また、豪雨や地震による大規模災害が全国で頻発しています。



このような状況において、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、誰もが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包摂的な共生社会づくりを推進することが求められています。

この度、「みんながつながり、支えあい だれもが安心して暮らせる共生のまちづくり」を基本理念に掲げた「第三次筑紫野市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。本計画には、「成年後見制度利用促進基本計画」と新たに「再犯防止推進計画」を包含しています。

今後、複雑化・多様化した生活課題に対応するため、筑紫野市と筑紫野市社会福祉協議会は本計画に基づき、市民や関係機関の方々と共に、持続的かつ包括的な支援体制づくりを推進し、“住みたいまち”を創って参ります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言を賜りました筑紫野市地域福祉計画等推進委員会の皆さまをはじめ、アンケート調査やワークショップ、パブリックコメントにご協力をいただいた多くの市民、関係団体の皆さまに心から御礼申し上げますとともに、今後とも計画の推進に向け、皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

筑紫野市長 平井 一三

はじめに

皆様には、平素から筑紫野市社会福祉協議会の活動、事業につきまして多大なるご支援とご協力を賜り感謝とお礼を申し上げます。

福祉を取り巻く情勢は、少子高齢化、核家族化によって、地域でのつながりや支え合いの希薄化が進むなか、既存の福祉制度や公的サービスのみではカバーできなくなっております。最近ではヤングケアラー、8050問題、児童、介護、貧困などの様々な要素が複合化した新たな課題が出てきており、地域の生活、福祉問題は複雑化・多様化してきています。

こうした中、1人ひとりが生きがいと役割を持ち、助け合いながら暮らしていく地域共生社会の実現を目指した取り組みが必要です。

本計画は「みんながつながり、支えあい だれもが安心して暮らせる共生のまちづくり」を基本理念として「市」、「社会福祉協議会」、「住民・地域」それぞれの取り組みを示しております。

計画の推進にあたりましては、筑紫野市と連携し市民、関係機関・団体の皆様とともに、社協役員・職員一丸となって取り組んでまいり所存です。今後とも、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本計画の策定にあたりましては、ご尽力いただきました筑紫野市地域福祉計画等推進委員会の皆様をはじめアンケート調査、ワークショップ、パブリックコメントにご協力、ご提言いただきました市民、関係機関・団体の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和7年3月

筑紫野市

社会福祉協議会会長

市川 隆利



目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 社会福祉法の改正について（令和3年4月1日施行）	2
3. 重層的支援体制整備事業について	3
4. 計画の位置付け	6
5. 計画の期間	7
6. 計画の策定体制と市民参画	7
7. 地域福祉推進のための4つの視点	9
8. 計画の圏域の考え方	10
第2章 統計から見える筑紫野市の現状	12
1. 人口ピラミッド	12
2. 人口の推移	13
3. 高齢化率の推移	14
4. コミュニティ別高齢化率	15
5. 要介護者の増加	16
6. 自然動態及び社会動態	17
7. 障がい者の状況	18
8. 生活保護	19
第3章 計画の基本理念と基本目標	20
1. 計画の基本理念	20
2. 計画の基本目標	20
3. 第三次計画の計画体系	21
4. 本計画とSDGsの関連	22
第4章 施策・事業の推進	23
基本目標1 地域の支えあいの仕組みづくり	23
(1) 身近な地域でのつながりづくり	23
(2) 地域の声かけ・見守り活動の推進	26
(3) 地域住民の交流の場の充実	28
基本目標2 地域福祉を推進する基盤づくり	30
(1) 生活課題に対応するための基盤強化	30
(2) 包括的相談・支援体制の整備	33
(3) 情報提供体制の充実	36
(4) 各種福祉サービスの充実	40

基本目標3 地域福祉を支える担い手づくり	42
(1) 地域福祉を担う人財の育成	42
(2) ボランティア活動・NPO 活動等への支援	45
基本目標4 安全安心に暮らせる環境づくり	48
(1) 安心して暮らせる地域づくりの推進	48
(2) 健康・福祉への理解と実践の促進	51
第5章 成年後見制度利用促進基本計画	53
1. 計画の概要	53
2. 成年後見制度をとりまく本市の現状と課題	53
3. 計画の基本方針	55
4. 目標達成のための施策	55
5. 計画の推進	57
第6章 再犯防止推進計画	58
1. 計画の概要	58
2. 現状と課題	60
3. 目標達成のための施策	63
4. 計画の推進	64
第7章 計画の推進にあたって	65
1. 計画の周知	65
2. 計画の進行管理	65
資料編	68
1. 各コミュニティの状況	68
2. 調査結果概要	82
3. 計画策定までの経緯	97
4. 筑紫野市地域福祉計画等推進委員会	98
5. 筑紫野市地域福祉推進条例	99
6. 用語の解説	110

○用語について

本計画書内の用語については、巻末(110 ページから)に用語集を掲載しています。また、初出の箇所（「はじめに」「目次」や見出しの部分を除く）には、「※」を表示しています。

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市においては、令和3年3月に、「お互いを認め合い、支えあいながら、だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の基本理念のもと、「第二次筑紫野市地域福祉計画・地域福祉活動計画（改定版）」（以下「前計画」という。）を策定し、4つの基本目標を掲げ、住民主体の活動を軸に、地域福祉施策を展開してきました。

一方で、地域社会においては少子高齢化・人口減少の進展により、様々な問題が顕在化しています。高齢化や未婚率の上昇による核家族や単身世帯の増加に伴う孤立化、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、人と人との接触が減ったことで、家族や近所の関係の希薄化が進行しています。

さらには、「8050問題」やダブルケア、ヤングケアラーなど、制度の狭間で支援が届きにくいケースや、複数の課題が重なり合い、包括的な対応が求められる複合的なケースも増えています。

こうした課題について、これまで行政は分野ごとの福祉制度（縦割りの公的支援等）によって高齢者や障がい者、子育て世帯などを支えてきましたが、地域住民の個々の生活課題に対する包括的な対応力を強化するとともに、住民によるボランティア活動、事業者によるサービスを含め、地域が一体となり暮らしやすいまちづくりを推進していくことで、持続可能な地域づくりを推進していくことが求められています。

そのため、今後は地域の支え合い・助け合いの仕組みに地域の住民が自ら参加し、ともに支え合っていくことがより一層重要となります。

以上の経過を踏まえ、前計画の期間が終了することを受け、これまでの取組を継承するとともに「地域共生社会※」の実現に向けた取組を推進するため、「第三次筑紫野市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）を策定します。



地域福祉とは

「地域福祉」とは、地域で暮らす人々が、障がいの有無や年齢などに関係なく、お互いに助け合い、支えあいながら、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域社会をみんなで築いていく取組のことです。

2. 社会福祉法の改正について（令和3年4月1日施行）

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、社会福祉法*が改正されました。本計画はこの改正社会福祉法を踏まえて策定するものとします。

（1）市町村の地域福祉推進に関連する改正の要点

① 地域福祉推進の理念を規定【法第4条第2項関係】

地域住民等（住民や福祉関係者）が、主体的に「地域生活課題」を把握し、支援関係機関と連携し、課題の解決を図ることをめざす旨が明記され、地域福祉推進の理念が明確化されました。

② 市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定【法第106条の3第1項関係】

市町村は、地域福祉の推進に向けて地域住民等や支援関係機関が、地域生活課題の解決のため相互協力の上で支援体制を提供できるような包括的支援体制の整備に努めることとされました。

具体的には、地域づくり、身近な地域で相談を受け止める場の整備、課題を解決するネットワークの整備などを実施することにより、支援体制整備を行うこととされています。

③ 重層的支援体制整備事業について規定【法第106条の4、第106条の5関係】

市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業として、重層的支援体制整備事業を行うことができると規定されました。

また、重層的支援体制整備事業を実施するときは、重層的支援体制整備事業実施計画を策定することが、市町村の努力義務とされました。

④ 市町村地域福祉計画の位置付けについて規定【法第107条関係】

市町村地域福祉計画について、その策定が努力義務とされ、高齢者、障がい者などの福祉の各分野における計画の「上位計画」と位置付けられました。

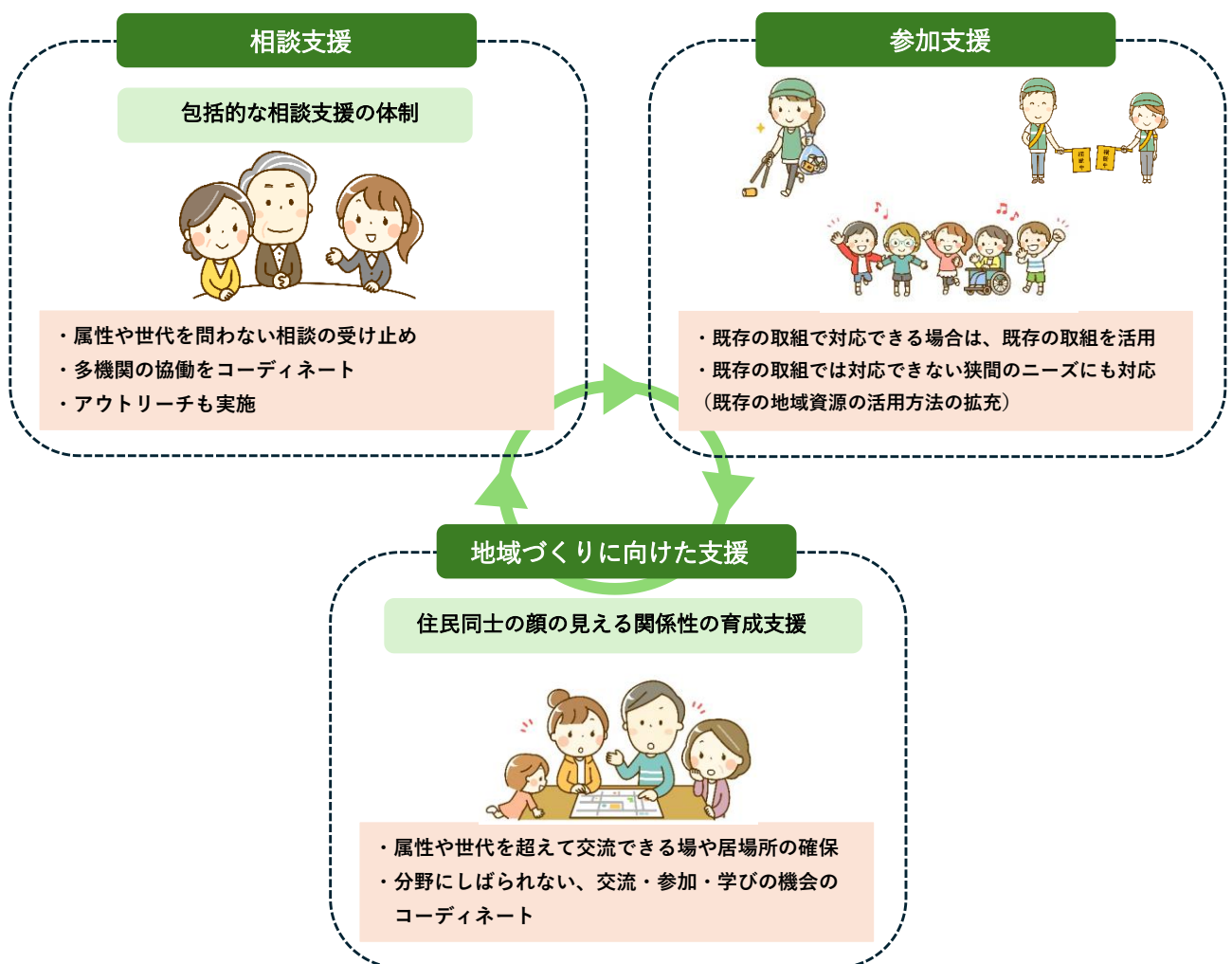
3. 重層的支援体制整備事業について

(1) 重層的支援体制整備事業と本計画の関連について

令和3年4月に施行された改正社会福祉法により、重層的支援体制整備事業が創設されました。

重層的支援体制整備事業とは、既存の相談支援の取組を活かしつつ、地域住民やその世帯の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、世代や属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する事業です。

本計画を通じて、行政や社会福祉協議会、支援関係機関等との間で、地域や住民の抱える課題と、包括的な支援体制の整備にあたってめざすべき方向性についての認識の共有を図ることで、今後、重層的支援体制整備事業を効果的に実施できるようにします。



(2) 支援の流れについて

- ① 包括的相談支援事業において、相談者の属性、世代、内容に関わらず相談をまるごと受け止める。
- ② 包括的相談支援事業で受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した課題は多機関協働事業につなぐ。
- ③ 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し、重層的支援会議に諮る。
- ④ 必要に応じてアウトリーチ※を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。
- ⑤ 重層的支援会議を通じて、各支援機関間で支援の方向性に係る合意形成を図りながら、プランに基づく支援を実施する。

(3) 各事業についての考え方

① 包括的相談支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第1号）

包括的相談支援事業は、高齢、障がい、子ども、困窮の各分野において実施されている既存の相談支援事業において、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、住民の相談を幅広く受け止め、寄り添い、複雑化・複合化した課題の整理や解きほぐしを行います。

主な関連施策

基本目標2 基本施策2 包括的相談・支援体制の整備
基本施策4 各種福祉サービスの充実

※上記以外にも関連施策有

② 多機関協働事業（同法第106条の4第2項第5号）

複雑化・多様化した課題を抱える人、または世帯に対して、単独の支援関係機関だけでは対応が難しい場合に、重層的支援会議や法第106条の6に規定されている支援会議を随時活用し、課題解決に向けて、支援の調整、支援プランの適正の協議・評価を行います。

主な関連施策

基本目標2 基本施策2 包括的相談・支援体制の整備

③ 参加支援事業（同法第106条の4第2項第2号）

参加支援事業は、既存の支援では対応が困難な本人や世帯の狭間の個別ケースに対応するため、福祉サービス事業所等の地域の社会資源※を活用、または新たな社会資源を開拓し、要支援者の社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

また、特に引きこもり状態にある人への支援については、就労等だけではなく、広く社会参加を促していくことが重要であることから、居場所の整備等の幅広い支援に取り組みます。

主な関連施策

基本目標1 基本施策1 身近な地域でのつながりづくり

④ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（同法第106条の4第2項第4号）

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、複雑化・多様化した課題を抱えており、支援が届いていない人に対し、必要な支援を届けるための事業です。

この事業の対象者は、複合的な課題を抱えているために、自ら支援につながれない人や、支援につながることに拒否的な人などが考えられます。

そのような対象者像を踏まえ、アウトリーチ事業が重視するのは、本人と継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援です。

また、対象者を見つけるため、関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりづくりとともに、地域の状況などの情報を幅広く収集します。

主な関連施策

基本目標2 基本施策1 生活課題に対応するための基盤強化

⑤ 地域づくり事業（同法第106条の4第2項第3号）

地域づくり事業は、高齢、障がい、子ども、困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により、地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行うものです。地域の社会資源を幅広くアセスメントした上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備をめざします。

主な関連施策

基本目標1 基本施策3 地域住民の交流の場の充実

4. 計画の位置付け

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づき、地域福祉を推進するための総括的な計画として、市町村が策定するものです。住民と行政、福祉関係事業者などが一体となって、地域福祉の在り方や現状を踏まえながら、将来の展望や道筋を示していきます。

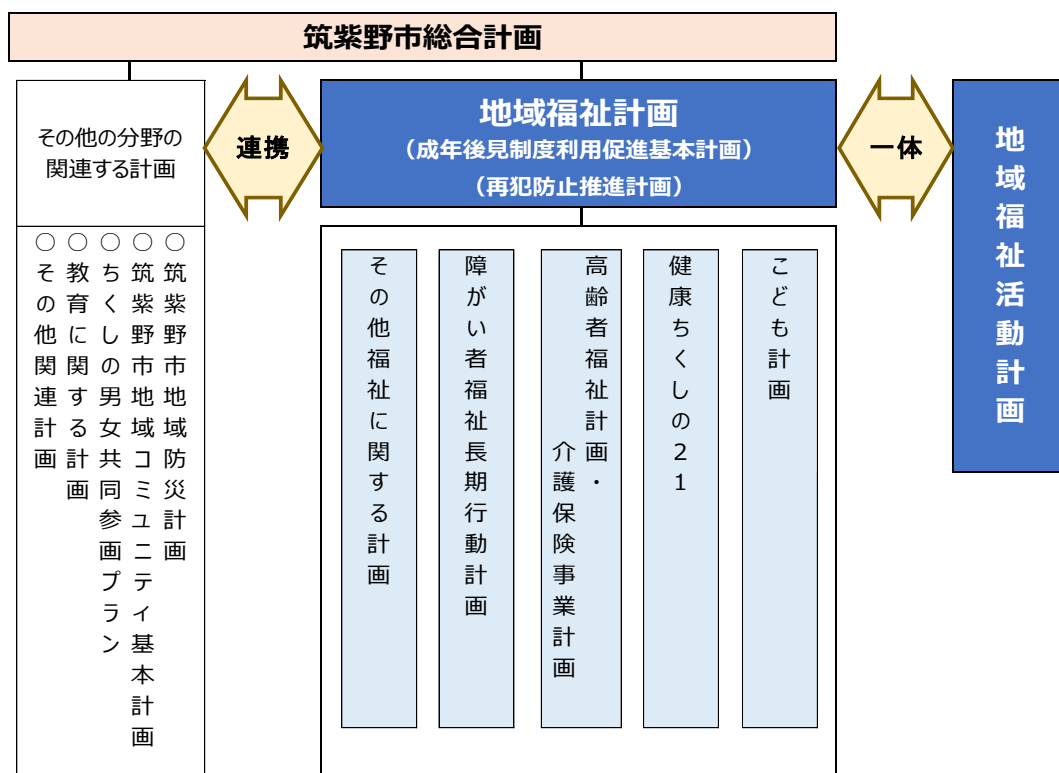
本市が地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画であり、本市における各福祉分野における上位計画として位置付けられます。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の定める「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」である社会福祉協議会が策定する計画です。住民が地域でお互いに支え合う仕組みを整えるとともに、地域における福祉に関する活動等を積極的に推進するための指針となるものです。

それぞれの計画は、住民をはじめとする地域福祉の推進に関わる様々な担い手の参加と協力を得ながら取組を展開するという共通の目的を持つものです。本計画においては、両計画の整合性を保ちながら、一体的に策定します。また、本計画は成年後見制度^{*}の利用の促進に関する法律第14条に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」及び、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に定める「再犯防止推進計画」を内包しています。

なお、本計画は、「筑紫野市総合計画」を上位計画とし、各分野の具体的施策を定めた個別計画と連携・整合を図りながら、地域福祉の推進に関する事項について、具体的な方向性を示すものです。

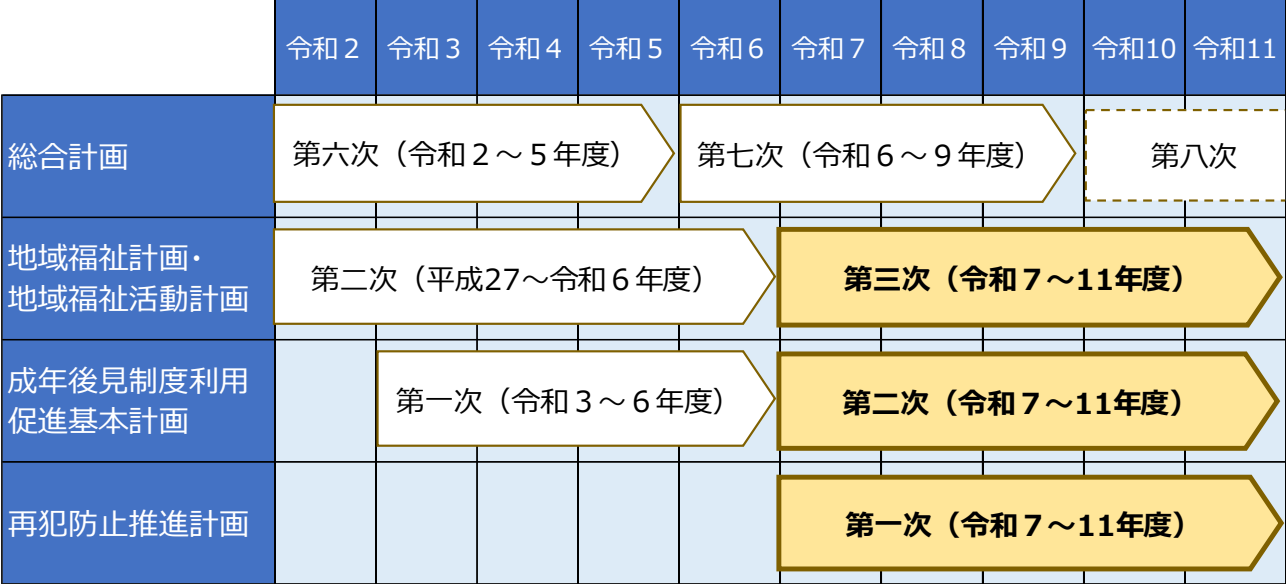
図表 1 計画の位置付け



5. 計画の期間

本計画の期間は令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。なお、社会情勢や市民ニーズの変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

図表 2 計画の期間



6. 計画の策定体制と市民参画

（1）地域福祉に関する市民アンケート調査

本計画の策定に先立ち、市民の地域福祉に関する意識や生活課題を把握することによって、今後の地域福祉推進の参考にするとともに、「第三次筑紫野市地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定の基礎資料とするため、「筑紫野市地域福祉に関するアンケート調査」（市民アンケート調査）を実施しました。

■市民アンケート調査の実施概要

調査対象	市内在住の 18 歳以上の 3,000 人（無作為抽出）
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和 6 年 3 月 1 日～令和 6 年 3 月 25 日
回 収 率	44.0%

(2) 団体アンケート調査

各種団体の活動の実態や団体の直面する課題、本市の地域福祉の課題について把握するため、「筑紫野市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のための団体等アンケート」を実施しました。

■団体アンケート調査の実施概要

調査対象	市内を中心に高齢、障がい、子ども、困窮等の各種福祉分野に関する活動・事業を行う団体及び福祉施設 24 団体
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和6年4月10日～令和6年5月10日
回収率	83.3%

(3) 市民ワークショップ

地域福祉の推進に関連し、地域の実情を把握するため、7つのコミュニティごとに市民を対象とした「ワークショップ」を実施し、地域の課題や課題に対する解決策についての意見を聴取しました。

■市民ワークショップの概要

対象	市民を対象に、7つのコミュニティごとに開催	
テーマ	・地域の現状と課題 ・理想の地域の姿 ・地域の強みと、5年後の地域のためにできること	
開催時期	・二日市コミュニティ	令和6年6月26日
	・二日市東コミュニティ	令和6年7月2日
	・山口コミュニティ	令和6年7月9日
	・御笠コミュニティ	令和6年6月17日
	・山家コミュニティ	令和6年7月18日
	・筑紫コミュニティ	令和6年6月22日
	・筑紫南コミュニティ	令和6年6月8日

(4) 筑紫野市地域福祉計画等推進委員会

本計画を策定するにあたり専門的な見地から意見を聴取するため、地域関係者団体及び健康福祉関係団体の代表者、市民の代表者、学識経験者などからなる「筑紫野市地域福祉計画等推進委員会」を設置しています。

本委員会では、住民の視点から計画の策定に向けた協議、承認並びに計画の進捗状況管理及び評価、計画の推進に関する助言などを行います。

（５）パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたっては、市民の意見を広く聴取するため、令和7年1月にパブリックコメント※を実施しました。

7. 地域福祉推進のための4つの視点

本計画では、住民一人ひとりの役割や、地域において取り組むこと、行政機関等がどのような支援を行っていくのかなどについてできるだけ明確にした上で、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の4つの視点で整理しています。

地域福祉活動を進めるには、公的サービスの整備のみならず、住民一人ひとりが自分自身や家族と協力し解決すること（自助）や、近隣の身近な人がお互いに助け合い、支え合うこと（互助）、地域の事業所も含めた連携体制の枠組みのなかでそれぞれの役割や特性を活かして活動をしていくこと（共助）も大切です。

本市は、公的な制度による福祉サービスの整備や、自助・互助・共助を支援していくこと（公助）を通じ、地域と協働しながら地域福祉を進めていきます。

図表 3 地域福祉推進のための4つの視点

自助

個人や家族による助け合い・支え合い
（最も身近な個人や家族が解決にあたる）

互助

身近な人間関係のなかでの自発的で制度化されていない助け合い・支え合い
（隣近所など身近な人や別居する家族等が互いに助け合い、支え合う）

共助

地域で暮らす人たちや地域福祉活動を行う人たち、地域の事業所、行政等が協働しながら、組織的に協力し合う制度化された助け合い・支え合い
（「地域ぐるみ」で福祉活動に参画し、地域社会全体で助け合い、支え合う）

公助

保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づく、公的な制度としての福祉サービスの提供（行政が公的サービスとして行う）

8. 計画の圏域の考え方

「地域」の捉え方は、日常における「ご近所付き合い」、地域の組織的な活動としての自治会など様々であり、社会資源の状況やコミュニティの形成状況などによってもその捉え方は変わってきます。

地域福祉を進めていくためには、どの取組をどのような地域エリア（圏域）で展開していくか、それぞれのエリアに応じた体制を整備し、効果的な活動を図ることが重要となります。

そこで、本計画では大きく3つの圏域（小圏域、中圏域、大圏域）を設定し、それぞれの圏域が有機的につながり、調和しながら取組を進められるようにします。

地域課題の解決に向けて、ボランティアやNPO※、自治会等区域から、より専門的な支援や広域的な企画・調整を行うコミュニティエリアや中学校区、保健福祉サービスエリア（日常生活圏域）、さらには市内全域まで、様々な主体がつながりあうことで、福祉ニーズに対して重層的かつ包括的な支援を提供できるような仕組みづくりをめざします。

また、本市では、「第二次筑紫野市地域コミュニティ基本計画」に基づき、コミュニティ運営協議会を中心に地域コミュニティによるまちづくりを進めています。地域福祉の取組を進めるためにも、こうしたまちづくりに関する圏域や、筑紫野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画に基づく日常生活圏域などとの整合性を図り、本計画での取組と他施策を連動・機能させていく視点をもつことが重要です。



高齢者サロン（筑紫駅前通区、福の会）



地域福祉サポーター養成講座

■主な地域エリア（主な活動主体）

大圏域（全市）

市の基本的なサービスの提供や、多機関の協働による包括的な相談・支援体制の構築と、地域圏域への支援を図ります。

中圏域（小学校区～保健福祉サービスエリア）

コミュニティ運営協議会や地区民生委員・児童委員協議会、地域包括支援センターなどが連携し、地区内の福祉課題やニーズの掘り起こしを行うとともに、それを解決するための取り組みを進めます。

小圏域（自治会等区域）

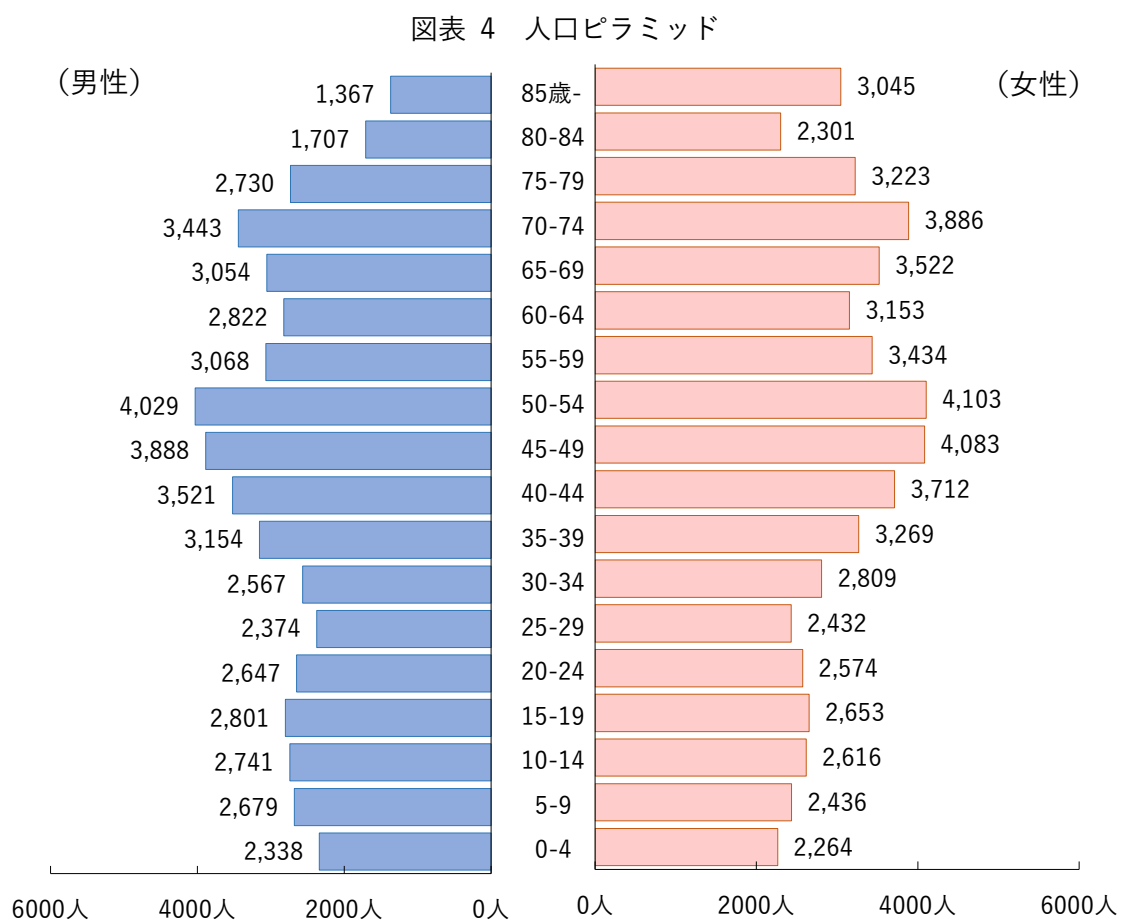
住民にとって身近な生活圏域であり、自治会やシニアクラブ、ふれあいいきいきサロン、子ども会などを中心に住民主体の日常的な支えあい運動や見守り活動を展開するとともに、災害時にスムーズな対応を図る自主防災・防犯組織活動等を進めます。

本人・家族

第2章 統計から見える筑紫野市の現状

1. 人口ピラミッド

本市の総人口は令和5年度末現在で106,445人であり、そのうち65歳以上の高齢者が28,278人、高齢化率は26.6%となっています（図表4）。年齢階層別に見ると、男女ともに50歳～54歳の人口が最も多くなっています。



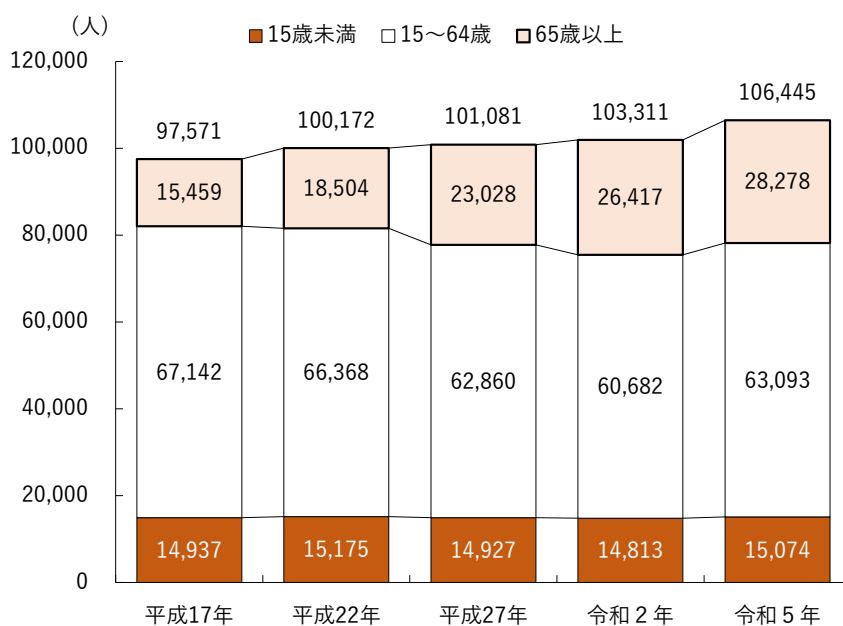
資料：住民基本台帳（令和5年度末現在）

2. 人口の推移

本市の人口の推移を見てみると、総人口は一貫して増加傾向にあります（図表 5）。内訳を見ると、15～64 歳である生産年齢人口は平成 17 年では 67,142 人であったのに対し、令和 5 年では 63,093 人まで減少しています。一方で、65 歳以上の老年人口は年々増加していることが分かります。

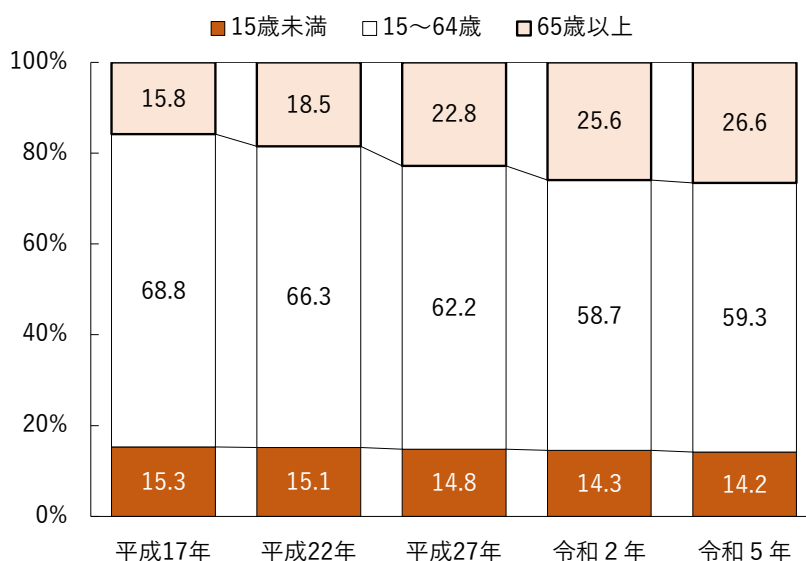
年齢 3 区分別の人口割合を見ると、徐々に少子高齢化は進行しており、平成 17 年から令和 5 年までの期間で高齢化率は 10.8 ポイント上昇しています（図表 6）。

図表 5 年齢 3 区分の人口推移



資料：国勢調査、令和 5 年度は住民基本台帳（令和 5 年 10 月 1 日現在）

図表 6 年齢 3 区分の人口割合

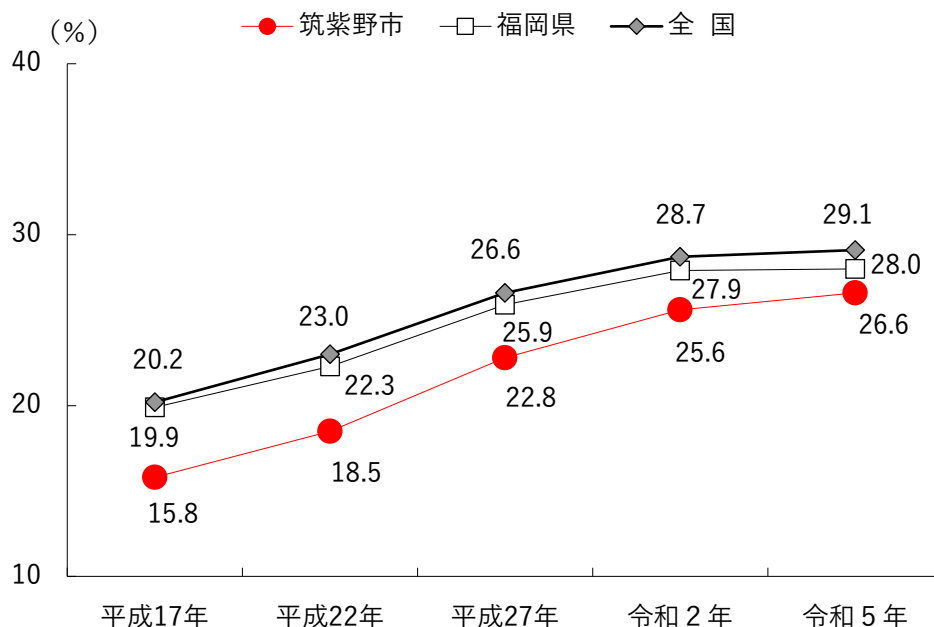


資料：国勢調査、令和 5 年度は住民基本台帳（令和 5 年 10 月 1 日現在）

3. 高齢化率の推移

本市の高齢化率は、平成17年以降から令和5年まで国、県と比較して低く推移しています（図表7）。

図表7 高齢化率の推移



資料：国勢調査、令和5年度のデータは以下のとおり

国：令和6年版高齢者白書（令和5年10月1日現在）

県：福岡県ホームページ（令和5年10月1日現在）

市：住民基本台帳（令和5年10月1日現在）

（参考） 筑紫地域の高齢化率

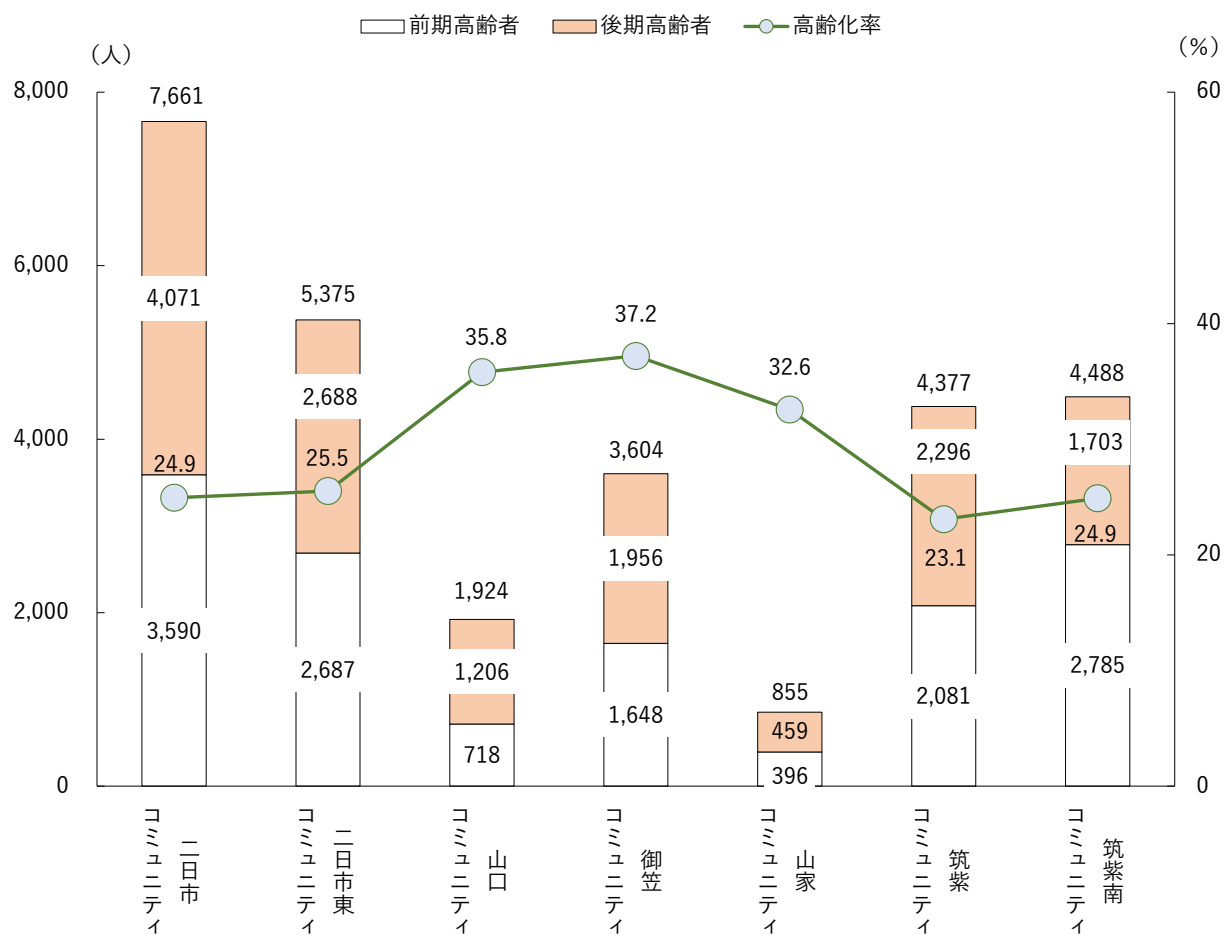
筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川市
26.2%	23.2%	22.3%	28.2%	24.5%

資料：住民基本台帳（令和5年4月1日現在）

4. コミュニティ別高齢化率

コミュニティ別に高齢化の状況を見ると、御笠コミュニティの高齢化率は37.2%となっており、高齢化率が最も低い筑紫コミュニティ（23.1%）と比較して14.1ポイントの差があることが分かります（図表8）。

図表8 コミュニティ別高齢者人口及び高齢化率



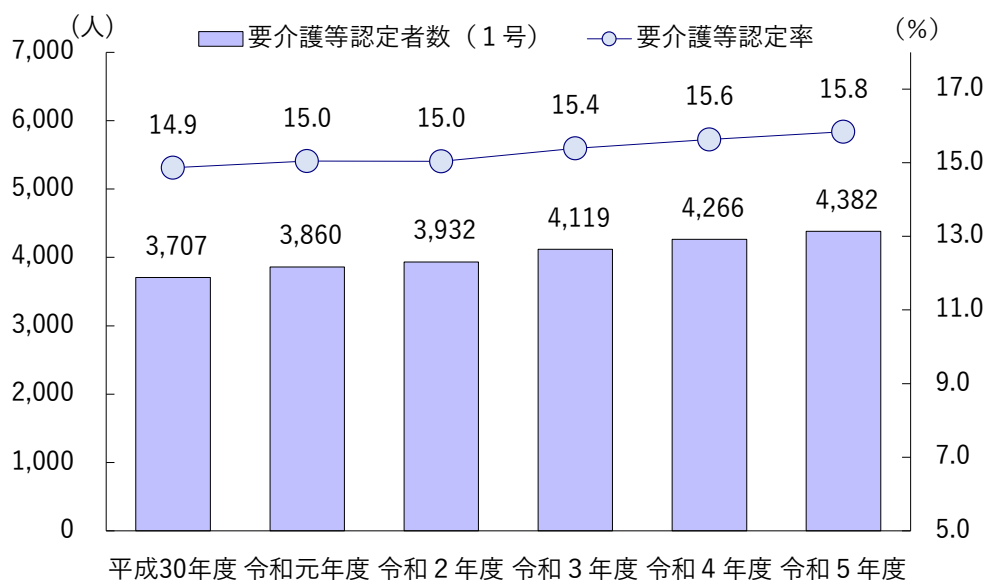
資料：住民基本台帳（令和5年度末現在）

5. 要介護者の増加

本市における 65 歳以上の要介護認定者数及び要介護認定率（第 1 号被保険者数に対する要介護認定者数の割合）の推移を見ると、要介護認定者数は平成 30 年度以降、増加傾向にあります。また、要介護認定率も年々上昇傾向にあります（図表 9）。

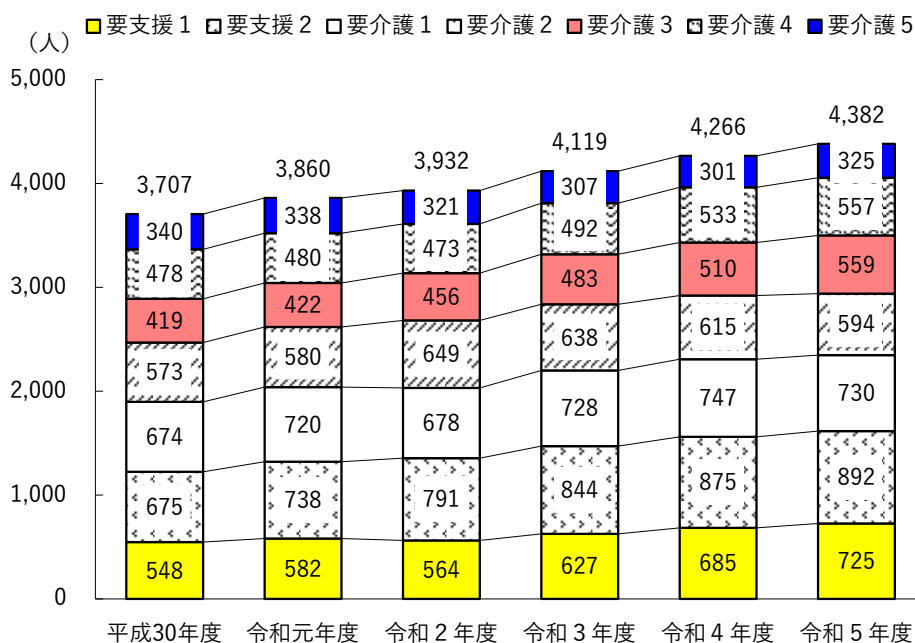
要介護度別の認定者数の推移をみると、年度によって多少の増減はありますが平成 30 年度と令和 5 年度を比較すると「要介護 5」以外はすべて増加しています（図表 10）。

図表 9 要介護等認定者*数及び要介護等認定率の推移



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（月報）（各年 3 月末現在）

図表 10 要介護度別認定者数の推移



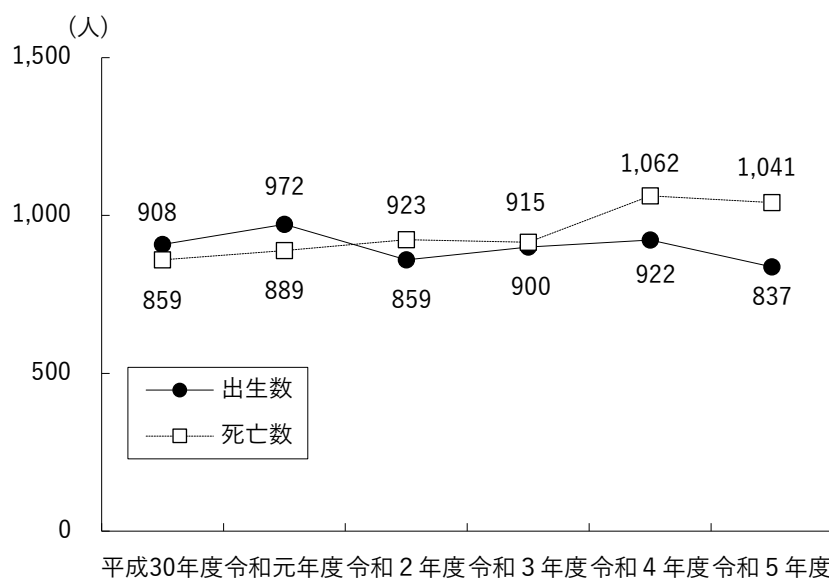
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（月報）（各年 3 月末現在）

6. 自然動態及び社会動態

本市の出生数は、年度によって多少の増減はあるものの減少傾向にあり、令和5年度は837人となっています。一方、死亡数は年度ごとに多少違いはありますが、増加傾向にあり、令和2年度以降は死亡数が出生数を上回っています（図表11）。

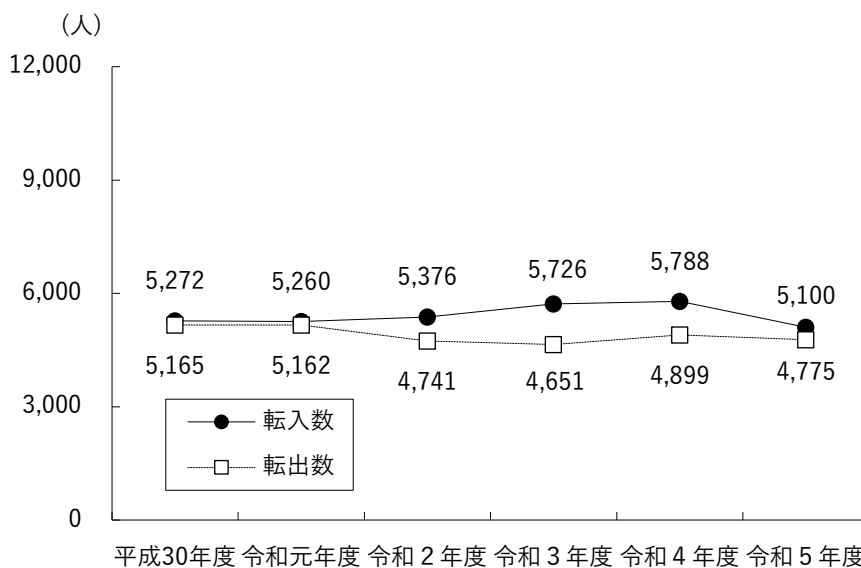
転入と転出に関しては、令和5年度では減少しているものの、一貫して転入数が転出数を上回っていることが分かります（図表12）。

図表 11 出生数及び死亡数の推移



資料：住民基本台帳（各年度10月1日現在）

図表 12 転入数及び転出数の推移

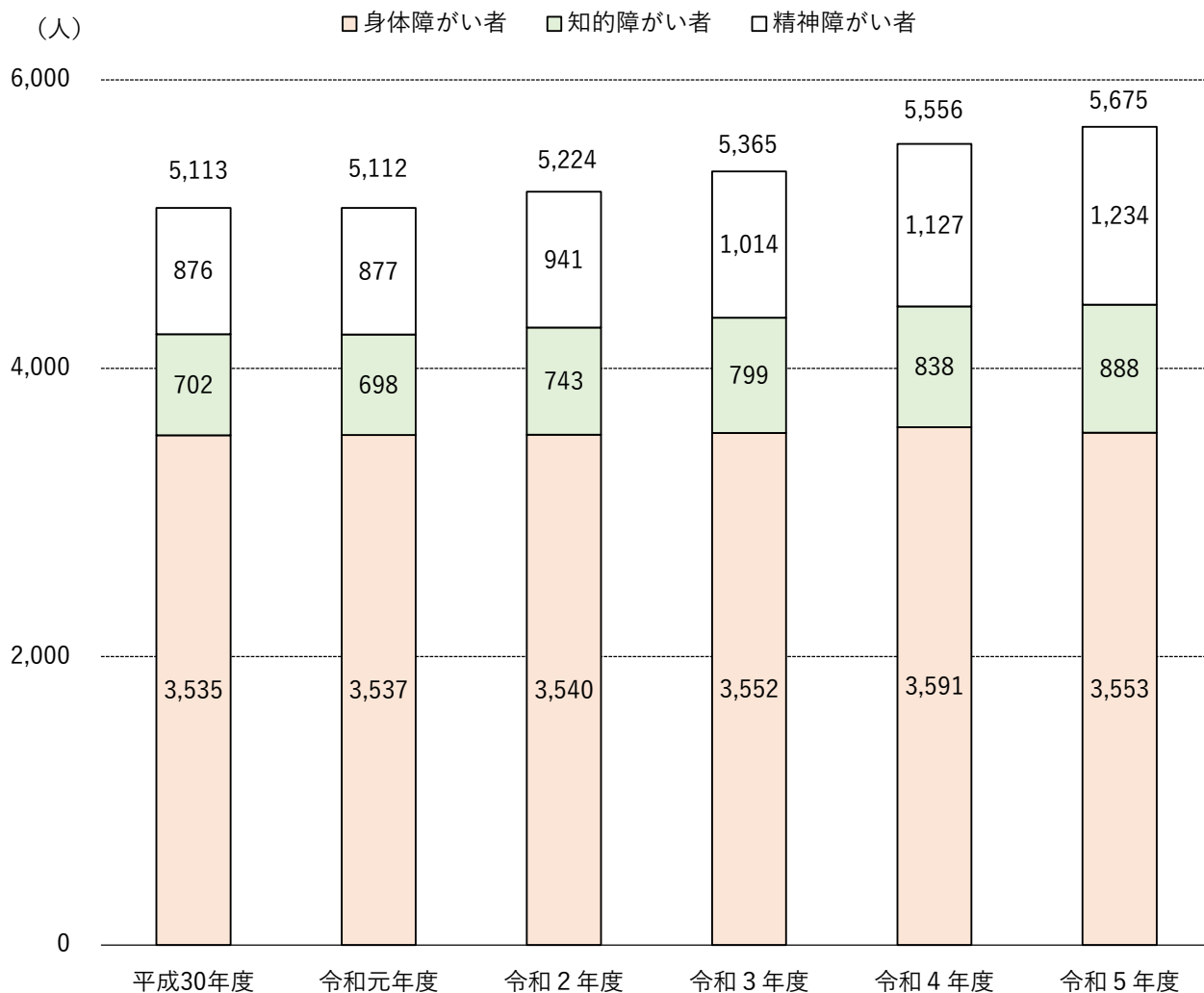


資料：住民基本台帳（各年度10月1日現在）

7. 障がい者の状況

本市の障害者手帳所持者数を見ると、身体障害者手帳所持者数はおおむね横ばいに推移しています。一方で、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成30年度以降どちらも増加傾向にあります（図表13）。

図表13 障害者手帳所持者数の推移

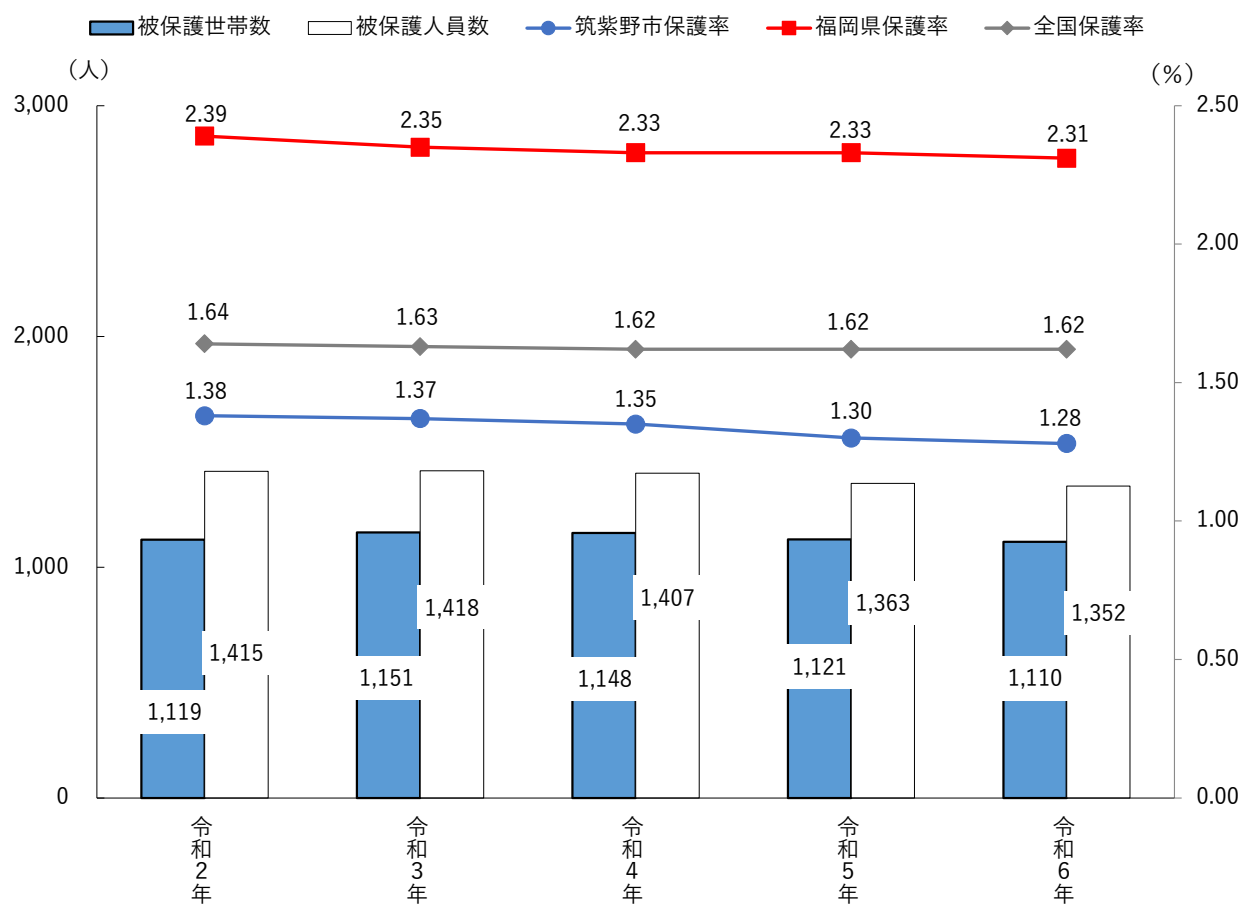


資料：生活福祉課（各年度3月末現在）

8. 生活保護

本市の被保護人員数の推移を見ると、令和2年から令和6年の5年間で若干減少し、1,352人となっています。また、保護率は全国や福岡県と比較すると一貫して低く推移しています(図表14)。

図表 14 生活保護の世帯及び人数の推移



資料：福岡県福祉労働部保護・援護課（各年度4月1日現在）

第3章 計画の基本理念と基本目標

1. 計画の基本理念

第二次計画では、「お互いを認めあい、支えあいながら、だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の基本理念のもと、計画を推進してきました。

第三次計画では、第二次計画の基本理念を継承するとともに、近年国の提示する地域共生社会などの方向性として、「連携」や「つながり」がキーワードとして挙げられていることを踏まえ、「みんながつながり、支えあい だれもが安心して暮らせる共生のまちづくり」を基本理念に掲げ、計画を推進していきます。

行政のみならず各種団体や住民も主体となって今後より一層、地域福祉を推進していくことで、地域共生社会の実現をめざします。

【基本理念】

みんながつながり、支えあい だれもが安心して暮らせる共生のまちづくり

2. 計画の基本目標

第三次計画の基本目標については、第二次計画を継承しつつ、新たに4つの基本目標を定めそれに連なる基本施策を整理します。

ただし、社会福祉法の改正や現在の社会情勢、市や社会福祉協議会の事業・活動を精査した上で枠組みを見直す場合があります。

【計画の基本目標】

基本目標1 地域の支えあいの仕組みづくり

互いに気かけあい、つながりを大切にする地域をめざす

基本目標2 地域福祉を推進する基盤づくり

困りごとをまるごと受け止める市をめざす

基本目標3 地域福祉を支える担い手づくり

一人ひとりが地域福祉の担い手として参画する地域をめざす

基本目標4 安全安心に暮らせる環境づくり

不安の少ない地域をめざすと同時に、一人ひとりが生涯にわたり健康・福祉への理解を深め実践する地域をめざす

3. 第三次計画の計画体系

基本理念	基本目標	基本施策
みんなが つながり、 共生の まちづくり みんなが つながり、 支えあい だれもが 安心して 暮らせる	基本目標 1 地域の支えあいの仕組みづくり	1. 身近な地域でのつながりづくり
		2. 地域の声かけ・見守り活動の推進
		3. 地域住民の交流の場の充実
	基本目標 2 地域福祉を推進する基盤づくり	1. 生活課題に対応するための基盤強化
		2. 包括的相談・支援体制の整備
		3. 情報提供体制の充実
		4. 各種福祉サービスの充実
	基本目標 3 地域福祉を支える担い手づくり	1. 地域福祉を担う人財の育成
		2. ボランティア活動・NPO 活動等への支援
	基本目標 4 安全安心に暮らせる環境づくり	1. 安心して暮らせる地域づくりの推進
		2. 健康・福祉への理解と実践の促進

4. 本計画とSDGsの関連

SDGsは、Sustainable Development Goalsの略で、平成27年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする17のゴール（目標）と169のターゲット（目標のために実現させること、取組）、232の指標から構成されるものです。

これまで進めてきた地域共生社会の実現に向けた福祉の推進は、SDGsのめざす「誰一人取り残さない」持続可能な世界をつくることにもつながります。

地域共生社会の実現は、SDGsの目標3「すべての人に健康と福祉を」及び目標11「住み続けられるまちづくりを」に合致しているだけでなく、貧困（目標1）や教育（目標4）、就業機会（目標8）、平等（目標10）など、他の目標の達成にも関わる非常に重要な事項であるとの認識の下、計画の策定と実施に取り組みます。

SDGsの17のゴール



第4章 施策・事業の推進



基本目標1 地域の支えあいの仕組みづくり

（1）身近な地域でのつながりづくり

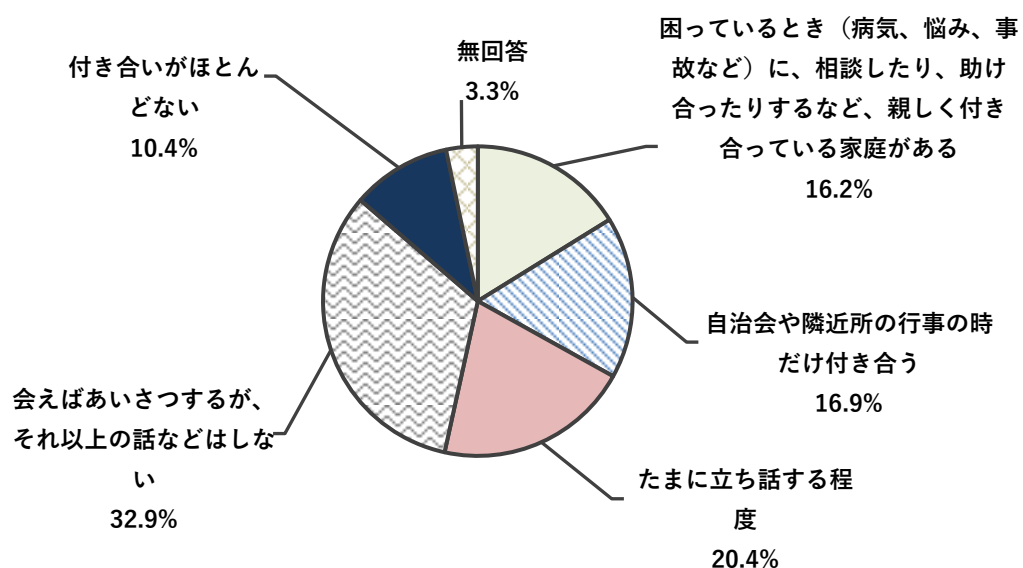
【現状と課題】

少子高齢化や単身世帯の増加などによる家族形態の変化、スマートフォンやインターネットの普及、個人の価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域への関心が薄い人や地域との関わりが弱い人、地域社会で孤立する人が全国的に増えている現状があります。

アンケート調査結果では、近所付き合いの程度は年代によって大きく異なり「困っているとき（病気、悩み、事故など）に、相談したり、助け合ったりするなど、親しく付き合っている家庭がある」と回答した人の割合が、70歳代では26.2%であるのに対し、29歳以下では、6.4%となっています。比較的若い世代の人は仕事で日中家を空けることも多いため、近所付き合いをしたいと思ってもなかなかできていない人がいることが考えられます（図表16）。

今後も、地域や近所とのつながり強化をめざすため、あらゆる世代を対象に交流事業等を促進していく必要があります。

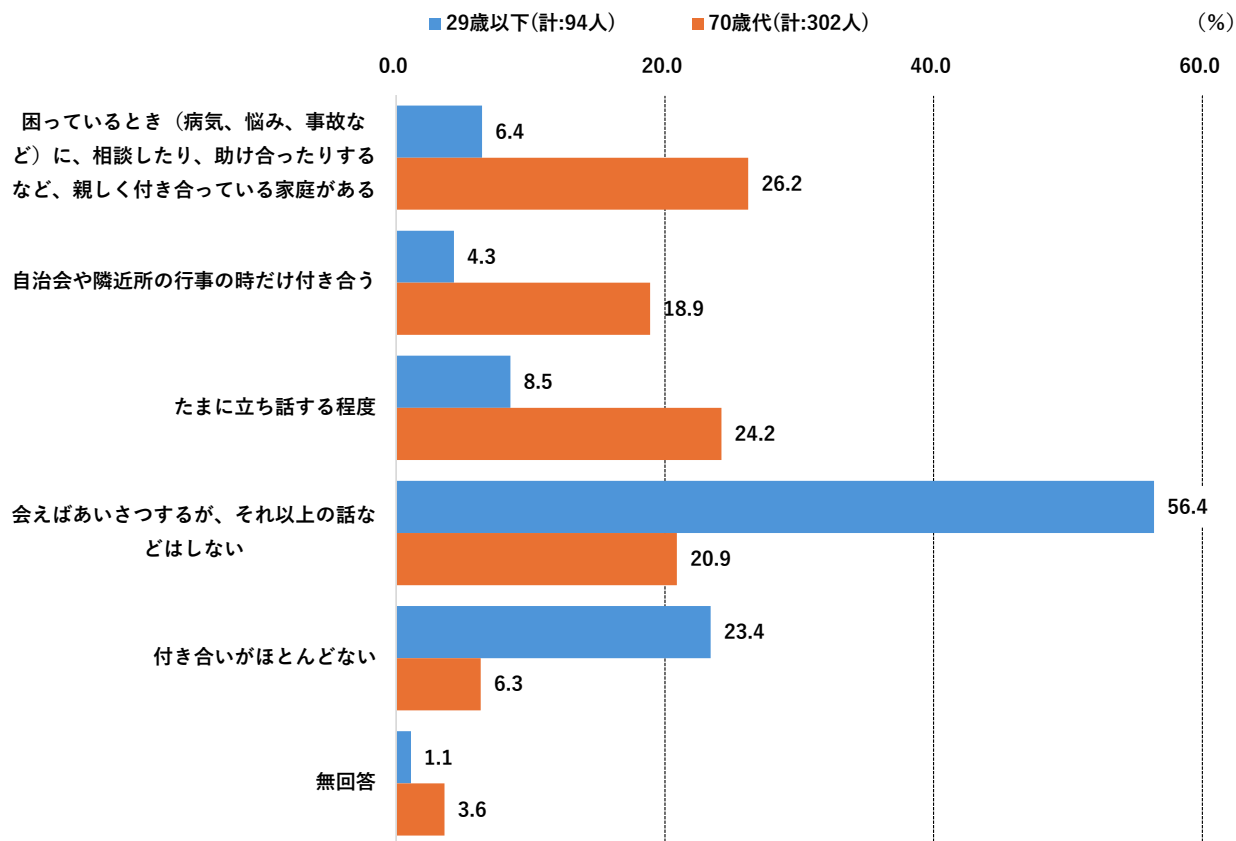
図表15 どの程度近所付き合いしているか（単数回答）



計：1321人

第4章 施策・事業の推進（基本目標1）

図表 16 どの程度近所付き合いしているか（29歳以下、70歳代比較）



市民の声 	・近所の同じくらいの子どもがいる方との交流が全くないので、増えたらうれしい。 ・活動や支え合いを進めるためには隣組などの小さい単位での関係を良くしていくところがスタートだと思う。
ワークショップでの意見 	・子育ての時期は親同士のつながりがあったが、大人になるとなくなる。 ・近所の方と仲良くし色々なことを助けてほしい。 ・近所や仲間がいざという時の助け合える関係を構築したい。

【施策の方向性】

住民の交流・社会参加の機会を生み出すために活動や人のコーディネート等を通じて、地域や近所とのつながり強化を図ります。

また、自治会やシニアクラブ、子ども会等の活動の活性化を図ります。

市の取組

取組の方向性	内 容
地域のつながりづくり	○高齢者や障がい者に限らず、地域住民が世代や属性を超えて楽しめる交流の機会づくり ○高齢者や障がい者の社会参加の支援 ○交流の機会のコーディネートによる地域と学校との協働活動の推進 ○参加支援事業による支援を必要とする人の社会とのつながりづくり 【重層関連事業】
地域組織活動の活性化と充実	○自治会の役割や活動の実態についての、様々な方法での周知・啓発 ○自治会に対する、組織運営に必要な情報提供などの支援 ○シニアクラブや子ども育成会など、地域を基盤に活動する関係団体等の継続及び活性化のための有用な情報の提供や補助金の交付等の支援 ○地域コミュニティに対する、地域まちづくり計画の策定及び見直しに伴う支援や財政的支援による自主的な地域福祉活動の推進の支援

社会福祉協議会の取組

取組の方向性	内 容
地域のつながりづくり	○地域サロンの運営支援や福祉バスの貸出などを通じての、地域交流や社会参加の機会づくり ○市や関係機関・団体等と連携し、地域での声掛け・あいさつ運動の推進
地域組織活動の活性化と充実	○地域交流事業等推進のための備品の貸出や情報提供などの支援 ○地域福祉情報の提供やイベントを活用した地域活動への意識啓発 ○地域コミュニティに対する、地域福祉活動の推進の支援

住民・地域ができること

内 容
○町内の清掃活動や地域の行事などに積極的に参加します。 ○だれもが参加しやすい地域行事や活動の企画・運営に努めます。 ○自治会等やシニアクラブ、子ども会等未加入者（世帯）への加入促進を図ります。

（2）地域の声かけ・見守り活動の推進

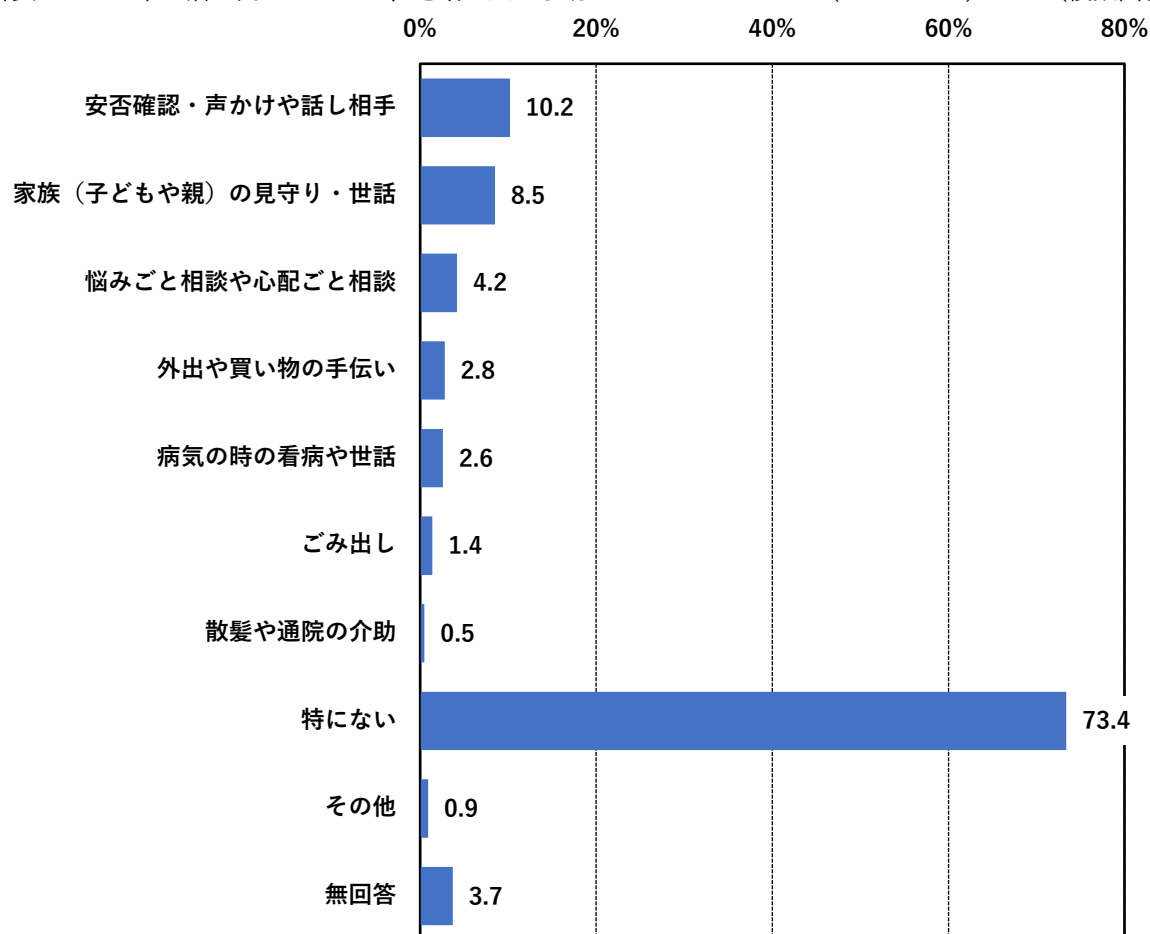
【現状と課題】

近年、社会から孤立した世帯での孤独死や育児、介護疲れ、過労、生活困窮などの様々な社会的要因による虐待、自殺が深刻な問題となっています。

市民アンケート調査では、日常生活に関することで、あなたが地域の人に手助けしてもらっている（もらいたい）ことについて「特にない」との回答が圧倒的に多い中、「安否確認・声かけや話し相手」（10.2%）、「家族（子どもや親）の見守り・世話」（8.5%）との回答が比較的多くなっており、声かけや見守りを望む声が一定数存在していることが分かります（図表 17）。

高齢化や核家族世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、これから更に社会が変わっていくなかで、孤立等の問題につながるリスクを減らすためにも、地域での声かけや見守りを継続的な活動として定着していく必要があります。そのためには、住民同士の助け合い、支え合いによる地域づくりを進めていくことが重要です。

図表 17 日常生活に関することで、地域の人に手助けしてもらっている（もらいたい）こと（複数回答）



計：1321人

市民の声 	・通学路の見守り隊の皆様にとっても感謝しております。 ・民生委員の方は毎月、地域の活動に顔をだして、声をかけていただきました。大変な仕事だと思います。 ・地域活動に参加しない人への声掛けの難しさを感じる。
ワークショップでの意見 	・見守り等のイベントへの参加が少ない。 ・声かけができる環境を作りたい。 ・見守りが必要な世代は多いが見守る側の世代が少ない。 ・見守りを次世代へつなげるように活動をしていくことが重要。

【施策の方向性】

困りごとを抱えた人の早期発見と継続した支援・対応を図るため、様々な主体による見守り活動を促進します。

市の取組

取組の方向性	内 容
声かけ・見守り体制の充実	○地域住民や民生委員・児童委員※、関係機関・団体などの連携によるあらゆる世代の人の見守り ○個人情報の取り扱いに配慮した方法での見守り活動において必要な各種情報の収集と共有化 ○事業所等とも連携したひとり暮らし世帯の高齢者等への見守り体制づくり

社会福祉協議会の取組

取組の方向性	内 容
声かけ・見守り体制の充実	○民生委員・児童委員、福祉委員※、地域サロン等、関係機関、団体と連携した要援護者等への声かけ・見守り体制づくり ○地域サロンなど小地域福祉活動に取り組む団体への活動の支援

住民・地域ができること

内 容
○日頃から地域でのあいさつや声かけなどのコミュニケーションを大切にします。 ○近所で気にかかる人がいるときには、日頃からの見守りを心がけます。 ○地域包括支援センター※や民生委員・児童委員、福祉委員との連携・協力を強化します。

（3）地域住民の交流の場の充実

【現状と課題】

調査結果を見ると、地域での人との関わりについて年齢階層によってばらつきはありますが「近所を中心に助け合いや付き合いを大切にしたい」が29.6%と最も高くなっており、住民のなかで近所付き合いは大切なものと意識している人が少なからず存在していることが分かります（図表18）。

近所の助け合いや付き合いを大切にしたいという意識はある一方で、実際に親しい近所づきあいができていない現状もあります。

様々な年代の住民が気軽に集え、悩みや不安を相談できる居場所づくりなどを通じて、住民同士が互いに気かけあう地域をつくっていくことが重要です。

図表18 地域での人との関わりについての考え方（単数回答）

		に近 しや た付 いき 合心 に を助 大け 切合	に地 参域 加を しよ てく いす きる た活 い動	よが人時 い地、間の 域、や余 とるに 関気 わの るあ 方裕 がある	る分隣 ので近 こき所 とはな はい協 自分力 で、は あて	的参 加し た が い な い、 時間	い関大 わ切 にの をし 持た ちい たの 時 間 を	い考 えに 近 い も の は な	無 回 答
	全体(計:1321人)	29.6	9.2	15.2	7.8	15.1	10.8	6.7	5.5
年齢	29歳以下(計:94人)	16.0	6.4	24.5	5.3	24.5	13.8	6.4	3.2
	30歳代(計:128人)	20.3	7.0	25.8	3.1	21.1	12.5	7.0	3.1
	40歳代(計:202人)	20.8	5.9	17.8	5.0	26.2	14.4	5.0	5.0
	50歳代(計:196人)	23.5	7.1	12.8	8.2	25.5	9.7	9.7	3.6
	60歳代(計:271人)	31.7	12.2	16.6	8.5	10.7	10.7	6.3	3.3
	70歳代(計:302人)	39.4	11.9	10.3	10.3	4.6	8.6	6.0	8.9
	80歳以上(計:120人)	45.8	9.2	5.8	10.0	3.3	8.3	8.3	9.2

市民の声 	・近所の同じくらいの子どもがいる方との交流が全くないので、増えたらうれしい。 ・活動や支え合いを進めるためには隣組などの小さい単位での関係を良くしていくところがスタートだと思う。コロナでなくなった様々な交流がどこまで戻るのがカギのような気がする。
ワークショップでの意見 	・子どもたちとの交流や次世代交流がない。 ・シニアクラブが活発で元気であるため子ども会との交流会を実施したい。 ・サークル、婦人会（女性部）、シニアクラブ等に入っていない人の地域の方とのふれあいの必要性を感じる。

【施策の方向性】

地域の活動拠点や、属性を超えて交流できる居場所の整備を進めます。

また、他地区等との情報交流や事業連携を進め、共通する地域課題の解決や地域福祉活動の拡充を図ります。

市の取組

取組の方向性	内 容
居場所づくりの推進	○年齢や障がいの有無などに関わらず様々な人が気軽に通い、情報交換等を行える居場所づくりについての調査研究【重層関連事業】 ○地域住民のまちづくりの拠点としてのコミュニティセンターや公民館の活用促進 ○既存公共施設等の整備・改修 ○子どもや若者の居場所づくりの推進 ○子育てサロンや高齢者サロンへの活動支援など、子育て中の親や高齢者が交流できる環境づくりの推進 ○隣保館における高齢者を対象としたデイサービス事業や地域交流、居場所づくりの実施
地区間交流の推進	○住民主体の地域福祉活動に関する情報交換等の促進

社会福祉協議会の取組

取組の方向性	内 容
居場所づくりの推進	○地域での声かけ・見守りが必要な人が安心して暮らせるよう自治会等や地域団体等が主体的に取り組む地域サロン活動への支援 ○高齢者等の健康増進や交流を推進するための老人福祉センターの利用促進
地区間交流の推進	○地域福祉活動に関する自治会間での情報交換等の支援

住民・地域ができること

内 容
○地域で孤立しがちな人に対し、地域サロンなどの交流の場を紹介します。 ○他地区自治会等との情報交流や事業連携に取り組みます。 ○公民館を利用した子育てサロンなど、住民が気軽に集える「居場所づくり」を進めます。



基本目標2 地域福祉を推進する基盤づくり

（1）生活課題に対応するための基盤強化

【現状と課題】

市民が抱える問題は、単に一つの要因だけではなく、障がい、介護、傷病、就労など様々な要因が絡み合った結果として現れることもあり、様々な問題が複雑化・複合化するなど単一の分野の支援では解決が難しくなるため、必要な支援が届きにくくなり、解決までに多くの時間がかかります。

近年、「ヤングケアラー※」といった表面には見えづらい、子ども・若者の生活に影響を与えるような問題も新たに認識されてきました。これまでとは違った視点で認識されてくる問題も含め、困った時にどこに相談してよいかわからない、ということもなくすためにも、行政や社会福祉協議会、専門の相談窓口等の関係機関が地域と連携し、様々な受け皿で地域住民の悩みや相談をしっかりとすくい上げ、必要な支援へと迅速につなげる必要があります。

調査結果を見ると、民生委員・児童委員については31.6%の人が知っていると回答しています。しかし、認知度は年齢階層によって大きく違いがあり、80歳以上では60.8%が知っているという回答でしたが、29歳以下では14%に満たない数値となっています（図表19）。

民生委員・児童委員は、地域活動の担い手の中心となる役割を担う存在であり、また、困りごとがあり困難な状況に陥っている人を適切な相談支援機関へとつなぐ役割も担います。

様々な生活課題に対応していくためにも、今後も引き続き、民生委員・児童委員の活動を支援し、その役割や活動内容について啓発していくとともに、各関係機関との連携を強化していくことが重要です。

図表19 あなたのお住まいの地域の民生委員・児童委員を知っていますか（単数回答）

		はい	いいえ	無回答
	全体(計:1321人)	31.6	67.4	1.1
	前回調査(計:1402人)	26.9	71.1	2.0
年齢	29歳以下(計:94人)	13.8	86.2	0.0
	30歳代(計:128人)	12.5	86.7	0.8
	40歳代(計:202人)	17.3	82.2	0.5
	50歳代(計:196人)	24.0	76.0	0.0
	60歳代(計:271人)	29.9	69.7	0.4
	70歳代(計:302人)	49.3	49.3	1.3
	80歳以上(計:120人)	60.8	35.0	4.2

市民の声 	・ここ2、3年家庭環境の変化で一人暮らしや認知症の方が増え、民生委員さんの仕事が大変増えてきているように思う。 ・不登校、健康面での不安等で相談先として思いつくのは市役所のみで民生委員・児童委員は思いつかなかった。市役所と民生委員・児童委員の連携が取れていたらいいのかなと思った。
ワークショップでの意見 	・高齢者の引きこもりが問題としてある。 ・不登校の子どもの問題がある。 ・民生委員・児童委員、福祉委員、福祉協力員がいらっしゃるののでこの人達を中心に活動していきたい。

【施策の方向性】

民生委員・児童委員や福祉委員の役割や活動について、地域住民への理解と協力を促すとともに、委員活動に必要な情報や研修機会の提供に努めます。また、課題を抱える人たちを見つけ、解決に向けて積極的に支援できる仕組みづくりを推進します。

市の取組

取組の方向性	内 容
民生委員・児童委員活動の充実	○民生委員・児童委員との情報共有・連携強化 ○民生委員・児童委員への研修の実施 ○民生委員・児童委員への情報提供や助言、適切な関係機関へのつなぎ ○民生委員・児童委員活動の市民への周知・啓発
地域課題等の把握・点検	○複雑化・複合化した支援ニーズを持つ世帯や、孤立化して支援が届かない世帯などを対象としたアウトリーチ等による潜在的ニーズの把握【重層関連事業】
地域福祉活動の促進	○地域課題に応じた住民主体の活動への支援の充実



民生委員・児童委員による訪問活動（宮の森）

第4章 施策・事業の推進（基本目標2）

社会福祉協議会の取組

取組の方向性	内 容
民生委員・児童委員及び福祉委員活動の充実	○民生委員・児童委員及び福祉委員に対する活動支援や情報提供 ○福祉だよりやホームページを活用し役割等の周知・啓発
地域課題等の把握・点検及び地域福祉活動メニューづくりの促進	○生活支援コーディネーターを中心に民生委員・児童委員、福祉委員、関係機関、団体等によるプラットフォームを活用し、福祉課題等の把握や実情に応じた地域福祉活動メニューづくり

住民・地域ができること

内 容
○地域で困りごとを気軽に相談し合える関係を築きます。 ○民生委員・児童委員や福祉委員の活動への理解を深め、協力します。 ○地域課題を把握して、解決方法を考え、行動します。



ささえあう つながる講演会（福祉委員研修会）

（2）包括的相談・支援体制の整備

【現状と課題】

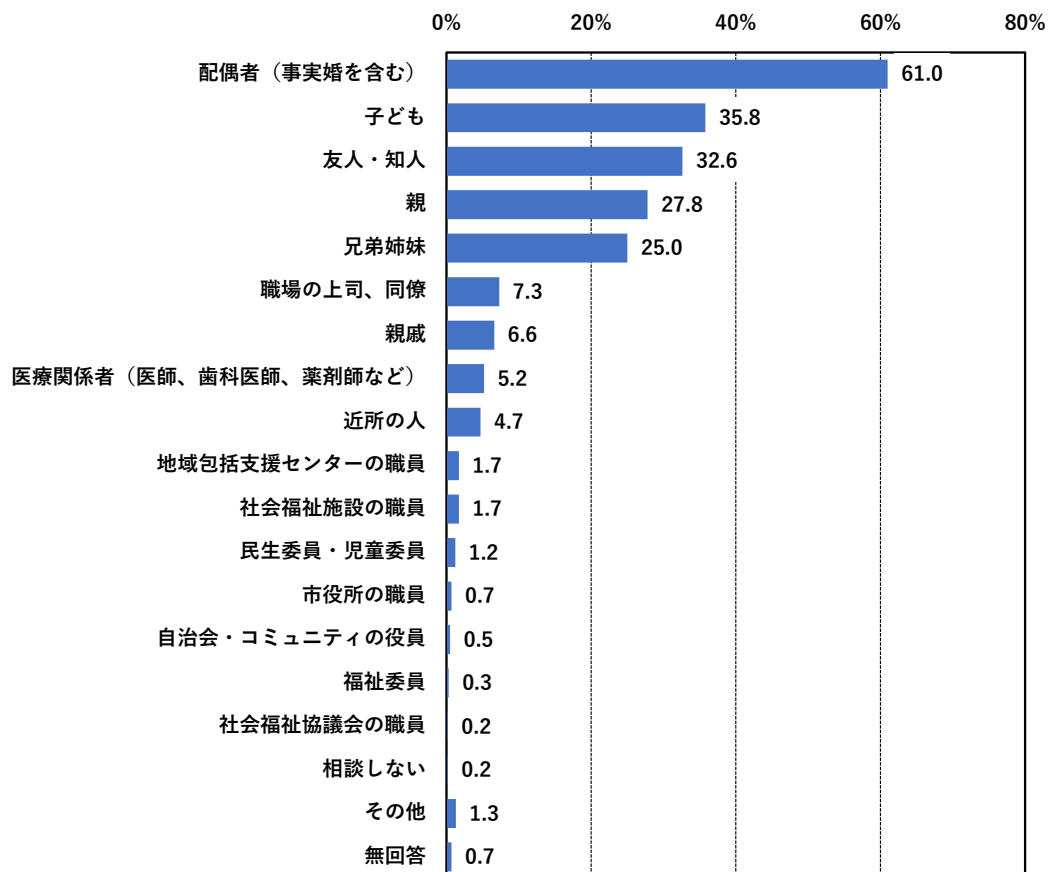
調査結果を見ると、悩みや不安の相談先として最も多く挙げられたのは「配偶者（事実婚を含む）」であり、それに続き「子ども」や「友人・知人」、「親」等身近な人が相談先として多く挙げられていました。一方で、「市役所の職員」や「社会福祉協議会の職員」の回答は1%未満に留まっています（図表 20）。

今後、単身世帯の増加等により身近に相談できる人がいなくなったときに、悩みや問題を一人で抱え込んでしまう人が更に増えることが考えられます。

相談窓口の周知と充実を進めることで、支援が必要な人に対する早期の支援と、問題が重症化する前に解決することにつながります。民生委員・児童委員やボランティア等、住民にとって身近な福祉の従事者に寄せられた相談を、必要に応じて専門機関へつなげる連携体制を更に強化することが必要です。

また、近隣住民による安否確認や身近なサロン活動での交流など、地域住民が互いに気にかける関係のなかで、異変に気づき、支援につながることもあります。そうした地域住民同士のネットワークづくりを進めることも、これからの地域福祉において重要となっています。

図表 20 悩みや不安の主な相談相手（複数回答）



計：1144人

第4章 施策・事業の推進（基本目標2）

市民の声 	・相談したいが相談窓口が分からない。高齢のせいでどうして良いか分からない。相談窓口の案内がほしい。 ・相談窓口を市が複数用意することは必要だと思う。それぞれの担当が市民からは分かりづらい。
ワークショップでの意見 	・だれでも安心して相談できるまちづくり（民生委員の拡充）を進めたい。 ・何かあった時に気軽に相談できる人や場所があればいいと思う。 ・困ったことがあったら周りの人に遠慮なく相談している地域になるといいと思う。

【施策の方向性】

高齢・障がい・子ども・若者・困窮に関連する相談機関の窓口が、それぞれの支援力の向上に努め、相談支援体制を充実させるだけでなく、どこに相談しても必要な支援につながるよう属性を超えた連携体制を整備します。また、関係機関・団体等との連携により、困りごとを抱えた人を各種相談窓口につなぐ体制を強化します。

市の取組

取組の方向性	内 容
各種相談・支援事業の充実	○民生委員・児童委員などの身近な相談窓口と専門機関等の相談窓口との連携強化 ○様々な方法での各種相談窓口の周知 ○相談者の属性に関わらず幅広い相談を受ける体制づくり【重層関連事業】 ○高齢・障がい・子ども・若者・困窮それぞれの専門機関等との連携強化 ○相談窓口サービスに従事する職員の専門性向上のための研修等の充実 ○住まい・医療・介護予防・生活支援が一体的に提供される包括的な支援・サービス提供体制の充実（地域包括ケアシステム※） ○多機関協働による支援プラン等の作成と重層的な支援の充実【重層関連事業】 ○隣保館の相談員・保健師による高齢者・地域住民の生活等相談・指導及び健康相談・指導 ○隣保館兼児童館の相談員による子どもや保護者の生活・教育等の相談・指導

社会福祉協議会の取組

取組の方向性	内 容
各種相談・支援事業の充実	○民生委員・児童委員、福祉委員、地域サロンなどの身近な相談窓口との連携強化 ○高齢・障がい・子ども・若者・困窮など市や専門機関等の相談窓口との連携強化 ○小地域福祉活動※等を通じて発見された地域課題の解決を図るため、社会福祉法人※や地域の関係機関、団体等との連携や情報共有、ネットワークづくり

住民・地域ができること

内 容
○日頃から福祉サービス情報や相談窓口の把握に心がけ、隣近所の異変や問題に気づいた時は、市や専門機関等に相談・連絡します。 ○地域だけでは対応できない相談について、専門機関等につなぎます。 ○サロン活動や会合、行事等を活用し、気軽に相談できる環境づくりに努めます。



子育てサロン連絡会

（3）情報提供体制の充実

【現状と課題】

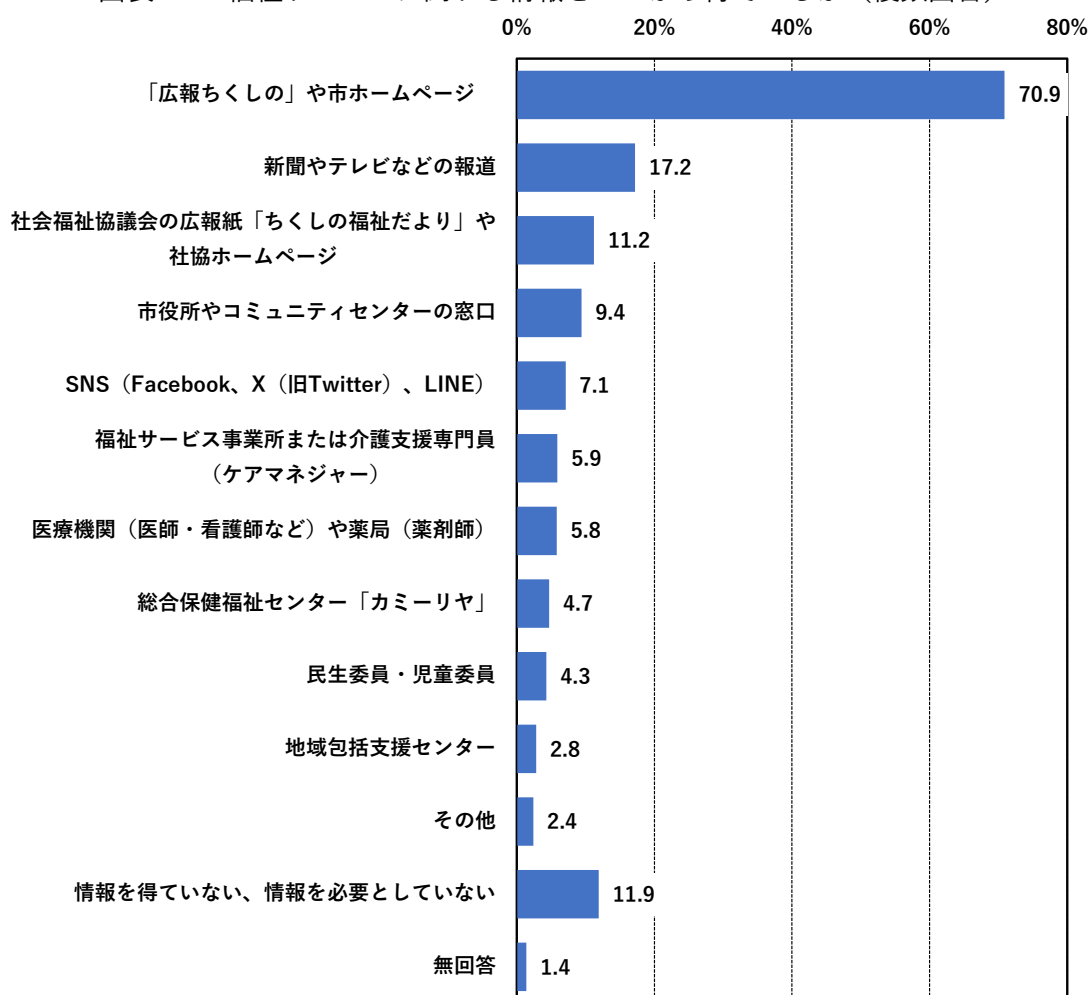
調査結果を見ると、福祉の情報の入手先として最も多く挙げられたのは「『広報ちくしの』や市のホームページ」となっており、他と比較して圧倒的に高くなっています（図表 21）。

しかし、年齢階層によって違いがあり、一番高い70歳代で77.8%であるのに対し、29歳以下では37.2%となっており、40.6ポイントの差があります（図表 22）。

情報をどのような方法で知りたいかという質問では、「市広報紙『広報ちくしの』」と回答した人の割合が高いのは比較的年齢が高い層であるのに対し、「市公式 SNS※（Facebook、X（旧Twitter）、LINE）」と回答した人の割合は年齢階層が低くなるにしたがって高くなる傾向にあります（図表 24）。

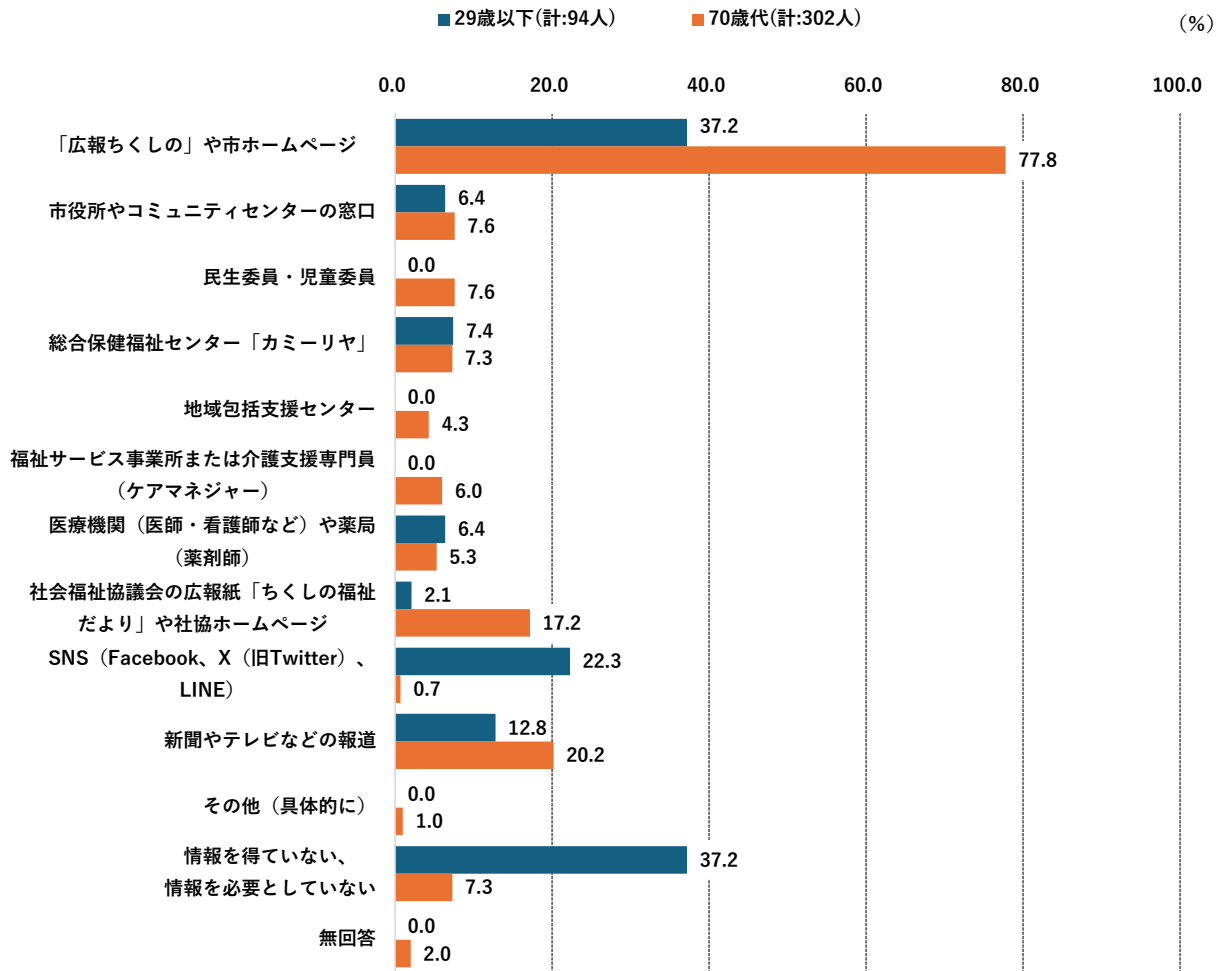
現在、広報紙、ホームページ等の既存媒体による情報周知のほか、SNS 等を活用した活動周知が広く普及しています。年齢によって情報の入手経路が異なるため、情報格差が起きないように、様々な年代に対応した情報提供体制の充実が求められます。

図表 21 福祉サービスに関する情報をどこから得ているか（複数回答）

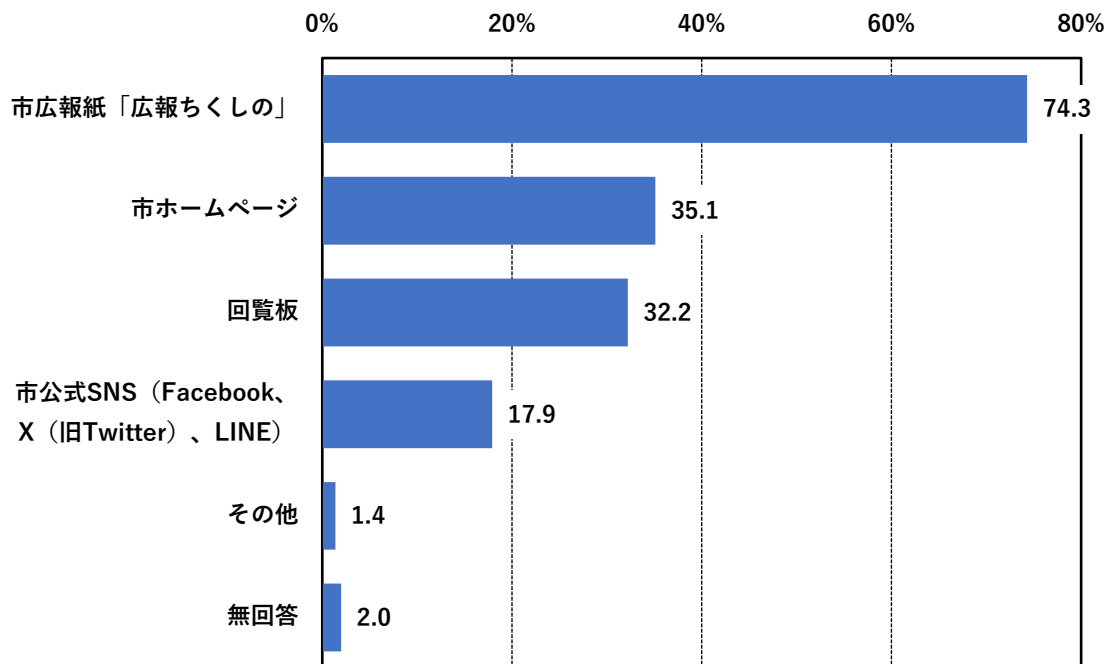


計：1321人

図表 22 福祉サービスに関する情報をどこから得ているか（29歳以下、70歳代比較）



図表 23 福祉に関する情報を、どのような方法で知りたいか（複数回答）



計：1321人

第4章 施策・事業の推進（基本目標2）

図表 24 福祉に関する情報を、どのような方法で知りたいか（年齢別クロス）

	市 広 報 紙 「 広 報 ち く し の 」	回 覧 板	市 ホ ー ム ペ ー ジ	T w i t t e r 、 L I N E (旧)	市 公 式 S N S (F a c e b o o k 、 X (旧)	そ の 他 (具 体 的 に)	無 回 答
29歳以下(計:94人)	39.4	16.0	30.9	47.9		3.2	1.1
30歳代(計:128人)	64.1	25.0	44.5	34.4		1.6	1.6
40歳代(計:202人)	65.8	20.3	47.0	29.2		0.5	2.0
50歳代(計:196人)	67.9	22.4	44.4	23.5		2.0	1.5
60歳代(計:271人)	82.7	26.2	46.1	11.8		1.5	1.1
70歳代(計:302人)	88.4	49.7	19.5	3.0		1.3	2.0
80歳以上(計:120人)	84.2	58.3	8.3	0.8		0.0	5.0

市民の声 	・地域活動はまず情報が自宅のなかでリアルタイムに分かる仕組みが必要だと思う。 ・人に優しくありたいと思ってもできずにいることもたくさんある。何かできることがあれば情報を発信していただけたらと思う。 ・子育て支援の情報もその都度 LINE でお知らせがくるとありがたい。
ワークショップでの意見 	・高齢者を情報弱者にしない地域になるといいと思う。 ・災害時に情報が届かず孤立する可能性がある。 ・情報機器（スマートフォン、パソコン）を使いこなせない人が多い。

【施策の方向性】

市民が必要な支援や福祉サービス、相談窓口等に関する必要な情報を的確に入手できるように、広報紙や SNS など様々な媒体を活用し、利用者の立場や特性などに配慮した、わかりやすく、活用しやすい情報の提供を行います。また、情報の内容に応じて、関係機関・団体等との連携により、効果的な情報提供を図ります。

市の取組

取組の方向性	内 容
だれもが理解しやすく、活用しやすい情報の提供	○利用者の立場や特性などに配慮しだれもがわかりやすい福祉情報の提供
必要時に必要な情報が入手できる仕組みづくりの推進	○福祉制度の情報を必要とする人に届けるための、多様な媒体や情報伝達の方法を活用した情報発信

社会福祉協議会の取組

取組の方向性	内 容
だれもが理解しやすく、活用しやすい情報の提供	○市民の声や編集委員会の意見を取り入れた福祉だよりやホームページの充実及び福祉関連情報の発信強化
必要時に必要な情報が入手できる仕組みづくりの推進	○民生委員・児童委員、福祉委員、地域サロン等関係機関、団体と連携した情報発信 ○SNS等を活用した情報提供の検討

住民・地域ができること

内 容
○広報紙や回覧板で、福祉サービスに関する情報を積極的に得るようにします。 ○福祉に関する学習会などに参加します。



地域福祉サポーター養成講座



筑紫南地区公民館研修会「困っている人
にどう支援するのか」

（4）各種福祉サービスの充実

【現状と課題】

地域で、その人らしく安心して自立した生活を送るには、支援を必要とする人が、必要なときに、利用者本位の適切なサービスを利用できる環境が必要です。

支援を必要とする人や世帯が、最適な福祉サービスを安心して利用するためには、福祉サービスに関する情報提供の充実を図るとともに、悩みや問題を抱える人々が、どこに相談すればよいかかわからず、相談が遅れてしまうといったことのないよう、いつでも気軽に相談することができ、複雑な相談に対してはその内容を整理して、どうすればよいのか、きちんと対応してくれる相談支援体制が必要になります。

適切な情報提供や相談体制の充実に努めるとともに、関係団体と連携・協働し、利用者が安心してサービスを利用できるよう、行政等による公的な各種福祉サービスの質と量の向上を図ることが重要です。

市民の声 	・市の生活支援サービスが充実していくことを強く望む。 ・子育て支援に関する情報発信や活動をより活発にやっていただきたい。 ・筑紫野市は支援が充実していると感じることが多く、とても助かっている。
ワークショップでの意見 	・高齢者への生活支援に課題がある。 ・障がい者に対する支援や教育相談所、児童発達支援が充実するとよい。

【施策の方向性】

健康・福祉関連計画等に基づいて事業を実施し、福祉サービスの提供を行うとともに、複合的な課題を抱えた人の孤立化や制度の狭間により支援を受けることができていない人に対し、分野を超えた横断的なサービス提供の推進を図ります。

市の取組

取組の方向性	内 容
各種福祉サービスの充実	○各種福祉分野におけるサービス提供の充実 ○福祉サービス事業の利用者などへの苦情解決制度の周知による適切なサービスの利用促進及び迅速な問題解決
孤立しがちな生活困窮者等への自立支援	○生活困窮者等の自立支援のための包括的な相談・支援体制づくり ○離職等により住宅を喪失する恐れが高い人への支援 ○ひとり親世帯への支援 ○経済的支援を必要とする子育て世帯への支援 ○子どもの貧困対策 ○若者の自立に向けた支援 ○制度の狭間にある人等への重層的支援体制整備の推進【重層関連事業】

社会福祉協議会の取組

取組の方向性	内 容
各種福祉サービスの充実	○「地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、地域の実態に即した福祉サービスの提供推進及び充実 ○福祉サービス事業の利用者等の苦情に対し、適切な対応と早期解決を図るための苦情処理機能等の充実
孤立しがちな生活困窮者等への自立支援	○民生委員・児童委員、福祉委員等関係機関団体と連携した身近な相談窓口の充実や声かけ・見守り活動の推進、福祉ネットワークの形成 ○市関係機関と連携し、生活困窮者等継続的な支援が必要な人への重層的支援体制整備の推進 ○生活福祉資金制度を活用した生活困窮者等の経済的自立や社会参加の促進

住民・地域ができること

内 容
○地域において孤立しがちな個人や世帯や困りごとを抱えた個人や世帯など、悩みや問題を抱えた人を必要な支援につなぎます。 ○地域での見守りを強化し、安心して生活できる地域づくりを進めます。



基本目標3 地域福祉を支える担い手づくり

（1）地域福祉を担う人財の育成

【現状と課題】

市民ワークショップでは、地域活動の担い手の高齢化や、取組に積極的に関わる人材の減少、それに伴う担い手の負担感の増加といった課題が挙げられました。

また、市民アンケート調査では、ボランティア活動への参加について、前回調査と比較して「参加している」「参加していないが、今後は参加したい」と回答した人の割合は若干減少しています。また、「参加していないし、今後も参加したいとは思わない」と回答した人の割合は9.5ポイント増加しており、ボランティア活動に対する意識は低下傾向であることが分かります（図表 25）。

また、ボランティア活動に参加したいと思わない（できない）理由で一番多かったのは「時間や収入にゆとりがないから」であり、39.0%となっていました（図表 26）。

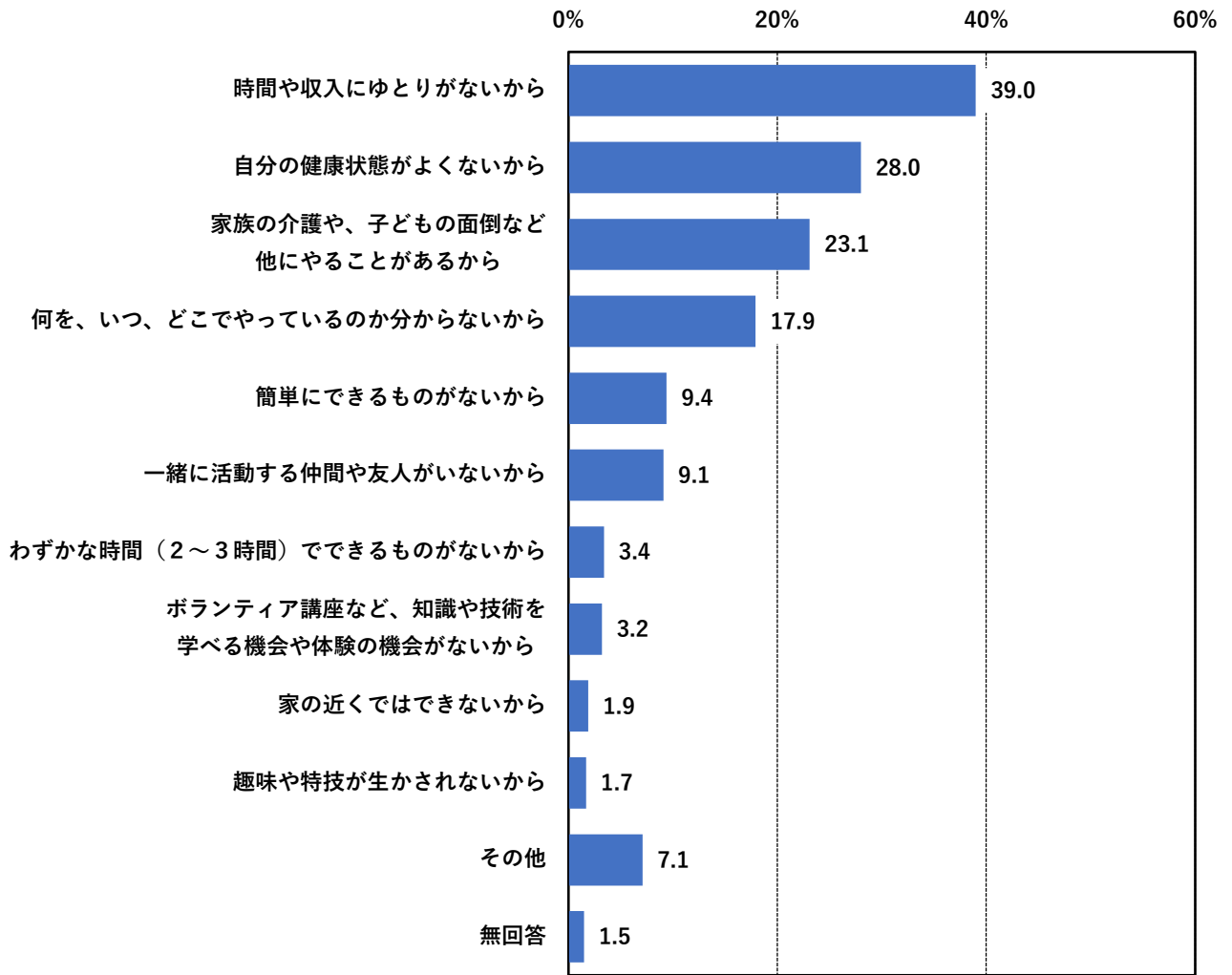
地域福祉の重要な担い手であるボランティアは、多様化する地域課題の解決のための実践者としての役割が期待されており、さらなる活動の充実や人材の育成が求められています。

今後もボランティア活動に対する理解と関心を促すとともに、地域への貢献活動に喜びや生きがいを感じるきっかけづくりや、より気軽にボランティア活動に参加できる環境づくり等を通じて、次代の地域福祉を担う人材を育成し担い手を確保していく必要があります。

図表 25 現在、ボランティア活動に参加しているか（単数回答）

		参加している	参加していないが、現在のところは参考と	今後参加したいが、	今後参加したいが、	その他	無回答
	全体(計:1321人)	8.3	14.8	24.0	44.9	5.1	2.9
	前回調査(計:1402人)	11.1	13.6	28.4	35.4	7.2	4.4
年齢	29歳以下(計:94人)	4.3	27.7	23.4	42.6	2.1	0.0
	30歳代(計:128人)	3.9	7.0	29.7	52.3	6.3	0.8
	40歳代(計:202人)	6.9	12.4	32.7	42.6	4.5	1.0
	50歳代(計:196人)	7.1	14.3	27.0	44.9	5.6	1.0
	60歳代(計:271人)	9.6	10.3	29.5	43.9	4.1	2.6
	70歳代(計:302人)	11.9	15.9	16.9	44.7	7.3	3.3
	80歳以上(計:120人)	7.5	25.8	5.8	45.0	4.2	11.7

図表 26 ボランティア活動に参加したいと思わない（できない）理由（複数回答）



計：593人

市民の声 	・自治会の担い手も年々、少なくなっていて、次のなり手には困っていることが多いと思う。 ・地域の活性化には子どもを含めた若い方々の存在が大きいですが、実態は若者の流出が著しく、地域を支える人材が高齢化している。
ワークショップでの意見 	・高齢者が多く、地域の担い手が少ない。 ・民生委員や福祉委員の成り手がない。 ・福祉活動の担い手となる若い世代が人口減少とともに仕事をみんな持っているので地域とかかわる時間をとれない。

* 本計画では、地域福祉を担う人は「地域の宝」とであるという考えのもと、見出し、「取組の方向性」では「人材」について「人財」という表記を用いています。

第4章 施策・事業の推進（基本目標3）

【施策の方向性】

福祉の心の基盤となる人権意識を育成する取組を継続するとともに、ボランティア活動に関する様々な情報の収集・提供やボランティア人材の養成を図るなど、地域福祉活動の中核となる人材の発掘と育成に努めます。

市の取組

取組の方向性	内 容
人権意識の醸成	○学校教育活動全体を通じた、様々な人権問題についての教育 ○地域、家庭、職場などあらゆる場面での学習機会の提供・充実 ○冊子等による啓発の充実、関係機関・団体や企業等との連携した啓発活動の推進 ○職員の人権研修の推進 ○人権関係機関・団体等が主催する各種研究会・研修会等への職員の参加促進
地域福祉を支える人材の育成	○地域貢献活動のきっかけづくり ○ボランティア養成講座の開催と講座受講後の支援体制 ○ボランティア活動情報の収集・提供 ○民生委員・児童委員活動の市民への周知・啓発【再掲】 ○民生委員・児童委員活動や公民館活動など地域福祉活動のリーダーとなる人材の発掘・育成

社会福祉協議会の取組

取組の方向性	内 容
人権意識の醸成	○職員への人権研修の実施 ○人権関係機関・団体等が主催する各種研修会等への参加促進
地域福祉を支える人材の育成	○福祉だよりやホームページを活用した地域福祉に関する情報の提供 ○学校や地域住民に対する福祉学習の推進 ○福祉ボランティア連絡協議会と連携した福祉ボランティア養成講座の開催 ○地域福祉を支える担い手づくり講座やフォローアップ講座の開催

住民・地域ができること

内 容
○人々の多様性やそれぞれの人に応じた配慮について正しく理解します。 ○地域や社会で自分にできることを考え、行動に移すように心がけます。 ○仕事や趣味等で培ってきた技術や知識を地域活動に役立てます。 ○ボランティア養成講座等へ積極的に参加します。

（2）ボランティア活動・NPO 活動等への支援

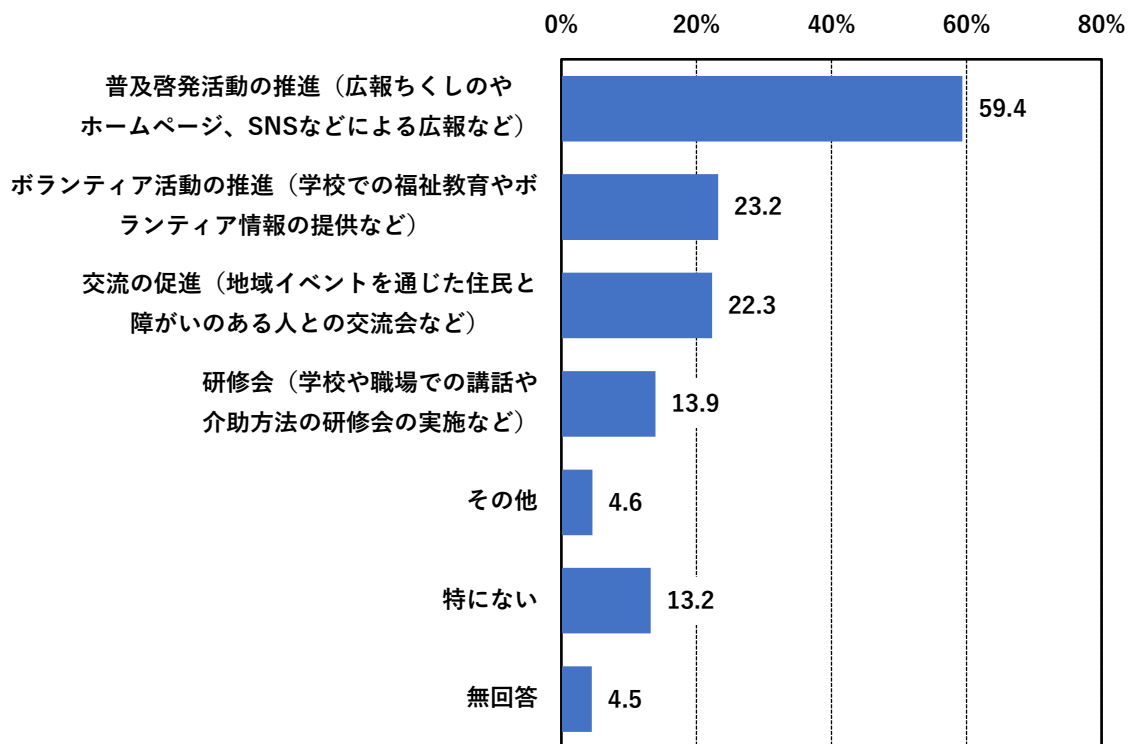
【現状と課題】

「筑紫野市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のための団体等アンケート」によると、団体活動における困り事のうち、最も多かった回答が「後継者が育たない」、次いで多かったのが「新しい会員、利用者が入らない」というものでした。

市民アンケート調査結果では、互いに支え合う地域づくりのために、市役所がすべきこととして、「ボランティア活動の推進（学校での福祉教育※やボランティア情報の提供など）」と回答した人の割合が23.2%となっています（図表 27）。

ボランティアへの参加意欲を高める仕掛けづくりを工夫し、活動人口の増加を図るとともに、ボランティア団体の活性化を図るためのリーダーの発掘・育成にも力を入れていくことが望まれます。同時に、ボランティアの果たす役割・意義等を社会全体として理解していくことも、ボランティア活動の発展に欠かすことができない重要なポイントになると考えられます。

図表 27 互いに支え合う地域づくりのために、市役所は何をすべきか（複数回答）



計：1321人

第4章 施策・事業の推進（基本目標3）

市民の声 	・必要なことだとは感じているが、実際に今の生活で精一杯で、ボランティアや地域に関心が持てない。 ・ボランティア活動をしたくてもする方法がわからない。 ・今後、自分の生活にゆとりがもてれば地域活動やボランティアに参加したいと思う。
ワークショップでの意見 	・ボランティアグループも高齢化している。 ・新規のボランティア人材がいない現状がある。 ・若手のボランティア人材が育たない現状がある。

【施策の方向性】

ボランティア活動の効果的な推進を図る取組を進めるとともに、活動に必要な情報提供を行うなど、ボランティア団体等への活動支援を行います。

市の取組

取組の方向性	内 容
ボランティア団体等の育成と活動支援	○ボランティア団体同士の情報交流 ○ボランティア団体に対する情報提供
地域福祉活動のための財源に係る支援	○地域福祉活動団体への財政的支援 ○ボランティア団体への活動財源に関する情報の収集・提供

社会福祉協議会の取組

取組の方向性	内 容
ボランティア団体等の育成と活動支援	○分野別ボランティア講座や研修会の開催・充実 ○ボランティア活動に必要な情報提供 ○ボランティアセンター※機能の充実を図るとともに、生涯学習ボランティアバンクや関係機関・団体等との連携強化 ○福祉ボランティア団体に対する活動費等の助成
地域福祉活動のための財源の確保、検討	○ボランティア団体等が活用できる民間助成金の情報提供 ○有償サービスや有償ボランティア団体の仕組みづくりの検討 ○地域福祉活動の財源となる共同募金運動の推進

住民・地域ができること

内 容
○ボランティアセンター等に登録し、ボランティア活動に参加します。 ○地域福祉活動の財源となる募金活動に協力します。 ○有償サービス、有償ボランティア活動などの仕組みづくりを検討します。



小学校における総合学習（福祉教育）



コミュニティ運営協議会による生活支援(筑紫よかまち協議会、買い物支援)



基本目標4 安全安心に暮らせる環境づくり

（1）安心して暮らせる地域づくりの推進

【現状と課題】

市民の抱える悩みや問題は多岐にわたり、複雑化していく傾向にあります。例えば、高齢者や障がい者、子どもへの虐待やパートナー間でのDV*等が大きな社会問題となっています。このような虐待を未然に防ぐためには、なにより早期発見、早期対応が重要です。その他にも、介護者や保護者等の多大な身体的・精神的ストレスの軽減も必要です。

また、近年各地で頻発している自然災害やこれまでにない新たな手口や形の犯罪事件の発生等対応していくべき課題は増えつつあります。

今後より一層地域のつながりを強化し、日頃の声かけ等を通じて、普段からの市民一人ひとりの防災・防犯意識を高めていくことが大切です。

市民の声 	・これから高齢化がより深刻になるので地域で皆が支え合う風土ができると安心だと思う。 ・一人ひとりの防災の備え、知識、意識を高められるような支援を取り入れてほしい。
ワークショップでの意見 	・地域の防災、防犯の対策が必要だと思う。 ・防犯活動、防犯意識の向上に努めたい。 ・災害時の避難場所の確認、声掛けが課題になる。

【施策の方向性】

すべての市民にとって不安の少ない地域づくりを進めるために、虐待やDVを防ぐ仕組みづくりや権利擁護*の推進等ソフト面の充実を図るとともに、災害時の支援体制の構築や、安全で快適な住環境づくり等ハード面の充実に努めます。

市の取組

取組の方向性	内 容
権利擁護の推進	○講演会等での成年後見制度に関する普及啓発 ○高齢者等への消費者被害に対する注意喚起 ○成年後見制度に関する相談会の開催
虐待、DV 防止に関する取組の推進	○リーフレットや研修会による虐待・DV 防止啓発 ○児童虐待防止に関する周知・啓発 ○要保護児童対策地域協議会※における虐待を含む要保護児童の早期発見、早期対応 ○関係機関・団体等と連携したうえでの虐待対応 ○虐待・DV の被害者が安心して相談できる窓口の周知と相談支援体制の充実
人にやさしい住環境づくりの推進	○公民館や市の公共施設や道路のユニバーサルデザインの視点からの整備推進 ○「筑紫野市地域公共交通計画」に基づいた利便性の高い持続可能な公共交通網の形成に向けた施策の推進 ○重度障がい者支援のための福祉タクシーの利用助成
災害に備える取組の推進	○災害時等要援護者支援制度の周知・啓発 ○災害時等における迅速な安否確認や円滑な支援活動を行うための地域での支援体制の整備推進 ○要配慮者等に配慮した避難所の在り方等の検討・研究 ○身近な地域における福祉避難所※の確保 ○講座や研修会などを通じた必要な知識や情報の提供 ○地域の防災力・防犯力の向上に向けた自主防災組織※の活動支援 ○災害発生時に備えた、複数の情報伝達手段による情報提供体制の整備
防犯、交通安全等の対策強化	○関係機関・団体等との連携による交通安全教室の開催 ○地域防犯組織活動団体への防犯パトロール車（青パト）の貸出 ○通学路の見守り活動への支援 ○安全安心まちづくり推進大会等での防犯に関する講演の実施 ○地域の安全活動を行う団体・個人への表彰 ○高齢者等への消費者被害に対する注意喚起【再掲】 ○防犯情報の周知啓発

社会福祉協議会の取組

取組の方向性	内 容
権利擁護の推進	○判断能力が不十分な高齢者等を対象に福祉サービス利用援助、日常的金銭管理等を行う日常生活自立支援事業※や暮らしのサポートセンター事業の推進と啓発 ○成年後見制度の法人後見事業の充実 ○市や関係機関と連携した権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進
虐待、DV 防止に関する取組の推進	○職員への人権研修の実施や研修会参加 ○関係機関団体に対する虐待、DV 防止の啓発
人にやさしい住環境づくりの推進	○バリアフリーに取り組んでいる事業者やユニバーサルデザインに関する情報提供
災害に備える取組の推進	○市との災害ボランティアセンター※の設置・運営等に関する協定の締結 ○関係機関・団体等と連携した災害ボランティアセンター設置訓練の実施 ○民生委員・児童委員、福祉委員、地域サロン等関係機関・団体と連携した見守り体制の充実
防犯、交通安全等の対策強化	○民生委員・児童委員定例会、福祉委員研修会、地域サロン連絡会等を活用した防犯意識の啓発・向上 ○地域や学校、民生委員・児童委員、福祉委員等と連携した見守り活動の推進

住民・地域ができること

内 容
○地域で行う防災訓練などに積極的に参加します。 ○災害時に支援が必要な人について、把握と支援に努めます。 ○地域の見守りにより、虐待の兆候を早期発見し、速やかに適切な専門機関へつなぎます。 ○成年後見制度講演会等に参加し、権利擁護に関する知識を深めます。

（2）健康・福祉への理解と実践の促進

【現状と課題】

すべての市民が健やかで心豊かに生活していくためには、生活習慣病の予防、健康寿命の延伸、生活の質の向上を図ることが重要です。厚生労働省の「健康寿命延伸プラン」では、2040年までに健康寿命を男女ともに3年以上延伸する目標が立てられています。高齢者に限らず、就労や地域活動、趣味などの様々な活動は、その中で多くの人とのふれあい、社会への参加につながり、心身の健康づくりや介護予防にもつながると言われています。

また、私たちが住む地域には、性別、国籍、年齢、心身の症状、経済状況等に関わらず多様な人たちが生活しています。そのため、様々な思いや考え、境遇にあることを理解し、その多様性を認めあう必要があります。

地域共生社会を実現するためには、地域で生活するすべての人が、地域社会のなかで生きづらさを感じずに地域社会に包摂されていることが大切です。お互いを理解し地域で支え合う社会（ケアリングコミュニティ）を構築するため、幼少期からの教育はもちろんのこと、生涯をととして継続した教育や啓発の充実が求められています。

市民の声 	・自分や家族の健康状態が不安である。 ・もうすぐ80代になろうとしているので地域の福祉に踏み込んで勉強しようと思っている。 ・子どもがもう少し大きくなったら、社会貢献も視野に入れていけるよう、教育していきたい。
ワークショップでの意見 	・高齢者の健康状態が分からず心配なことがある。 ・小中学生への地域意識教育が必要。 ・若年層への地域活動理解促進、教育が必要。

【施策の方向性】

子どものころから支え合いの心を培っていけるような実践的な福祉教育を推進する一方、地域において生涯を通じた福祉教育を推進し、福祉力の育成・向上を図ります。

また、様々な場や機会を活用し、健康づくり等の意識啓発を行うとともに、市民の主体的な実践活動へとつながるよう支援します。

市の取組

取組の方向性	内 容
福祉教育の推進	○学校における福祉の心をはぐくむための教育や体験学習、キャリア教育 ○公民館等を拠点とした地域福祉活動に関する研修 ○地域福祉等についての出前講座や講師派遣による周知 ○カミーマーケットフェスティバルなどのイベントを通じた健康・福祉への理解と実践
健康づくり等の推進	○心の健康づくり講演会や食育講演会など、健康づくりに関する講演会の開催による健康づくりの意識啓発 ○健康づくり活動を推進する人材の養成と活動支援 ○住民主体の介護予防に関する知識の普及啓発活動の支援 ○住民主体の健康づくり・生きがいづくりの取組支援 ○運動教室等の充実による健康・介護予防の推進 ○筑紫野市自殺対策計画に基づく自殺防止対策の推進

社会福祉協議会の取組

取組の方向性	内 容
福祉教育の推進	○学校や地域住民に対する福祉教育や生涯福祉教育の推進
健康づくり等の推進	○市や包括支援センターが行う介護予防活動や健康講座の情報提供 ○地域サロンを活用した健康づくり活動等の推進

住民・地域ができること

内 容
○福祉や健康に関する講座や行事等へ積極的に参加し、学んだ成果を、自らの活動や地域づくりに活かします。 ○ウォーキングを行うなど、健康づくりや健康管理に心がけます。 ○高齢者や認知症の人、障がい者などへの配慮の在り方について学び、マナーとモラルの向上に努めます。

第 5 章 成年後見制度利用促進基本計画



1. 計画の概要

成年後見制度とは、認知症や精神障がいなどによって物事を判断する力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選び、財産管理等の援助を行うことで、本人の権利を守り生活を支援するための制度です。

平成 28 年 5 月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」において、市町村は、成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定め、必要な体制の整備を講ずるよう定められています。また、国の成年後見制度利用促進基本計画において、成年後見制度の利用促進にあたっての基本的な考え方の一つとして、「地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進」を示しています。

本市ではこれを踏まえ、「第三次筑紫野市地域福祉計画・地域福祉活動計画」のなかで「第二次筑紫野市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、制度の利用促進に向け推進します。

2. 成年後見制度をとりまく本市の現状と課題

（1）対象者の推計

成年後見制度等の支援が必要と推定される認知症高齢者数（認知症自立度Ⅱ以上）は、2,369 人となっています（令和 6 年 10 月時点）。

障がい者は、精神障がい者保健福祉手帳及び療育手帳所持者数が 2,122 人となっています（令和 5 年 3 月時点）。手帳所持者数は増加傾向にあります。

（2）本市の成年後見制度の申立件数の推移

筑紫野市の成年後見制度の申立件数（令和 6 年）は、183 件であり、令和 2 年よりも増加しています（図表 28）。

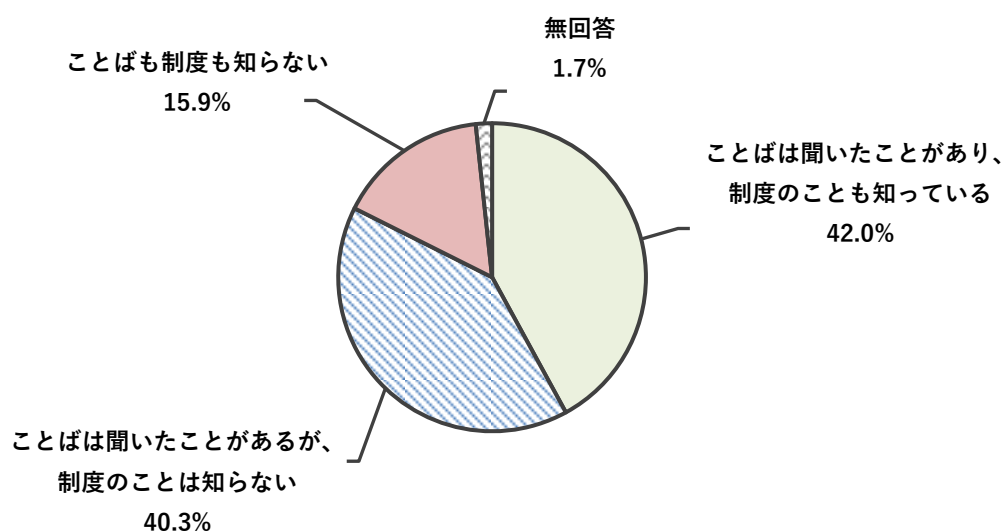
図表 28 成年後見制度の申立件数の推移

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
件 数	168 件	166 件	168 件	166 件	183 件

（３）制度の認知度

市民アンケートにおいて、「認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などによって、判断能力が十分でない人の財産と権利を守る「成年後見制度」について、知っていますか」とたずねたところ、「ことばは聞いたことがあり、制度のことも知っている」が42.0%で最も高く、次いで「ことばは聞いたことがあるが、制度のことは知らない」（40.3%）、「ことばも制度も知らない」（15.9%）と続いています（図表 29）。

図表 29 成年後見制度の認知度（単数回答）



計：1321人

（４）課題

成年後見制度を必要とすると考えられる認知症高齢者数、精神障がい者保健福祉手帳及び療育手帳所持者数に対し、申立件数は年々増加しているものの、多くの人が制度の利用に至っていないことが考えられます。

制度自体を知らない市民も多く、広報・啓発の取組が必要です。

3. 計画の基本方針

本市基本計画は、「地域共生社会の実現に向け、尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすること」を目的として策定し、「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」を目標に、取組を進めてきました。

本市第二次計画においては、本市基本計画の基本的な理念を継承しながら、国の第二次成年後見制度利用促進基本計画の趣旨を基に内容の見直しを行うものとします。

具体的には、権利擁護支援の地域連携ネットワークのさらなる充実を図り、中核機関を中心として、司法や福祉専門職などの視点を取り入れ、広報・啓発を通じた制度の周知、相談支援など、成年後見制度の利用促進に向けた方策を検討し、権利擁護支援の推進・充実を図ります。

4. 目標達成のための施策

中核機関では、以下の4つの役割の充実に向け、段階的に取組を進めます。

(1) 広報の充実（広報機能）

【施策の方向性】

様々な媒体で成年後見制度の周知を図り、制度の利用を促します。

取組の方向性	内 容
相談窓口の周知・啓発	○広報ちくしのや市ホームページなど様々な手段での相談窓口の周知



成年後見制度講演会

(2) 相談支援（相談機能）

【施策の方向性】

成年後見制度の利用について、早期の段階から相談できるよう、制度の周知と併せて、中核機関の相談窓口の周知に努めます。相談支援の際は、必要に応じて各窓口間及び司法や福祉専門職とも協働しながら進めます。

また、日常生活自立支援事業等とも連携し、権利擁護支援が必要な人の発見・支援に努めます。

取組の方向性	内 容
相談支援	○相談窓口の設置及び周知 ○窓口間・専門職及び関係機関との連携・協働による相談対応 ○日常生活自立支援事業との連携

(3) 成年後見制度の利用促進（利用促進機能）

【施策の方向性】

費用負担能力や身寄りのない人であっても成年後見制度を適切に利用できるよう、申立の実施や報酬助成を行うとともに、地域で権利擁護に携わる市民を増やすため、市民を対象に啓発を行います。

また、他市の事例を研究の上、法人後見を行う法人、今後養成される市民後見人[※]及び専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会）など、ケースに応じた後見人候補者の選任に向けた調整を円滑に行える体制の構築に向けて検討します。

取組の方向性	内 容
利用促進	○身寄りのない人に関する申立の実施 ○後見報酬の助成 ○成年後見制度に関する講演会 ○権利擁護に携わる担い手の育成 ○ケースに応じた適切な後見人候補者の検討ができる体制整備

(4) 後見人への支援（後見人支援機能）

【施策の方向性】

中核機関では後見人からの相談にも対応し、後見人が適切な対応ができるよう助言を行います。

また、必要に応じて、利用者の意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用がなされるよう、利用者本人に身近な親族・司法・福祉・医療・地域の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制づくりの調査研究を進め、専門的知見が必要であると判断された場合において法律・福祉の専門職とも連携し、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるような支援体制の整備に向けて調査研究を進めます。

取組の方向性	内 容
後見人の支援	○後見人の相談対応・助言 ○親族・司法・福祉・医療・地域の関係者を交えたチームへの支援

5. 計画の推進

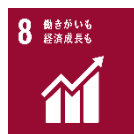
上記の施策について、段階的に取組を進め、関係課および各専門職団体・関連機関、福祉・医療・地域等の関係者等との協議の場において、定期的に進捗状況の把握・評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

また、関係課および各専門職団体・関連機関、福祉・医療・地域等の関係者等が連携・協働し、支援を必要とする人の発見・支援、早期の段階からの相談支援体制の整備等、適切に権利擁護支援につながる仕組みの整備を推進します。

★住民・地域にできること

- 講演会に積極的に参加するなどして、成年後見制度についての正しい知識を身に付けるようにします。
- 家族や身近な人が制度を利用することになったとき、本人に対する声かけ・見守りや、後見人等に対しての手伝いをできる範囲で行います。

第6章 再犯防止推進計画



1. 計画の概要

(1) 策定の背景

わが国の刑法犯[※]の認知件数[※]は、平成14年にピークを迎えましたが、平成15年以降は減少を続け、令和3年には戦後最少となっています。

一方で、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」は上昇傾向にあり、令和3年には48.6%と刑法犯の約半数は再犯者という状況にあります。安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっています。

犯罪をした人または非行少年もしくは非行少年であった人(以下「犯罪をした人等」という。)の中には、貧困や疾病、し癖、厳しい生育環境など、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。そのような人々の再犯を防止するためには、国・地方公共団体、民間団体等が連携した「息の長い」支援を行っていく必要があります。

平成28年12月に成立、施行された再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。)第4条で、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施することを責務とし、第8条で、国の再犯防止推進計画を勘案した地方再犯防止推進計画を策定することが努力義務とされています。

国において平成29年12月に第一次となる再犯防止推進計画、令和5年3月には第二次再犯防止推進計画(以下「第二次計画」という。)が策定されました。第二次計画では、国・都道府県・市町村の役割が明確化され、市町村の役割は、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切にサービスを提供するよう努めること、また、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うこととされました。これを受けて福岡県においても、令和6年度を始期とした第二次福岡県再犯防止推進計画(以下「第二次県計画」という。)を策定し、市町村間のネットワーク構築や地域民間支援団体との連携強化、市町村を対象としたセミナー開催による犯罪をした人等に対する支援の理解促進・人材育成に取り組むこととしています。

第二次計画及び第二次県計画を踏まえて、本市における再犯の防止等に関する取組を推進するために本計画を定めるものです。

（２）計画の位置づけ

本計画は、再犯防止推進法第８条に定める地方再犯防止推進計画として策定するものです。

また、「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」により「市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」とされた、「保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等への社会復帰支援の在り方」に対応した計画とします。

（３）再犯防止施策の対象

本計画において「犯罪をした人等」とは、再犯防止推進法第２条に規定する犯罪をした人または非行少年（非行のある少年をいう。）もしくは非行少年であった人とします。



主任児童委員、少年補導員などによるパトロール

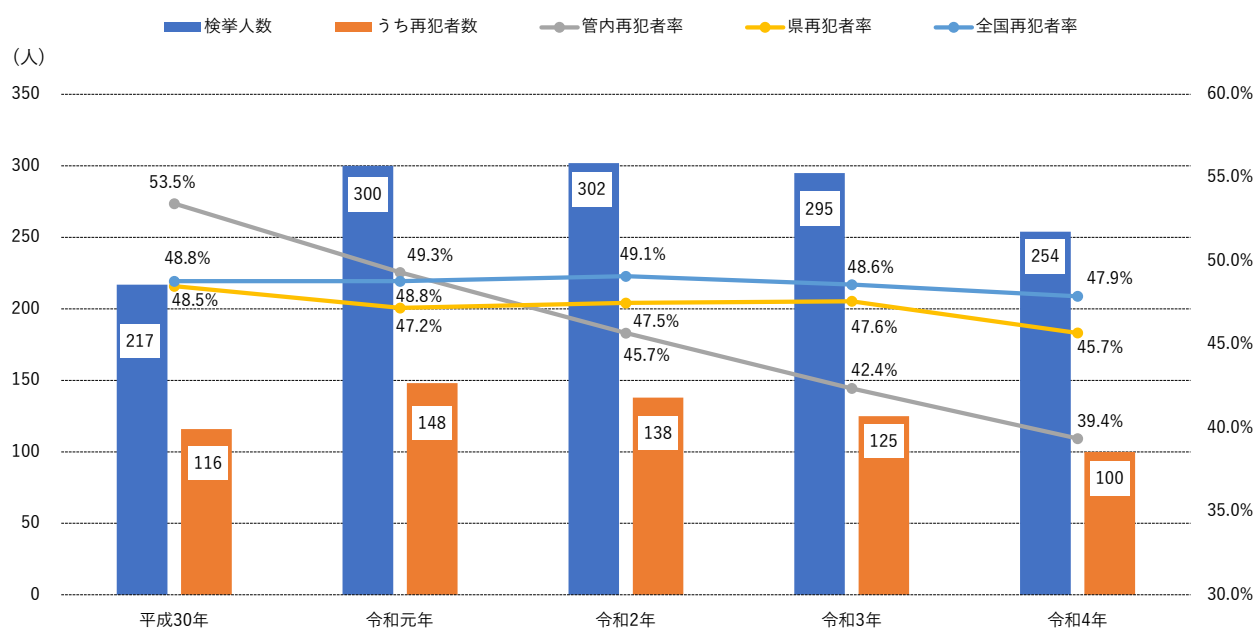
2. 現状と課題

(1) 筑紫野市を取り巻く現状

① 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

福岡県筑紫野警察署管内の検挙者数、再犯者数及び再犯者率は減少傾向にあります。同署管内再犯者率は、近年、全国の再犯者率、福岡県の再犯者率を下回っています。

図表 30 刑法犯検挙者中の再犯者数、再犯者率

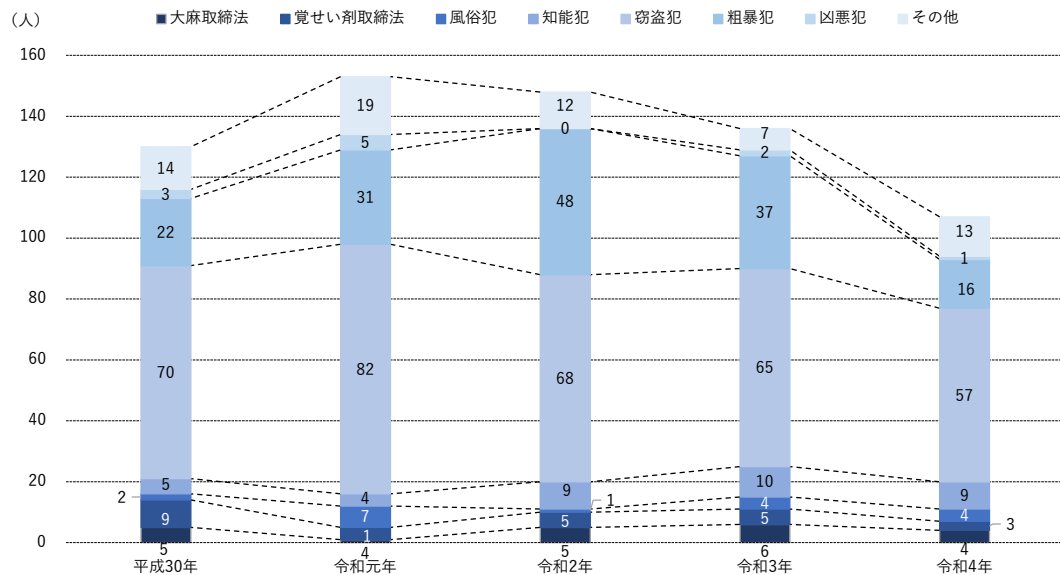


出典：法務省福岡矯正管区提供データ

②罪種別の件数

福岡県筑紫野警察署管内の再犯者を罪種別で見ると、刑法犯（凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他）及び覚醒剤取締法違反、大麻取締法違反のうちで最も多いのは窃盗犯、次いで粗暴犯となっています。

図表 31 再犯者のうち罪種別の件数

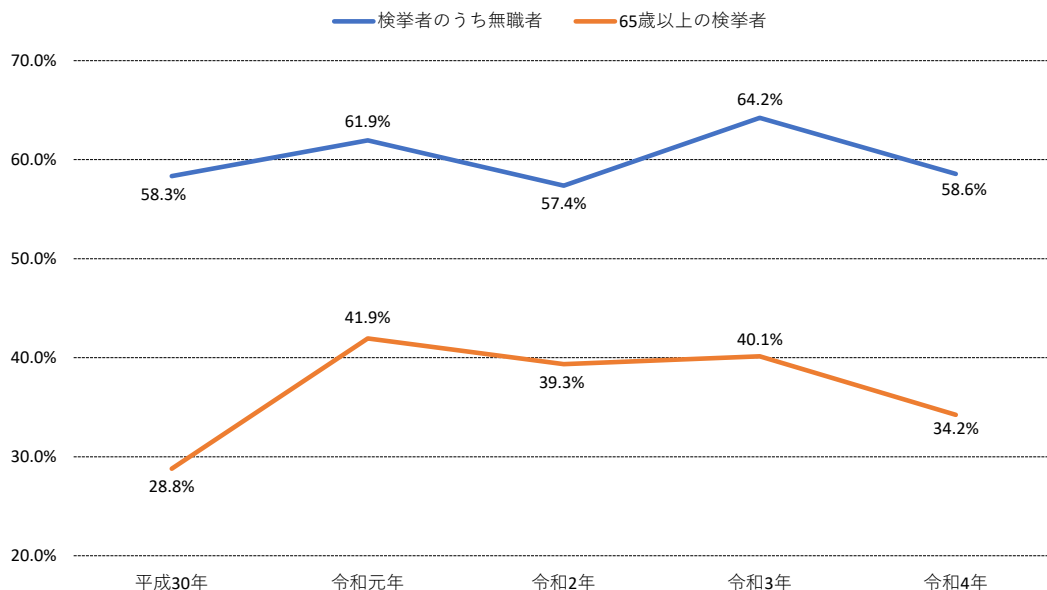


出典：法務省福岡矯正管区提供データ

③窃盗犯のうち高齢者（65歳以上）及び無職者の占める割合

福岡県警察筑紫野署管内検挙者のうち窃盗犯を見ると、半数以上が無職者であり、また同様に65歳以上が約3割～4割を占めている状況が続いています。

図表 32 窃盗犯のうち高齢者（65歳以上）及び無職者の占める割合



出典：法務省福岡矯正管区提供データ

④これまでの取組

○犯罪をした人等の更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築くことを目的とした「社会を明るくする運動※筑紫野市推進大会」が筑紫保護区保護司会筑紫野支部（以下「市保護司会」という。）により、市立中学校生徒をはじめ各関係団体の協力の下、実施されており、その他にも街頭啓発活動などが行われています。

○本市の再犯の防止に関する取組は、保護司※や多くの団体・ボランティアの活動により支えられています。

※再犯の防止に協力する団体・ボランティアとして、保護司会や更生保護施設、協力雇用主※等のほか、青少年の健全育成・非行防止に取り組む筑紫野市青少年指導員会、筑紫野市少年補導員会等があります。（以下、「団体・ボランティア」という。）

（２）再犯防止に係る課題

○福岡県筑紫野警察署管内における再犯者率は、全国及び福岡県の再犯者率を下回り、減少傾向にありますが、39.4%（令和4年）と依然として高く、再犯防止の取組への関心を喚起する必要があります。

○再犯防止の取組を支える保護司や更生保護施設、協力雇用主等といったボランティアが地域社会において十分に認知されていません。

※再犯防止に協力する民間協力者の認知度 保護司 57.4%、更生保護施設 41.1%、協力雇用主 10.3%、更生保護女性会 10.2%、BBS 会 1.9%（「再犯防止対策に関する世論調査」、平成30年9月実施）

○保護司の様々な課題等に対応するため、国では持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会を設置、令和6年10月に報告書を提出しています。本市においても報告書を参考に、保護司の継続的な人材確保や安全確保などの環境整備の取組が必要です。

（３）計画の基本目標

本計画は、犯罪や非行の防止、更生保護に対する市民の理解や関係機関、団体・ボランティアとの連携による取組の推進により、生きづらさを抱える犯罪をした人等の社会復帰を促進し、もって再犯を防止し、安全・安心な地域づくりを推進することを目標とします。

3. 目標達成のための施策

(1) 広報・啓発活動の推進

【施策の方向性】

犯罪や非行の防止、更生保護に対する市民の理解を深めるために、広報・啓発活動を推進します。

また、犯罪をした人等の更生について理解を深め、安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動である「社会を明るくする運動」について、保護司会と連携して実施するほか、「社会を明るくする運動強調月間」における推進大会の実施等、広報啓発活動を実施します。

取組の方向性	内 容
犯罪や非行の防止、更生保護に対する認知度の向上	○「社会を明るくする運動」の広報ちくしのへの記事掲載や、市ホームページなどの媒体を活用した周知・啓発 ○保護司会と連携した「社会を明るくする運動」推進大会の実施 ○再犯防止啓発月間である7月が強調月間となっている「社会を明るくする運動」や「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と連携した啓発活動の実施

(2) 関係機関との連携による支援

【施策の方向性】

非行は、家庭や学校、地域の問題が複雑に絡み合って発生することから、それぞれの緊密な連携のもと、非行防止の取組を進めます。

非行・再犯防止の取組は、保護司や多くの団体・ボランティアの活動により支えられています。犯罪をした人等が社会復帰するためには、地域社会における「息の長い支援」が必要となるため、継続した取組を行います。

取組の方向性	内 容
団体・ボランティアの活動に対する支援	○保護司会の活動に対する助成 ○市保護司会や団体・ボランティアにおける再犯防止の取組を広く理解してもらい、活動を促進していくための広報・啓発活動 ○保護司や団体・ボランティアの人材確保の支援
団体・ボランティアとの緊密な連携	○市保護司会や団体・ボランティアとの連携の強化 ○各小中学校、筑紫野市社会福祉協議会、その他関係団体（筑紫野市民生委員児童委員連合会、筑紫野市青少年育成市民会議など）との連携による取組の推進

4. 計画の推進

上記の施策について、市保護司会や団体・ボランティアと連携しながら進めるとともに、関係課と進捗状況を把握し、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。



保護司会による「“社会を明るくする運動”筑紫野市推進大会」

第7章 計画の推進にあたって

1. 計画の周知

地域福祉を効果的に推進するためには、この計画がめざす地域福祉の方向性や施策・事業、活動内容について、市民や関係機関・団体、事業所、市（行政）、社会福祉協議会など、地域福祉に関わるすべての人が共通の理解をもつことが重要です。

このため、この計画を幅広く周知し、地域の困りごとを「我が事」として捉えていく意識醸成を図ります。

2. 計画の進行管理

（1）進行管理体制

本計画は、筑紫野市による「地域福祉計画」と社会福祉協議会による「地域福祉活動計画」を一体的に策定したものであり、市と社会福祉協議会が一層の連携を深めながら、各施策事業を効果的に推進していく必要があります。

本計画の進行管理については、基本目標ごとに成果指標を設け、その達成度の分析や施策事業の進捗状況等の整理・分析を行っていきます。なお、新たな課題等が出てきた場合は、庁内組織である「筑紫野市地域福祉計画等推進庁内委員会（平成20年12月設置）」において、調査・研究を行っていきます。

庁内で行った実施状況の分析結果を、「筑紫野市地域福祉計画等推進委員会（平成21年3月設置）」に報告し、同委員会の意見を求めながら、評価を行っていきます。

(2) 成果指標

①基本目標1 地域の支えあいの仕組みづくり

成果指標	現状	目標値 (11年度)
身近な近所付き合いができている市民の割合 (令和6年度まちづくりアンケート)	28.1% (6年度)	32.0%
地域での助け合いによって見守られている人の数 (災害時等要援護者支援制度登録者数)	2,062人 (6年10月時点)	2,219人
住民主体の生活支援活動の実施箇所	7か所 (6年10月時点)	10か所
考え方 地域の困りごとを一人ひとりが「我が事」と捉える地域にするためには、互いに気にかける関係を築くことが重要です。災害時等要援護者支援制度の登録情報は、本人の同意に基づき区長や民生委員に共有され、災害時だけでなく普段の見守りにも役立てられています。また、地域の生活課題に応じてコミュニティや自治会等の実施を支援している住民主体の生活支援活動については、地域組織活動の強化につながる新たな要素となることが期待されます。		

②基本目標2 地域福祉を推進する基盤づくり

成果指標	現状	目標値 (11年度)
住民主体の福祉のプラットフォームとしての集いの場の開催数(年間開催数)	67回 (5年度)	67回
民生委員・児童委員の相談件数(年間延べ件数)	7,113件 (5年度)	8,050件
相談できる相手や場所がある市民の割合 (まちづくりアンケート)	84.9% (6年度)	90%
身近な問題を相談する市の窓口を知っている市民の割合(まちづくりアンケート)	81.8% (6年度)	90%
考え方 日常生活上で身近な問題が生じたときに、身近に家族がいない人であっても、相談できる人や場所があることで、問題を一人で抱え込むことなく、解決に向け動くことができます。支援を必要とする人が適切な相談先を認知できるよう、今後も積極的に住民に身近な相談従事者である民生委員・児童委員の周知や各種相談窓口に関する情報発信に努めます。また、地域福祉の主体である地域住民が日頃から連携を図ることができるようなプラットフォームづくりに資する集いの場を、地域全体で課題集約や解決にあたるための重要な基盤とし、その実施回数について成果指標としています。		

③基本目標3 地域福祉を支える担い手づくり

成果指標	現状	目標値 (11年度)
福祉委員の数（任用数）	200人 (6年10月時点)	206人
地域での福祉活動に参加している市民の割合 (まちづくりアンケート)	20.7% (6年度)	24.2%
民生委員・児童委員の充足率	96.5% (6年10月時点)	100%
考え方		
地域で支えあう体制を構築するために、地域の活動に積極的に関わる人や、民生委員・児童委員や福祉委員などの担い手を増やすことを成果指標とします。		

④基本目標4 安全安心に暮らせる環境づくり

成果指標	現状	目標値 (11年度)
成年後見制度講演会に参加した人の数	58人 (5年度)	70人
交通手段がなく不便だと思う市民の割合 (まちづくりアンケート)	23.6% (6年度)	17.4%
災害等が発生した際に支援を必要とする人が近くにいることを認識している市民の割合(まちづくりアンケート)	38.8% (6年度)	45.0%
介護予防や地域福祉の講演会に参加している市民の数 (ささえあうつながる講演会への参加者の年間延べ人数)	170人 (5年度)	200人
考え方		
安全安心に暮らせる環境づくりに向けて、障がいや認知症などで財産管理などに不安のある人を減らすため、成年後見制度の周知を成果指標とします。また、年齢や障がいの有無に関わらず安心して暮らせる交通手段の整備に関する市民の意見や、災害時の支援を要する人に関する市民の意見を成果指標とし、不安の少ない地域づくりをめざします。 また、生涯にわたって健康・福祉への理解を深め、実践する市民の数を増やすため、講演会に参加している市民の数を成果指標とします。		

資料編

1. 各コミュニティの状況

二日市コミュニティ 愛・笑顔・活力のまち



1 行政区

都府楼団地、杉塚、塔原、六反、本町、入舟、宮田町、
京町、曙町、松ヶ浦、中央、栄町、昭和、鳥居、次田、
大門、大坪、湯町、武蔵、上古賀、天拝坂

世帯数	人口	15歳未満	15～65歳未満	65歳以上 (高齢化率)
14,719世帯	30,714人	13.5%	61.6%	24.9%

(令和6年3月31日現在)

2 ひと・資源

行政区長	21人	福祉委員	38人
民生委員・児童委員	38人	ふれあいサロン(高齢者)	20カ所
主任児童委員	3人	ふれあいサロン(子育て)	4カ所

(令和6年10月31日現在)

3 市民ワークショップにおける意見

令和6年6月26日14時00分～開催、二日市コミュニティセンター

地域の課題

○子どもの見守り、あいさつ	○認知症(予備軍)が増加
○若い世帯と高齢世帯の交流が少ない	○世代を問わず自由に集まれる場所が必要
○公民館の利用が少ない	○次世代の人がいない
○地域の清掃が行き届いていない	○老人世帯、一人暮らしの高齢者が増えていく
○避難場所がわからない	○老々家庭の病気や介護が負担で疲れているように思う

■ワークショップの様子



めざす地域の姿

- ★子どもからお年寄りまですべての人が笑顔とあいさつがいきかうまち
- ★だれもが健康で安全、安心して暮らせる地域
- ★皆が笑顔で集う街（地域）
- ★全世代が交流し、安心できる、きれいな地域

地域の強み

○隣組の結束力	○近くに商業施設が多くある
○祭りが多い	○民生委員の活動を行政区で支援
○学校との連携が強い	○シニア活動がある
○交通の便がよい（JR、西鉄）	○まとまりが良く協力的である
○人口が増えている	○自然、歴史がある

私たちができること

○子どもの見守り	○隣組の小さい集団の交流会をつくる
○子ども、高齢者が一緒に活動する場所を作る	○高齢の男性の集まりをつくる
○子ども食堂を広める	○高齢者にも役割を持ってもらう
○公民館での料理教室	

二日市東コミュニティ

みんな笑顔でつながる安心のまち



1 行政区

紫、天神、東町、旭町、東新町、紫ヶ丘、俗明院、石崎、
針摺、針摺東、若葉団地、中原団地、朝倉街道団地

世帯数	人口	15 歳未満	15～65 歳未満	65 歳以上 (高齢化率)
10,025 世帯	21,059 人	13.7%	60.8%	25.5%

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

2 ひと・資源

行政区長	13 人	福祉委員	34 人
民生委員・児童委員	23 人	ふれあいサロン（高齢者）	11 カ所
主任児童委員	2 人	ふれあいサロン（子育て）	4 カ所

(令和 6 年 10 月 31 日現在)

3 市民ワークショップにおける意見

令和 6 年 7 月 2 日 14 時 00 分～開催、二日市東コミュニティセンター

地域の課題

○一人住まい高齢者の孤立（足腰が悪くサロンなどに誘っても出かけたがらない）	○世代間のつながりの希薄化
○マンションが増えて若い人達と高齢者の接点が少なくなっている気がする	○町内会、子ども会などに参加しない人が増えた
○古いマンションの住民の高齢化	○地域を支える若い人が少ない
○声かけなどをしようと思っても不審者に見られる	○少子化による子どもの減少
○地域サークルの参加者が少ない	○サロンの参加者が特定していて新規参入が少ない

■ワークショップの様子



めざす地域の姿

- ★みんなが安心して暮らせる街
- ★あいさつが響く街
- ★人と人がつながるまち
- ★だれでも集まる場所があるまち
- ★子育てしやすい筑紫野市！
- ★笑顔あふれる紫ヶ丘
- ★住民が地域に出て交流するまち

地域の強み

○小学校が近い、子どもたちをみられる	○困った時、民生委員などに相談できる人が多い
○市役所が近いので相談ができる	○区長、民生委員、福祉委員で話し合いの場を設けている
○病院が近くに多い、スーパーが近い	○高齢者に対する支援が多いと思う
○交通の便が良い（西鉄、ＪＲ、バス）	○包括支援センターとの連絡が密
○公民館活動が多い	

私たちができること

○有償ボランティアの検討、ポイント制度	○公民館等で子ども学習の場をつくる
○子ども食堂の拡大（先行している地域に習う）	○公民館の利用活用の拡大
○子育てサロンの拡大を図る	○今あるものを活かす

山口コミュニティ

自然も豊か 人も豊かに
みんなでつくる
笑顔のコミュニティ やまぐち



1 行政区

平等寺、山口、萩原、古賀、立明寺、むさしヶ丘

世帯数	人口	15 歳未満	15～65 歳未満	65 歳以上 (高齢化率)
2,405 世帯	5,374 人	13.9%	50.3%	35.8%

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

2 ひと・資源

行政区長	6 人	福祉委員	24 人
民生委員・児童委員	9 人	ふれあいサロン（高齢者）	6 カ所
主任児童委員	2 人	ふれあいサロン（子育て）	－カ所

(令和 6 年 10 月 31 日現在)

3 市民ワークショップにおける意見

令和 6 年 7 月 9 日 14 時 00 分～開催、山口コミュニティセンター

地域の課題

○高齢者の引きこもり	○独居の高齢者の災害時の家族への連絡
○老々介護の増加	○災害時に避難する手段
○少子化	○福祉委員や見守り隊の高齢化
○若い方々との関わり	○障がい者（児）の見守りと親への支援
○交流が少ない	○認知症かなと思う方への介入が難しい

■ワークショップの様子



めざす地域の姿

★みんなが住みつづけたいまちむさしヶ丘

★みんなが元気な萩原

★便利で安全安心な高齢社会

★子ども、障がい者、高齢者にやさしくあいさつや声かけがとびかう古賀地区

★魅力ある地域になることより人口が増えてこれからの問題は少しずつ～

★おとしよりと子どもの笑い声！！若い人～高齢者が住みやすい街立明寺

地域の強み

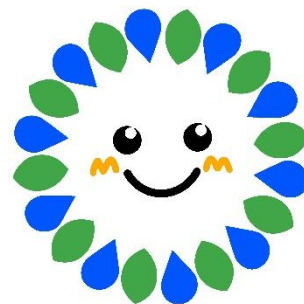
○高齢者が住みやすい地域	○生活お助け隊の発足
○高齢者が元気	○隣組加入率の高さを維持（連絡網）
○いきいきサロンに人が多い	○子ども会、隣組寄合い

私たちができること

○夏まつりの更なる活性化	○フレイル予防のためみんなで体操をする
○いきいきサロンを続け、憩いの場に	○通学路の整備
○公民館を相談室へ	○空き家に移住しやすいように地域の雰囲気づくり
○助け合い、気配り、目配り	○災害時の声かけ
○プチサロンを各丁目につくる	○高齢者ボランティアを増やす

御笠コミュニティ

住みたい 住み続けたい
明るい御笠のまちづくり



1 行政区

柚須原、香園、本道寺、大石、原、宮の森、ゴルフ場団地、
みかさ台、西吉木、東吉木、上阿志岐東、上阿志岐西、
中阿志岐、下阿志岐、天山、牛島

世帯数	人口	15 歳未満	15～65 歳未満	65 歳以上 (高齢化率)
4,321 世帯	9,688 人	11.3%	51.5%	37.2%

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

2 ひと・資源

行政区長	16 人	福祉委員	30 人
民生委員・児童委員	18 人	ふれあいサロン（高齢者）	14 カ所
主任児童委員	2 人	ふれあいサロン（子育て）	1 カ所

(令和 6 年 10 月 31 日現在)

3 市民ワークショップにおける意見

令和 6 年 6 月 17 日 19 時 00 分～開催、御笠コミュニティセンター

地域の課題

○回覧板や町内広報への関心が低い	○免許証返納により移動手段がない人が増える
○公民館活動が少ない	○子どものいない自治会
○地域福祉への意識向上が必要	○集中多雨のため、水害（堤防の決壊）が心配
○居場所作り（子ども、大人）	○住民の減少
○若手のボランティアが育たない	○個人の入院や身体状況などの情報がなく見守りが難しい

■ワークショップの様子



めざす地域の姿

- ★しっかり子育て応援・高齢者支援でみんなで住みやすい地域を作りたい！！
- ★高齢者が幸せと感じるような地域
- ★定年後の高齢者が地域を活性化する地域社会
- ★住んでだけで HAPPY！になるまちづくり
- ★幸福度 No.1 のまち！！ このまちに住んで幸せだったと思える地域
- ★御笠地域に住んで良かった

地域の強み

○地域住民のつながり	○災害支援の組織化ができています
○同世代であればみんな知り合い	○比較的元気な高齢者が多い
○自然の豊かさ、歴史、文化	○子どもが遊ぶ広場がある
○青パトでの見守り（通学、高齢者散歩等）	○お互いに見守りしながらの散歩ができる

私たちができること

○老若男女が集える場を広くつくる	○近くへの送迎
○スポーツの集い	○話す機会を少しでも多く持つ（気楽に話せる関係になる）
○移住のまちをめざす	○ワークショップで「はじめまして」の挨拶からのつながり
○地域の魅力を発信	○「文化遺産」を中学生ボランティアで清掃活動を行う
○自治会バスの充実（オンデマンド、コースを増やすなど）	

山家コミュニティ

山家はひとつ！
自然と歴史に育まれる
安全安心のまちづくり・ひとつづくり



1 行政区

山家1区、山家2区、山家3区、山家中央区、
山家6区、山家7区、山家8区、山家9区

世帯数	人口	15歳未満	15～65歳未満	65歳以上 (高齢化率)
1,151世帯	2,625人	13.2%	54.2%	32.6%

(令和6年3月31日現在)

2 ひと・資源

行政区長	8人	福祉委員	8人
民生委員・児童委員	8人	ふれあいサロン（高齢者）	8カ所
主任児童委員	1人	ふれあいサロン（子育て）	－カ所

(令和6年10月31日現在)

3 市民ワークショップにおける意見

令和6年7月18日19時00分～開催、山家コミュニティセンター

地域の課題

○交通の便	○高齢者の一人暮らしの方が多い
○集まる場所がない	○若い世代が少ない
○地域の行事が少ない	○地域が広く家が点在
○積極的に地域に関わる人が少ない	○見守りが必要な世代は多い（人数）が見守る側の世代が少ない
○引きこもりがちの方の手助けをどうするか	○災害時の避難場所の確認、声掛け

■ワークショップの様子



めざす地域の姿

★行政からの応援を受けて災害に強い1・2区
★つながり合う地域
★こどももおとなも笑いあえるまち
★元気で笑顔の地域
★高齢者が安心していきいきして暮らせるまち
★皆が住みたくなる地域
★いろんな世代が交流できる街づくり（あかちゃんからじいじ、ばあばまで）

地域の強み

○サロン活動	○公立の幼稚園がある
○組ごとのまとまり、助け合いがある	○グループホームがある
○小学生の元気なあいさつ	○元気な高齢者が多い

私たちができること

○若い世代が参加したくなる催し	○近所つき合いを強化
○交流の場、通いの場を作る	○元気にあいさつ
○年寄りから子どもまで遊べる公園をつくる	○中高生のボランティア活動を活用
○地域の環境を活かした地域にする	○地域で収益事業を行う
○自然の風景をもっと知ってもらい、人を呼びこむ	○防災訓練で地区をまとめる

筑紫コミュニティ

子どもたちに誇れる
よかまちづくり



1 行政区

城山、筑紫、筑紫駅前通、若江、下見一、美咲
岡田、諸田、常松、永岡、桜台

世帯数	人口	15 歳未満	15～65 歳未満	65 歳以上 (高齢化率)
8,197 世帯	18,963 人	16.8%	60.1%	23.1%

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

2 ひと・資源

行政区長	11 人	福祉委員	51 人
民生委員・児童委員	18 人	ふれあいサロン（高齢者）	9 カ所
主任児童委員	1 人	ふれあいサロン（子育て）	5 カ所

(令和 6 年 10 月 31 日現在)

3 市民ワークショップにおける意見

令和 6 年 6 月 22 日 13 時 30 分～開催、筑紫コミュニティセンター

地域の課題

○高齢化	○地域への愛着の意識が薄い
○子どもの遊び場が少ない	○見守りするための情報が不足
○子ども会入会者の減少	○町内会役員への成り手が少ない
○行事の参加率が低い	○近所との付き合いが薄い
○伝承行事の受け継ぎができていない	○自治会入会者が減少

■ワークショップの様子



めざす地域の姿

- ★守り合い助け合える地域 永岡
- ★明るい顔が見える地域
- ★子ども、大人、高齢者、障がいのある方みんな
- ★つながり支え合うさくらだい
- ★目くばり・気くばり・思いやり地域
- ★活気あふれる地域生活
- ★子どもも大人も笑顔で暮らせる地域

地域の強み

○自治区の行事が沢山ある	○安心ポットでの見守り
○古くからの住民による伝統と団結がある	○サロン活動
○町内で「支え合いづくり」を進めている	○緑が多く美しい町並み
○地域づくりを課題として取り組んできた	○ボランティアの人が多い

私たちができること

○行事の企画立案から準備、本番までみんなで協力	○地域での行事等に積極的に参加
○サークル活動で仲間づくり	○組ごとに交流会を開く
○若者の地域参加	○高齢者には外に出てもらう（健康体操、グラウンドゴルフ）
○子どもたちにも声かけ、地域行事にも参加してもらう	○地域主催のボランティア活動があるといい

筑紫南コミュニティ

住みやすい 住んでよかった
住み続けたい スマイルタウン 筑紫南



1 行政区

原田、隈、西小田、光が丘、馬市、美しが丘北、美しが丘南

世帯数	人口	15歳未満	15～65歳未満	65歳以上 (高齢化率)
7,345世帯	18,028人	14.7%	60.4%	24.9%

(令和6年3月31日現在)

2 ひと・資源

行政区長	7人	福祉委員	16人
民生委員・児童委員	15人	ふれあいサロン（高齢者）	6カ所
主任児童委員	2人	ふれあいサロン（子育て）	5カ所

(令和6年10月31日現在)

3 市民ワークショップにおける意見

令和6年6月8日16時00分～開催、筑紫南コミュニティセンター

地域の課題

○要援護者への支援の在り方	○区で皆が参加できる行事等が少ない
○独居高齢者への見守り・支援	○隣組単位での交流イベントの発案が必要
○隣近所、関心が薄い、声掛けに遠慮	○地域活動に参加する人がいつも同じ人
○担い手不足	○地域活動に参加する人が若い人が少ない
○地元の人が多く、転入者が少ない	○健康への意識

■ワークショップの様子



めざす地域の姿

★安心して住める町

★つながりのある光が丘

★高齢者が力を発揮し、元気に過ごせる地域

★安全で住みたくするような地域

★若い人の関わりが増え高齢化しても活気があり、助け合っていくまち
交通の便が良く、自主財源を生み出せるまち

地域の強み

○自由な活動の提案ができる	○公園あり、緑豊か、花いっぱい
○新しい事に積極的に取り組める	○みんなの顔を知っていてあいさつが出来る
○季節の行事が活発	○福祉活動が活発
○地域活動に積極的・協力的な人が多い	○高齢者の趣味活動が盛ん

私たちができること

○色々な人が活動できる場を提供	○防災施設の整備
○子どもたちは地域で育てる	○自治会役員の世代交代
○行政と自治会のつながり強化	○地域の活動に新しい発想を取り入れる
○年齢層にあった会合の場	○地元事業者との連携

2. 調査結果概要

(1) 地域福祉に関する市民アンケート調査

① 性別（単数回答）

	件数	(全体)%
男性	511	38.7
女性	760	57.5
選べない・答えたくない	8	0.6
無回答	42	3.2
合計	1321	100

② 年齢（単数回答）

	件数	(全体)%
18歳～19歳	14	1.1
20歳～29歳	80	6.1
30歳～39歳	128	9.7
40歳～49歳	202	15.3
50歳～59歳	196	14.8
60歳～69歳	271	20.5
70歳～79歳	302	22.9
80歳以上	120	9.1
無回答	8	0.6
合計	1321	100

③ 職業（単数回答）

	件数	(全体)%
会社員	371	28.1
公務員	47	3.6
自営業	64	4.8
家事専業	175	13.2
学生	36	2.7
パート・アルバイト	203	15.4
無職	358	27.1
その他	53	4.0
無回答	14	1.1
合計	1321	100

④ 居住地区（単数回答）

	件数	(全体)%
二日市コミュニティ	271	20.5
二日市東コミュニティ	198	15.0
山口コミュニティ	67	5.1
御笠コミュニティ	92	7.0
山家コミュニティ	33	2.5
筑紫コミュニティ	245	18.5
筑紫南コミュニティ	198	15.0
分からない	177	13.4
無回答	40	3.0
合計	1321	100

⑤ 普段の生活で、どんな悩みや不安を感じているか（複数回答）

あなたは、普段の生活で、どんな悩みや不安を感じていますかとたずねたところ、「自分や家族の老後のこと」が55.5%で最も高く、次いで「自分や家族の健康状態のこと」(55.3%)、「経済（生計）に関すること」（33.0%）と続いています。

	件数	(全体)%
自分や家族の老後のこと	733	55.5
自分や家族の健康状態のこと	731	55.3
経済（生計）に関すること	436	33.0
災害時の備えに関すること	295	22.3
介護に関すること	281	21.3
住宅に関すること	189	14.3
子育てに関すること	165	12.5
仕事・就職に関すること	148	11.2
地域の防犯・治安に関すること	135	10.2
生きがいに関すること	119	9.0
隣近所づきあいに関すること	103	7.8
（家族友人など）人間関係に関すること	90	6.8
学校や成績に関すること	54	4.1
孤独であること	33	2.5
その他	35	2.6
悩みや不安はない	110	8.3
無回答	10	0.8
合計	1321	—

⑥ 悩みや不安のことで相談できる相手はいるか（単数回答）

あなたは、普段の生活で感じている悩みや不安のことで相談できる相手はいますかとたずねたところ、「いる」と回答した人の割合は86.6%となっています。一方で「いない」と回答した人の割合は12.3%となっています。

	件数	(全体)%
いる	1144	86.6
いない	162	12.3
無回答	15	1.1
合計	1321	100

⑦ 具体的な相談相手（複数回答）

普段の生活で感じている悩みや不安のことで相談できる相手が「いる」と回答した人に、具体的な相談相手を以下の中から選んでくださいとたずねたところ、「配偶者（事実婚を含む）」が61.0%で最も高く、次いで「子ども」(35.8%)、「友人・知人」(32.6%)と続いています。

	件数	(全体)%
配偶者（事実婚を含む）	698	61.0
子ども	410	35.8
友人・知人	373	32.6
親	318	27.8
兄弟姉妹	286	25.0
職場の上司、同僚	83	7.3
親戚	75	6.6
医療関係者（医師、歯科医師、薬剤師など）	59	5.2
近所の人	54	4.7
地域包括支援センターの職員	20	1.7
社会福祉施設の職員	20	1.7
民生員・児童委員	14	1.2
市役所の職員	8	0.7
自治会・コミュニティの役員	6	0.5
福祉委員	3	0.3
社会福祉協議会の職員	2	0.2
相談しない	2	0.2
その他	15	1.3
無回答	8	0.7
合計	1144	—

⑧ 民生委員・児童委員の認知度（単数回答）

あなたのお住まいの地域の民生委員・児童委員を知っていますかとたずねたところ、「はい」と回答した人の割合は 31.6%となっています。一方で「いいえ」と回答した人の割合は 67.4%となっています。

	件数	(全体)%
はい	417	31.6
いいえ	890	67.4
無回答	14	1.1
合計	1321	100

⑨ 知っている民生委員・児童委員の活動内容（複数回答）

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって、地域でさまざまな活動を行っています。民生委員・児童委員の活動内容について、知っているものを選んでくださいとたずねたところ、「高齢者の支援や訪問活動」が 55.0%で最も高く、次いで「いずれも知らない」(33.0%)、「日常生活の悩みや心配ごとの相談」(30.4%)と続いています。

	件数	(全体)%
高齢者の支援や訪問活動	726	55.0
いずれも知らない	436	33.0
日常生活の悩みや心配ごとの相談	402	30.4
児童に関する相談	290	22.0
保健福祉に関する情報提供	234	17.7
無回答	41	3.1
合計	1321	—

⑩ 福祉サービスに関する情報をどこから得ているか（複数回答）

あなたは福祉サービスに関する情報をどこから得ていますかとたずねたところ、「「広報ちくしの」や市ホームページ」が70.9%で最も高く、次いで「新聞やテレビなどの報道」(17.2%)、「情報を得ていない、情報を必要としていない」(11.9%)と続いています。

	件数	(全体)%
「広報ちくしの」や市ホームページ	936	70.9
新聞やテレビなどの報道	227	17.2
社会福祉協議会の広報紙「ちくしの福祉だより」 や社協ホームページ	148	11.2
市役所やコミュニティセンターの窓口	124	9.4
SNS（Facebook、X（旧Twitter）、LINE）	94	7.1
福祉サービス事業所または介護支援専門員 （ケアマネジャー）	78	5.9
医療機関（医師・看護師など）や薬局（薬剤師）	77	5.8
総合保健福祉センター「カミーリヤ」	62	4.7
民生委員・児童委員	57	4.3
地域包括支援センター	37	2.8
その他	32	2.4
情報を得ていない、情報を必要としていない	157	11.9
無回答	19	1.4
合計	1321	—

⑪ 福祉に関する情報を、どのような方法で知りたいか（複数回答）

あなたは市の福祉に関する情報を、どのような方法で知りたいと思いますかとたずねたところ、「市広報紙「広報ちくしの」」が74.3%で最も高く、次いで「市ホームページ」(35.1%)、「回覧板」(32.2%)と続いています。

	件数	(全体)%
市広報紙「広報ちくしの」	981	74.3
市ホームページ	464	35.1
回覧板	425	32.2
市公式SNS（Facebook、X（旧Twitter）、LINE）	236	17.9
その他	18	1.4
無回答	27	2.0
合計	1321	—

⑫ どの程度近所付き合いしているか（単数回答）

あなたは、普段近所の人とどの程度の付き合いをしていますかとたずねたところ、「会えばあいさつするが、それ以上の話などはしない」が32.9%で最も高く、次いで「たまに立ち話する程度」(20.4%)、「自治会や隣近所の行事の時だけ付き合う」(16.9%)と続いています。

	件数	(全体)%
困っているとき（病気、悩み、事故など）に、相談したり、助け合ったりするなど、親しく付き合いしている家庭がある	214	16.2
自治会や隣近所の行事の時だけ付き合う	223	16.9
たまに立ち話する程度	269	20.4
会えばあいさつするが、それ以上の話などはしない	434	32.9
付き合いがほとんどない	137	10.4
無回答	44	3.3
合計	1321	100

⑬ 付き合いがほとんどない理由（単数回答）

「会えばあいさつするが、それ以上の話などはしない」「付き合いがほとんどない」と回答した人に付き合いがほとんどないのはなぜですかとたずねたところ、「関わる機会や時間がないから」が28.4%で最も高く、次いで「あまり知らないから」(18.2%)、「特に必要を感じないから」(15.4%)と続いています。

	件数	(全体)%
あまり知らないから	104	18.2
関わる機会や時間がないから	162	28.4
特に必要を感じないから	88	15.4
付き合いがわずらわしいから	24	4.2
人との付き合いが苦手だから	37	6.5
付き合いをしたいが、どうしたらよいか分からないから	7	1.2
特に理由はない	80	14.0
その他	30	5.3
無回答	39	6.8
合計	571	100

⑭ 地域での人との関わりについての考え方（単数回答）

地域での人との関わりについて、あなたの考えに近いものを選んでくださいとたずねたところ、「近所を中心に助け合いや付き合いを大切にしたい」が29.6%で最も高く、次いで「時間的に余裕のある人、やる気のある人が地域と関わる方がよい」(15.2%)、「参加したいが、時間的に余裕がない」(15.1%)と続いています。

	件数	(全体)%
近所を中心に助け合いや付き合いを大切にしたい	391	29.6
地域をよくする活動に参加していきたい	122	9.2
時間的に余裕のある人、やる気のある人が地域と関わる方がよい	201	15.2
隣近所の協力はあてにできないので、自分のことは自分です	103	7.8
参加したいが、時間的に余裕がない	200	15.1
自分の生活・時間を大切にしたいので、関わりを持ちたくない	143	10.8
考えに近いものはない	89	6.7
無回答	72	5.5
合計	1321	100

⑮ 現在、ボランティア活動に参加しているか（単数回答）

あなたは、現在、ボランティア活動に参加していますかとたずねたところ、「参加していないし、今後も参加したいとは思わない」が44.9%で最も高く、次いで「参加していないが、今後は参加したい」(24.0%)、「以前は参加したことがあるが、現在は参加していない」(14.8%)と続いています。

	件数	(全体)%
参加している	109	8.3
以前は参加したことがあるが、現在は参加していない	196	14.8
参加していないが、今後は参加したい	317	24.0
参加していないし、今後も参加したいとは思わない	593	44.9
その他	68	5.1
無回答	38	2.9
合計	1321	100

⑩ ボランティア活動に参加したいと思わない（できない）理由（複数回答）

ボランティア活動に「参加していないし、今後も参加したいとは思わない」を選んだ人にボランティア活動に参加したいと思わない（できない）のはなぜですかとたずねたところ、「時間や収入にゆとりがないから」が39.0%で最も高く、次いで「自分の健康状態がよくないから」(28.0%)、「家族の介護や、子どもの面倒など他にやることがあるから」(23.1%)と続いています。

	件数	(全体)%
時間や収入にゆとりがないから	231	39.0
自分の健康状態がよくないから	166	28.0
家族の介護や、子どもの面倒など他にやることがあるから	137	23.1
何を、いつ、どこでやっているのか分からないから	106	17.9
簡単にできるものがないから	56	9.4
一緒に活動する仲間や友人がいないから	54	9.1
わずかな時間（2～3時間）でできるものがないから	20	3.4
ボランティア講座など、知識や技術を学べる機会や体験の機会がないから	19	3.2
家の近くではできないから	11	1.9
趣味や特技が生かされないから	10	1.7
その他	42	7.1
無回答	9	1.5
合計	593	—

⑰ 災害が発生したとき・発生する恐れがある時（災害時）に、地域で何が一番必要か（単数回答）

あなたは、災害が発生したとき・発生する恐れがある時（災害時）に、地域で何が一番必要と思いますかとたずねたところ、「隣近所・隣組の助け合い」が38.8%で最も高く、次いで「市の防災対策を充実」（25.7%）、「災害に備えた日頃の訓練」（15.1%）と続いています。

	件数	(全体)%
隣近所・隣組の助け合い	513	38.8
災害に備えた日頃の訓練	200	15.1
地域の自主防災組織（自主防災会）の充実	92	7.0
市の防災対策を充実	340	25.7
分からない	111	8.4
その他	12	0.9
無回答	53	4.0
合計	1321	100

⑱ 成年後見制度の認知度（単数回答）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などによって、判断能力が十分でない人の財産と権利を守る「成年後見制度」について、知っていますかとたずねたところ、「ことばは聞いたことがあり、制度のことも知っている」が42.0%で最も高く、次いで「ことばは聞いたことがあるが、制度のことは知らない」（40.3%）、「ことばも制度も知らない」（15.9%）と続いています。

	件数	(全体)%
ことばは聞いたことがあり、制度のことも知っている	555	42.0
ことばは聞いたことがあるが、制度のことは知らない	533	40.3
ことばも制度も知らない	210	15.9
無回答	23	1.7
合計	1321	100

⑱ 「筑紫野市社会福祉協議会」(社協)の認知度(単数回答)

あなたは「筑紫野市社会福祉協議会」(社協)を知っていますかとたずねたところ、「業務内容など詳しく知っている」「場所など、ある程度は知っている」と回答した人の割合は 28.5%となっています。一方で「あまり知らない」「まったく知らない」と回答した人の割合は 69.9%となっています。

	件数	(全体)%
業務内容など詳しく知っている	75	5.7
場所など、ある程度は知っている	301	22.8
あまり知らない	666	50.4
まったく知らない	258	19.5
無回答	21	1.6
合計	1321	100

⑳ 「ちくしの福祉だより」の認知度(単数回答)

あなたは社協が発行し、年 4 回全世帯に配布する「ちくしの福祉だより」を知っていますかとたずねたところ、「毎号、読んでいる」「関心のあるところだけ読む」と回答した人の割合は 56.6%となっています。一方で「あまり読まない」「まったく知らない」と回答した人の割合は 41.9%となっています。

	件数	(全体)%
毎号、読んでいる	185	14.0
関心のあるところだけ読む	563	42.6
あまり読まない	380	28.8
まったく知らない	173	13.1
無回答	20	1.5
合計	1321	100

（２）団体アンケート調査

① 団体の活動上の困りごとについて（複数回答）

項目	回答団体数	割合
新しい取り組みができない	5	25.0%
他の団体と交流する機会が少ない	3	15.0%
新しい会員、利用者が入らない	10	50.0%
後継者が育たない	11	55.0%
活動の場所の確保が難しい	5	25.0%
活動資金が足りない	3	15.0%
情報発信する場や機会が乏しい	3	15.0%
支援を必要とする人の情報が得にくい	7	35.0%
その他	2	10.0%
特に困ったことはない	2	10.0%

○困りごとの具体的内容（自由記述）の結果概要

上記の設問で最も回答数が多かったのは、「後継者が育たない」という回答であり、その内容は、「会員の高齢化と後継者の育成に困っている」といった意見が多くありました。次いで多かった「新しい会員、利用者が入らない」という回答についての具体的な内容としては、「社会が高齢になるまで働けるようになり、人材が集まらない」「新規会員の継続した活動へのサポートも課題」「役員のなり手がなく」といった意見がありました。

② 行政、社協との連携について

本市（行政）や社会福祉協議会と連携・協力できたらよいと思うこと、取り組みなどについて問う設問では、日頃からの連携・協力体制づくりをしていきたいといった意見や、地域の実態の把握、取り組みへのアドバイスや情報提供をしてほしいという意見が多く挙がりました。

また、団体の活動意義を市民に理解してもらえるように、情報発信を求める意見も多く出ました。

③ 団体から見た地域課題と解決に必要なことについて

団体の経験してきた地域課題や、今後起こりうることとして懸念している課題など、地域課題について問う設問では、「支援が必要な人とつながりを持つきっかけがない」「地域での人のつながりが希薄化している」など、つながりの必要性に関する意見が多く見られ、解決策としては、団体活動の情報発信等が必要という意見が出ました。

また、複合的課題について「介入や解決が難しい場合もあり、また新しい問題に対してはどのような支援が良いか困ることもある」といった、支援の難しさについての意見も多くありました。解決策は、様々な機関や関係者がつながることが必要であるという回答でした。

また、「困っている人がいるかもしれないが、個人情報や人権問題の関係で踏み込めない」など、支援に必要な情報収集が困難であるとの意見も出ました。

課題	解決に必要なこと
つながりの必要性	情報発信、地域共生社会の実現を目指した取り組み
会員・利用者数の減少・人材不足	広報活動（チラシ・広報誌の配布、SNS、ホームページ等）、知人・友人への声掛け、活動への理解促進、ボランティア会員への支援
複合的な課題への対応	他機関や他の地域同士の連携
問題の状況がわかりにくい・情報収集が困難	相手に寄り添うコミュニケーション、さりげない見守りと支援
会員の高齢化	－
介護者へのサポートやケア	相談体制、介護者への情報提供、地域全体で支え合う体制づくり
障がい者の親亡き後の支援	支援制度の拡充、アウトリーチを行うためのネットワークづくり、マンパワーの確保、関係団体間の調整
妊産婦のサポート	国や企業の制度
児童虐待・不登校の件数の増加	－
継続的な支援の難しさ	子どもの居場所づくり

④ 今後の地域福祉の推進のため重要と認識していること

今後の地域福祉の推進のため重要と認識していることについて問う設問では、「制度の拡充や環境づくり（移動支援、孤立対策、障がい者・高齢者への配慮など）」「相談窓口の充実化」「活動への関心と理解」「市民への福祉に関する制度等の周知・啓発」「情報共有、連携・協力体制」等の意見が出ました。

【結果概要】

内容	主な意見
制度の拡充や環境づくり （移動支援、孤立対策、障がい者・高齢者への配慮など）	○運転免許証返納も進んでおり、高齢者が買い物や病院などに行くことが困難になっている。地域バスの利便性を高めてほしい。 ○障がい者に限らず、高齢者もいきいきと暮らせる住みやすい町、コミュニティ作り。また若者が定着するような魅力あるまちになっていけばと思う。最後まで寂しい思いをさせたくない。 ○乳幼児の子育て中の人が高齢しがちです。子育て中の人たちのつながりができる場所が増えると良いと思います。
相談窓口の充実化	○困った時に相談できるわかりやすい窓口があり、担当の部署にすぐつながることが大事。
活動への関心と理解	○市民の皆さんに関心を持っていただき、活動の必要性を理解していただいて、気軽に参加できるようになればと思います。
市民への福祉に関する制度等の周知・啓発	○一般市民向けの福祉に関する研修会や講座などが足りない。例えば高齢者に対し生活のヒントになるような事を知らせていく必要がある。
情報共有、連携・協力体制	○行政や他施設との情報交換の場が重要だと思います。

3. 計画策定までの経緯

開催日時	内 容
令和 6 年 2 月 1 日	令和 5 年度第 2 回地域福祉計画等推進委員会 ・ 計画策定について ・ 市民アンケートについて
3 月 1 日	市民アンケート調査の実施（～令和 6 年 3 月 25 日）
4 月 10 日	団体アンケート調査の実施（～令和 6 年 5 月 10 日）
6 月 8 日	市民ワークショップの実施（筑紫南コミュニティ）
6 月 17 日	市民ワークショップの実施（御笠コミュニティ）
6 月 22 日	市民ワークショップの実施（筑紫コミュニティ）
6 月 26 日	市民ワークショップの実施（二日市コミュニティ）
7 月 2 日	市民ワークショップの実施（二日市東コミュニティ）
7 月 5 日	令和 6 年度第 1 回地域福祉計画等推進委員会 ・ 市民アンケート調査及び団体アンケート調査の結果報告
7 月 9 日	市民ワークショップの実施（山口コミュニティ）
7 月 18 日	市民ワークショップの実施（山家コミュニティ）
8 月 20 日	庁内関係課ヒアリング ・ 各事業の今後の方向性について
10 月 18 日	令和 6 年度第 2 回地域福祉計画等推進委員会 ・ 計画の策定にあたっての基本的考え方について ・ 地域福祉市民ワークショップの結果報告 ・ 第三次地域福祉計画・地域福祉活動計画の体系案について
11 月 22 日	令和 6 年度第 3 回地域福祉計画等推進委員会 ・ 第三次筑紫野市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）の内容について（第 1 章から第 4 章までの内容確認）
11 月 29 日	令和 6 年度第 4 回地域福祉計画等推進委員会 ・ 第三次筑紫野市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）の内容について（第 4 章から第 6 章までの内容確認）
12 月 20 日	令和 6 年度第 5 回地域福祉計画等推進委員会 ・ 第三次筑紫野市地域福祉計画・地域福祉活動計画（修正案）の内容について
令和 7 年 1 月 14 日	パブリックコメント（市民への意見募集）の実施 （～令和 7 年 2 月 14 日）
令和 7 年 3 月 11 日	令和 6 年度第 6 回地域福祉計画等推進委員会 ・ パブリックコメントの結果報告及び計画案の最終確認

4. 筑紫野市地域福祉計画等推進委員会

(敬称略)

委 員	依頼団体名	氏 名	備 考
識見を有する者	筑紫女学園大学	やまさき やすのり 山崎 安則	会長
福祉団体等の 代表者	筑紫野市 民生委員児童委員連合会	おかだ せつお 岡田 節男	副会長
市 民	公募市民	やまぐち なおこ 山口 尚子	
		うちかわ しずえ 内川 静江	
福祉団体等の 代表者	筑紫野市社会福祉協議会	いちかわ たかとし 市川 隆利	
	筑紫野市 シニアクラブ連合会	しまむら みちお 島村 紀生	
	筑紫野市 身体障害者福祉協会	みぞた よしひこ 溝田 喜彦	
	筑紫野市立学校 P T A協議会	むらかみ ともみ 村上 友美	令和6年4月1日 委嘱
	筑紫野市立小中学校長会 (阿志岐小学校)	こばやし かずひと 小林 一仁	令和6年4月1日 委嘱
社会福祉施設の 代表者	介護付き老人ホーム ケアハウス菜和	やまだ たいぞう 山田 泰三	
	地域包括支援センター むさし	なかにし かずよ 仲西 和代	
住民組織の代表者 地域コミュニティ に推薦を受けた者	二日市コミュニティ 運営協議会	いで あやこ 井手 文子	
医療機関の 代表者	社団法人筑紫医師会	なかむら ひろし 中村 宏	令和6年10月18日 委嘱
その他市長が 必要と認める者	筑紫野警察署	いいぬま あきこ 飯沼 安紀子	
	部落解放同盟 筑紫地区協議会	くぼ さおり 久保 沙織	令和6年10月18日 委嘱
	計	15 人	

(任期：令和5年6月1日から令和7年5月31日まで)

5. 筑紫野市地域福祉推進条例

(平成22年 6 月29日条例第27号)

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 基本理念等（第3条－第8条）
- 第3章 基本計画（第9条）
- 第4章 地域福祉を推進するための仕組み（第10条－第15条）
- 第5章 福祉サービスの充実（第16条－第23条）
- 第6章 福祉意識の醸成等（第24条－第26条）
- 第7章 災害時要援護者に対する支援（第27条・第28条）
- 第8章 まちづくり施設の整備（第29条）
- 第9章 筑紫野市地域福祉計画等推進委員会（第30条－第41条）
- 第10章 雑則（第42条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、筑紫野市の地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の基本的な事項を定め、市民、市、事業者等の役割を明確にし、地域福祉に関する仕組みを制度として定めることにより、地域福祉を推進し、もってすべての市民が住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らせる協働と共生のまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）市民 市内に住所を有する者、居住する者その他市内に地域福祉に関する活動の拠点を置き当該活動を行うものをいう。
- （2）市 市民が負託した機関として議会及び市長等（行政サービスを行う市の執行機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。）を始めその職員を含めたものをいう。）により運営される団体で、地方自治法（昭和22年法律第67号）により、普通地方公共団体として位置付けられる筑紫野市をいう。

- (3) 事業者 社会福祉を目的とする事業を行う者をいう。
- (4) 社会福祉協議会 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第109条の規定に基づき設立された社会福祉法人で、社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会をいう。
- (5) ボランティア 社会福祉に関して自発的な活動を行うものをいう。
- (6) 福祉活動を行う者 民生委員（民生委員法（昭和23年法律第198号）の規定により筑紫野市を区域として設置された者をいう。）、児童委員並びに主任児童委員（児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により筑紫野市を区域として設置された者をいう。）及び社会福祉協議会が設置する福祉委員をいう。
- (7) 社会資源 福祉ニーズを充足するために活用される施設、機関、個人、集団、資金、法律、知識、技能等の総称をいう。
- (8) 市民その他地域福祉の推進に関わるもの 市民、市、事業者、社会福祉協議会、ボランティア、福祉活動を行う者等生活課題の解決に向けて必要な支援その他地域福祉の推進に関する活動を行うものをいう。
- (9) 生活課題 地域生活において、生活しづらいと感じる日常生活上の課題又は地域全体の問題として地域住民同士で支え合う必要のある課題をいう。
- (10) 協働 市民により構成された組織、市、事業者等が、地域福祉の推進に向けて主体性を保ち、特性を生かしながら対等な立場で協力し合って活動することをいう。
- (11) 参加 市民が地域福祉の計画及び政策づくりの段階から加わることを含めて参加という。
- (12) 市民活動 営利を目的とせず、市民が自主的に行う地域活動又は社会貢献活動をいう。ただし、宗教又は政治に関する活動を除く。
- (13) 支え合いエリア 市民その他地域福祉の推進に関わるものが、自らの生活課題を発見し、課題の解決に向けて互いに支え合い、自主的に福祉活動に関わるための一定の生活環境又は生活圏域をいう。
- (14) 小地域福祉活動 高齢者の健康教室、サロン活動その他の行政区等の地域性を活かし、地域の福祉向上のために身近なところで行う市民活動をいう。
- (15) 災害時要援護者 災害時において、必要な情報を迅速かつ的確に収集し、自らの身体及び生命を守るために避難することその他の一連の安全な防災行動をとるのに何らかの支援が必要な人をいう。

- (16) まちづくり施設 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、物品販売業を営む店舗、公共輸送車両等の用に供する施設、道路、公園その他不特定かつ多数の者が利用する部分を有する施設で福岡県福祉のまちづくり条例施行規則（平成10年福岡県規則第41号。以下「県規則」という。）で定めるものをいう。

第2章 基本理念等

（基本理念）

第3条 筑紫野市における地域福祉は、すべての市民が、住み慣れた地域で、生涯を通し、健康で安心して、自分らしく自立した生活を送れる地域社会をめざし、そのために市民が生活課題に向き合い、その解決に向け、協力して主体的な福祉活動を展開し、市民その他地域福祉の推進に関わるものは自らの役割を果たしながら、相互に連携することにより推進されるものとする。

2 前項の基本理念の実現に当たっては、次に掲げる事項が取り入れられなければならない。

- (1) すべての市民が、地域社会の一員として認められ、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられること。
- (2) すべての市民の個人としての尊厳、自己選択及び自己決定が尊重されること。
- (3) 地域に存在する生活課題を一部のものだけで考えるのではなく、地域全体で考え、共に支え合う関係を拡大し、及び強化すること。
- (4) 市民その他地域福祉の推進に関わるもの同士が、当該生活課題と情報を共有し、協働して地域福祉を推進すること。

（市民の役割）

第4条 市民は、前条の基本理念に基づき、地域福祉に関する意識を高め、幅広く市民活動に参加し、積極的に地域福祉の推進に努めるものとする。

2 市民は、互いの個性及び価値観を認め合い、尊重し合いながら、主体的に地域の生活課題に取り組み、解決するために協力するよう努めるものとする。

3 市民は、市民その他地域福祉の推進に関わるものと連携し、地域福祉の推進に努めるものとする。

（市の役割）

第5条 市は、第3条の基本理念に基づき、市民その他地域福祉の推進に関わるもの（市を除く。）と連携し、地域福祉の推進に必要な施策を行うものとする。

- 2 市は、福祉サービスを必要とする市民に対し、当該福祉サービスを総合的に、かつ、適切に提供しなければならない。
- 3 市は、市民その他地域福祉の推進に関わるもの（市を除く。）が行う地域福祉活動に対し、互いの支え合いにより解決ができる仕組みを整備することができるよう、必要に応じて支援するとともに、地域福祉活動の基盤整備に努めるものとする。
- 4 市は、多様な生活課題に対応し、幅広い視点で地域福祉を推進するため、総合的なコミュニティ施策を行うよう努めるものとする。
- 5 市は、地域福祉の推進に必要な人材の確保、育成及び資質の向上に努めるものとする。
- 6 市は、地域福祉の推進に必要な法制上及び財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、第3条の基本理念に基づき、市民その他地域福祉の推進に関わるものと連携し、地域福祉の推進に必要な活動に協力するものとする。

- 2 事業者は、市民その他地域福祉の推進に関わるものに対し、地域福祉の推進に必要な知識及び技術を提供するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、地域福祉の推進に必要な人材の確保、育成及び資質の向上に努めるものとする。
- 4 事業者は、市民が地域で安心して暮らすために、多様なニーズに応え、福祉サービスの質の向上を図るよう努めなければならない。

（社会福祉協議会の役割）

第7条 社会福祉協議会は、第3条の基本理念及び法第109条の規定に基づき、市民その他地域福祉の推進に関わるもの（社会福祉協議会を除く。）と連携して、積極的に地域福祉の推進に必要な活動を行うものとする。

- 2 社会福祉協議会は、地域福祉活動を行う個人及び団体に対し、地域福祉の推進に関する情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。
- 3 社会福祉協議会は、地域福祉の推進に必要な人材の確保、育成及び資質の向上に努めるものとする。

（福祉活動を行う者の役割）

第8条 福祉活動を行う者は、第3条の基本理念に基づき、市民その他地域福祉の推進に関わるものと連携し、地域の福祉ニーズを把握し、課題の解決に向けて主体的な支援を行うよう努めるものとする。

- 2 福祉活動を行う者は、地域福祉の中心的な担い手として、互いに連携し、小地域福祉活動をはじめとする市民活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

第3章 基本計画

(地域福祉計画)

第9条 市は、地域福祉の推進に関する基本計画として、地域福祉計画を策定するものとする。

- 2 地域福祉計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 地域福祉の推進に関する基本理念及び施策の大綱

- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要な事項

- 3 地域福祉計画は、市民その他地域福祉の推進に関わるものの地域福祉に関する総合計画として策定するものとする。

- 4 市は、地域福祉計画の策定に当たっては、企画及び立案段階から市民の参加により策定するとともに、筑紫野市地域福祉計画等推進委員会の意見を聴かなければならない。

- 5 市は、地域福祉計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。

- 6 前2項の規定は、地域福祉計画の変更について準用する。

第4章 地域福祉を推進するための仕組み

(支え合いエリアの設定)

第10条 市は、市民が日常的な生活圏のなかで福祉活動に自主的に関わることができる仕組みとして、支え合いエリアを設定するものとする。

(相談及びサービス提供体制)

第11条 市は、福祉サービスを総合的に提供するため、総合的な相談及び福祉サービス提供体制の整備に努めるものとする。

- 2 市は、市民その他生活課題を抱えるものからの総合的な相談に応じるため、専門職の育成及び配置を行うよう努めるものとする。

- 3 市は、福祉サービスを必要とする者が適切に当該福祉サービスを受給することができるよう、そのための支援体制を整備するよう努めるものとする。

(情報の提供及び共有)

第12条 市は、福祉に関する情報をあらゆる市民が収集し、活用することができるよう、分かりやすく適切な内容及び方法で情報を提供しなければならない。

2 支え合いエリアにおいて生活課題を解決するために必要な支援を行うものは、必要な情報の収集に努めるとともに、それらの情報を共有し、活用することができるよう努めるものとする。

3 前項の規定の実施に当たっては、個人情報の保護に最大限の配慮をしなければならない。

（ボランティア活動の推進）

第13条 市民その他地域福祉の推進に関わるものは、自らの能力を活かし、主体的にボランティア活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

2 市及び社会福祉協議会は、ボランティア及びボランティアによる支援を必要とする者の両者が、迅速かつ適切に結び付けられるよう、ボランティア活動の提供体制を整備するものとする。

3 市及び社会福祉協議会は、ボランティアがその意欲及び能力を十分に発揮して、積極的なボランティア活動を行えるよう、ボランティア活動に関する情報の提供、助言、育成その他必要な支援を行うものとする。

（地域福祉ネットワーク）

第14条 市民その他地域福祉の推進に関わるものは、生活課題を抱える者に対し、必要に応じて適切な支援を行えるよう、互いに協力し、支え合いエリアに応じて、支援体制を構築するものとする。

2 市民その他地域福祉の推進に関わるものは、前項の支援体制において、生活課題の発見から相談、支援までの包括的な問題に対応するため、個別に支援のための会議を設置するものとする。

（市民活動の推進）

第15条 市民は、市民その他地域福祉の推進に関わるものと協力し、地域の実情に合わせ、小地域福祉活動等の地域の福祉向上を目的とした市民活動を行うよう努めるものとする。

2 市、事業者及び社会福祉協議会は、前項の市民活動が推進されるよう、情報及び技術の提供、相談、助言その他必要な支援を行うものとする。

第5章 福祉サービスの充実

（高齢者福祉の充実）

第16条 市は、第3条の基本理念に基づき、すべての高齢者が安心して暮らし続けることができるよう、市民その他地域福祉の推進に関わるもの（市を除く。）との協働により必要な福祉サービスの充実に努めるものとする。

（障害者福祉の充実）

第17条 市は、第3条の基本理念に基づき、すべての障害者が生涯を通して安心して暮らし続けることができるよう、市民その他地域福祉の推進に関わるもの（市を除く。）との協働により必要な福祉サービスの充実に努めるものとする。

（子育て支援の充実）

第18条 市は、第3条の基本理念に基づき、すべての子どもが安心して心身ともに健やかに成長することができるよう、市民その他地域福祉の推進に関わるもの（市を除く。）との協働により必要な福祉サービスの充実に努めるものとする。

（健康づくりの推進）

第19条 市は、第3条の基本理念に基づき、すべての市民が健康でやすらぎのある生活を送れるよう、市民その他地域福祉の推進に関わるもの（市を除く。）との協働により必要な福祉サービスの充実に努めるものとする。

（総合的な福祉サービスの充実）

第20条 市は、前4条の福祉サービスが、市民一人一人の環境及び必要に応じ、市民その他地域福祉の推進に関わるもの（市を除く。）との協働により生涯にわたって総合的に提供されるよう努めるものとする。

（福祉サービスの利用支援）

第21条 市は、一人では福祉サービスを受けることが困難な市民に対し、必要な福祉サービスを受けられるよう、福祉サービスの利用支援の体制を確立するものとする。

（他分野との連携）

第22条 市は、人権、防犯、防災、教育、文化、就業支援その他多様な生活課題に対応するため、様々な分野の事業と連携し、地域福祉を推進しなければならない。

（住環境の整備の推進）

第23条 市は、市民が住み慣れた地域の中で、安全で快適に居住し、暮らし続けることができるよう、必要に応じて身体的な生活困難性に配慮した住環境の整備を推進するとともに、そのための必要な助成その他の支援に努めるものとする。

第6章 福祉意識の醸成等

(福祉意識の醸成等)

第24条 市は、市民とともに、乳幼児期から生涯にわたって、互いの個性等を認め合い、理解しながら共に生きる力を育むことができるよう、人権の尊重を基本として、福祉意識の醸成に努めるものとする。

2 市及び社会福祉協議会は、市民が生活課題に自ら気づき、支え合いながら解決に向けて取り組むことができるよう、地域福祉の理念を広めるものとする。

(福祉交流)

第25条 市は、前条に掲げる福祉意識の醸成等のため、市民が互いに交流し、及び学び合える機会の確保その他の必要な施策を行うよう努めるものとする。

(福祉を担う人材の育成及び活用)

第26条 市、事業者等は、地域福祉を担うボランティア及び専門職等の人材を育成するよう努めるものとする。

2 市及び社会福祉協議会は、地域福祉を総合的に調整（生活課題の集積及び分析を行い、当該生活課題解決のために社会資源の調整、支援のためのネットワーク化、福祉活動の開発その他の必要な活動を行うことをいう。）する人材を育成し、当該人材を地域に配置するよう努めるものとする。

第7章 災害時要援護者に対する支援

(災害時要援護者に対する支援)

第27条 市は、災害時要援護者の生命及び身体の安全を確保するため、関係機関等と連携し、災害時において、必要な支援を行わなければならない。

2 市は、平常時から、災害時要援護者の情報を的確に把握し、支援するための体制及び方法を整備するよう努めるものとする。

(地域の協力体制の整備)

第28条 市民は、地域において、災害時その他緊急の場合に互いに助け合うことができる体制を整備し、協力するよう努めるものとする。

2 市は、前項の協力体制の整備が進むよう、情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

第8章 まちづくり施設の整備

(まちづくり施設の整備)

第29条 市がまちづくり施設（物品販売業を営む店舗その他市の施策及び事業に関連のないものを除く。）を整備するときは、福岡県福祉のまちづくり条例（平成10年福岡県条例第4号。以下「県条例」という。）及び県規則並びに筑紫野市福祉環境整備指針で定める整備基準に適合させ、だれもが安全かつ快適に利用することができるように配慮した管理運営を行わなければならない。

2 市がまちづくり施設を整備するときは、県条例及び県規則に規定する望ましい基準に適合させるよう努めるものとする。

3 まちづくり施設を整備しようとする者は、県条例及び県規則に基づき施設を整備するとともに、望ましい基準に適合させるよう努めるものとする。

4 市は、まちづくり施設を整備しようとする者に対し、望ましい基準に適合させるよう周知に努めるものとする。

第9章 筑紫野市地域福祉計画等推進委員会

(設置)

第30条 地域福祉の推進を図るため、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関として、筑紫野市地域福祉計画等推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第31条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項についての調査及び審議を行い、その結果を市長に答申するものとする。

(1) 筑紫野市地域福祉計画（以下「計画」という。）に基づく施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項

(2) 計画の進行管理及び見直しに関する事項

(3) その他地域福祉の推進に必要と認められる事項

(組織)

第32条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第33条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 福祉団体等の代表者

- (3) 社会福祉施設の代表者
- (4) 住民組織の代表者
- (5) 医療機関の代表者
- (6) 識見を有する者
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第34条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であってもその本来の職又は資格を失ったときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第35条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第36条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(作業部会)

第37条 第31条に掲げる所掌事務の事前調査、課題の調査研究、計画素案の検討その他必要な作業を行うため、委員会に作業部会を置くことができる。

2 作業部会の部会員は、委員のうちから会長が選任する。

3 作業部会に部会長を置き、作業部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 作業部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

5 部会長は、作業部会で検討を行った事項について、委員会に報告しなければならない。

(意見の聴取等)

第38条 委員会及び作業部会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第39条 委員には、筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例(昭和30年筑紫野市条例第22号)で定めるところにより報酬を支給する。

2 委員には、筑紫野市職員等の旅費に関する条例(平成3年筑紫野市条例第37号)で定めるところにより費用弁償を支給する。

(庶務)

第40条 委員会の庶務は、健康福祉部生活福祉課において行う。

(委任)

第41条 この条例に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

第10章 雑則

(委任)

第42条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(筑紫野市地域福祉計画等推進委員会設置条例の廃止)

2 筑紫野市地域福祉計画等推進委員会設置条例(平成20年筑紫野市条例第35号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に策定され、運用されている筑紫野市地域福祉計画については、この条例に基づき策定されたものとみなす。

4 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の筑紫野市地域福祉計画等推進委員会設置条例第1条の規定により設置された筑紫野市地域福祉計画等推進委員会(以下「旧委員会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、第9章の規定により委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第34条第1項の規定にかかわらず、施行の日における旧委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

6. 用語の解説

[あ行]

アウトリーチ

支援が必要であるにも関わらず、必要な支援が届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報や支援を届けること。

SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）

Social Networking Service の略で、インターネット上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスのこと。プロフィールや写真の公開、メッセージの送受信、友達検索などの機能がある。

（例）：「LINE（ライン）」、「Facebook（フェイスブック）」、「Instagram（インスタグラム）」「X（旧 Twitter）」等。

NPO（非営利団体）

Not-for-Profit Organization の略で、民間非営利組織のこと。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称で、様々な分野において社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。

[か行]

協力雇用主

犯罪をした者などの自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、または雇用しようとする事業主のこと。

刑法犯

「刑法」等の法律に基づいて処罰される犯罪を意味する。代表例は、他人に財産的な損害を与える窃盗・詐欺・横領などや、他人の生命・身体を害する殺人・傷害などがある。

権利擁護

福祉サービス利用者の持つ権利性を明確にしていくとともに、権利侵害の予防、防止、侵害された権利の救済、解決を支援する活動。

〔さ行〕

災害ボランティアセンター

災害時に設置される被災地での防災ボランティア活動を円滑に進めるための拠点。近年では、大規模災害に見舞われたほとんどの被災地に立ち上げられ運営されている。

運営は、被災した地域の社会福祉協議会や日頃からボランティア活動に関わっている人、NPO法人などが協働して担うことが多い。

市民後見人

弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等であり、市区町村等が実施する養成研修を受講するなどして成年後見人等として必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した人。

自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織。

社会資源

利用者がニーズを充足したり、問題解決したりするために活用される個人、集団や施設、機関だけでなく、資金、法律、知識や技術などを含めた総称。

社会福祉法

わが国における社会福祉を目的とする事業の基礎をなす法律。社会福祉の目的や理念、原則などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人など、社会福祉の基礎構造に関する規定とともに、市町村地域福祉計画などの作成その他の地域福祉の推進を図るための規定が定められている。

社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。社会福祉事業とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業に分けられる。また、社会福祉事業の他、公益事業及び収益事業を行うことができる。

社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

小地域福祉活動

一般的に「住民の顔が見える」日常生活圏域を基礎に行われる住民の様々な福祉活動の総称。地域の福祉課題解決のため、ご近所の見守りや声掛け、支えあい活動などをいう。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法的に支援する制度のこと。

[た行]

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるケアシステム。

地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として市町村が設置している機関。

DV（ドメスティックバイオレンス）

Domestic Violence の略で、明確な定義はないが、「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用される。

[な行]

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などのうち、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行う事業。

認知件数

警察等捜査機関によって犯罪の発生が認知された件数のこと。

[は行]

パブリックコメント

市が行う重要な政策、条例、計画等の策定にあたり、その目的や内容等を広く市民に公表し、市民から出された意見を考慮して意思決定をするとともに、市民からの意見に対する市の考え方を明らかにする一連の手続きのこと。

福祉委員

地域の中で、高齢者、障がい者（児）、子育て中の親子等で支援を必要とする本人や家族に対して、隣近所に住む者として良き相談相手となるとともに、民生委員・児童委員や自治会、老人クラブ、ボランティア団体等と連携を取りつつ、「福祉のまちづくり」を進めていく地域福祉の推進役。

福祉教育

社会福祉問題を学習テーマにしたり、福祉の活動体験などを行ったりすることで、お互いが共感できる心を育み、また、人と人との関わりについて考えるきっかけとなることをめざした教育のこと。

福祉避難所

要配慮者（主として高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のための避難所のこと。

保護司

保護司は、保護司法・更生保護法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員で、犯罪や非行に陥った人の更生を任務とする。

ボランティアセンター

ボランティアの活動拠点であり、ボランティア活動に関する相談窓口。ボランティアによる支援を受けたい人や団体とボランティア活動をしたい人をつなぐ役割も担っている。

〔ま行〕

民生委員・児童委員

民生委員法、児童福祉法に基づき各市町村に設置され、厚生労働大臣より委嘱が行われる地域の身近な相談役。住民が生活上の悩みを抱え、誰かに相談したいときや、社会福祉の制度を利用したいときなど、常に住民の立場に立って相談を受け、必要に応じて行政等の支援機関につなぐ役割を担う。

〔や行〕

ヤングケアラー

法令上の定義はないが、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを日常的に行っている、18歳未満の子どもをいう。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う協議会。対象となる児童は、虐待を受けた児童や非行児童である。

要介護等認定者

介護保険制度における要介護または要支援の認定を受けた人。

本市全域とコミュニティなどの位置関係図



第三次筑紫野市地域福祉計画・地域福祉活動計画 発行 福岡県 筑紫野市

筑紫野市 健康福祉部 生活福祉課
〒818-8686 福岡県筑紫野市石崎一丁目1番1号
TEL：092-923-1111 / FAX：092-923-5230

筑紫野市社会福祉協議会
〒818-0013 福岡県筑紫野市岡田三丁目11番地1
筑紫野市総合保健福祉センター（カミーリヤ）内
TEL：092-920-8008 / FAX：092-920-8033

【表紙、左上から】

- ① 地域福祉サポーター養成講座(ガイドボランティアみちしるべ)、② 地域福祉計画市民ワークショップ(二日市東コミュニティ)、③ 東新町シニアサロン、④ 子育てサロン連絡会、⑤ 岡田たんばの会、⑥ 学校における福祉教育(筑紫野市手話の会)

